

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月30日
【計算期間】	第7期（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）
【ファンド名】	マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド （Man Global Multi - Strategy Principal Protected Fund ）
【発行者名】	三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ （Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ）
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 皆川 宏
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番 （287 - 289, route d'Arlon, L - 1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中 野 春 芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 野 春 芽 弁護士 水 谷 共 宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成23年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円）による。以下同じ。

（注2）マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券（以下「ファンド証券」ともいう。）は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、会計年度とは、6月1日に始まり5月31日に終わる期間を指す。ただし、第1会計年度は平成16年11月16日に始まり平成17年5月31日に終了した期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2004年11月16日付信託証書（2008年5月28日付変更信託証書および2009年2月25日付補遺信託証書により修正済）に従って同日付で設定されたユニット・トラストである。

ファンドの投資目的は、中期的な投資により、リスク調整された値上がり益を獲得することである。運用実績については保証されていない。

ファンドにおける信託金の最低限度額は、2,000万米ドルである。

平成21年5月現在、ファンドは、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンドに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証書および／または現金で保有している。

b．ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき投資信託として設立された。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）は、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有する。各受益者は、書面による通知を日本における販売会社を通じて管理会社に送付することにより、毎取引日（別紙「定義」にて定義される。）において、管理会社にそのファンド証券の買戻しを請求することができる。

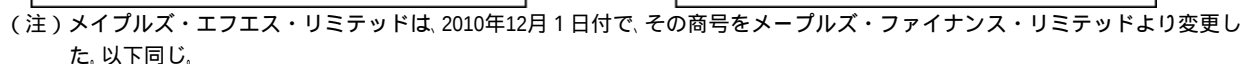
買い戻された各受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直前の評価日現在の受益証券一口当たりの純資産価格を参照して計算される。

（２）【ファンドの沿革】

1974年4月11日	管理会社設立
2004年11月16日	信託証書締結
2004年12月16日	日本におけるファンド証券の募集開始
2005年1月24日	ファンドの運用開始
2008年5月28日	変更信託証書締結
2009年2月25日	補遺信託証書締結

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
-----	------------	--------

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社 登録事務代行会社 管理事務代行会社	2004年11月16日付で信託証書（2008年5月28日付変更信託証書および2009年2月25日付補遺信託証書により修正済）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定している。2004年11月18日付で登録・名義書換事務代行契約（注１）を受託会社および保証請求代理人と締結。同契約は、登録・名義書換事務代行業務および管理事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社 保管会社	2004年11月16日付で信託証書（2008年5月28日付変更信託証書および2009年2月25日付補遺信託証書により修正済）を管理会社と締結。信託証書は、上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
マン・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッド (Man Corporate Services (Ireland) Limited)	受益者サービス代行会社	2004年11月18日付で受益者サービス代行契約（注２）を管理会社と締結。報酬契約は、受益者サービスについて規定している。
マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド (Man Valuation Services Limited)	評価事務代行会社	2004年11月18日付で評価事務代行契約（注３）を管理会社と締結。評価事務代行契約は、受益証券に関する評価業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2004年11月26日付で管理会社との間で代行協会員契約（注４）を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。 2004年11月26日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注５）を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注１）登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務および管理事務の提供を約する契約である。

（注２）受益者サービス代行契約とは、管理会社によって任命された受益者サービス代行会社が、ファンドに対し、受益者サービスを提供することを約する契約である。

（注３）評価事務代行契約とは、管理会社によって任命された評価事務代行会社が、ファンド証券一口当たり純資産価格の算定等ファンド証券に関する評価業務を提供することを約する契約である。

（注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券一口当たりの純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注５）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立された。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

() 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

() 資本金の額（平成23年9月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約28億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

() 会社の沿革

昭和49年4月11日 設立。

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

() 大株主の状況

（平成23年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2009年改正）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下、併せて「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

(イ) 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としめない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得す

ることができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2017年2月28日に終了する。

信託法において特定の要件は定められていないが、免税信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することを慣行として推奨されている。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（ハ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「ケイマン規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、ケイマン規則に従って事業を行わなければならない。

一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書にはケイマン規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないこと、または履行できないであろうこと。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2010年改訂）
 - マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）
 - 認可条件

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング（Ernst & Young）のケイマン諸島事務所である。ファンドの会計監査は、英国において一般に認められた会計原則に基づいて行われる。

ファンドは、毎年11月30日までには同年5月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（ a ）ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（ b ）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（ i ）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（ a ）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（ b ）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （ a ）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （ b ）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （ c ）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （ d ）純資産価額
- （ e ）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （ f ）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （ g ）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（ a ）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ b ）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年5月31日である。会計書類は、英国で承認されている国際財務報告基準またはその他の会計原則に従って作成される。会計年度末から6か月以内に、毎年の年次受益者総会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。受益者は、受益証券勘定の純資産価額、発行済受益証券口数、受益証券一口当たりの純資産価格および前月の各投資戦略に関するトレーディング・カンパニーの取引活動に関する報告の記載された月次報告書を入手することができる。ファンドは、これらの報告書および通知をマンのウェブサイトにおいて電子形式で開示し、特別の請求がある場合にのみ報告書および通知を送付するものとすることができる。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a．金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示

書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

b．投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各事業年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法における「規制された投資信託（regulated mutual fund）」の定義に該当し、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許を所持している。ファンドはまた、本規則を遵守している。本規則のパート Ⅰ は、ファンドの英文目論見書について開示要件を規定している。ファンドの英文目論見書は、ミューチュアル・ファンド法および本規則にしたがって、CIMAに提出されている。

規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。いずれの場合も、ファンドは、CIMAに監査済財務書類を毎年提出しなければならない。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づ

く投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

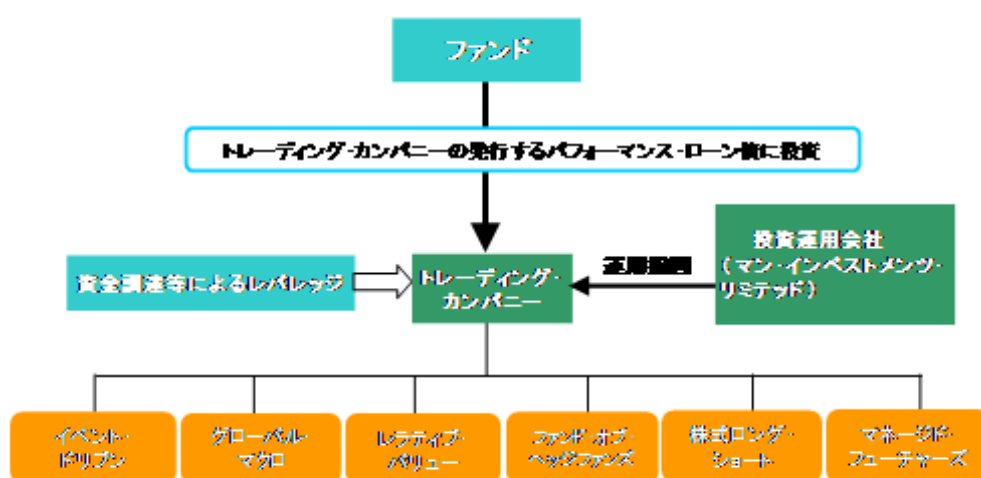
（１）【投資方針】

・投資目的および投資方針

ファンドの投資対象



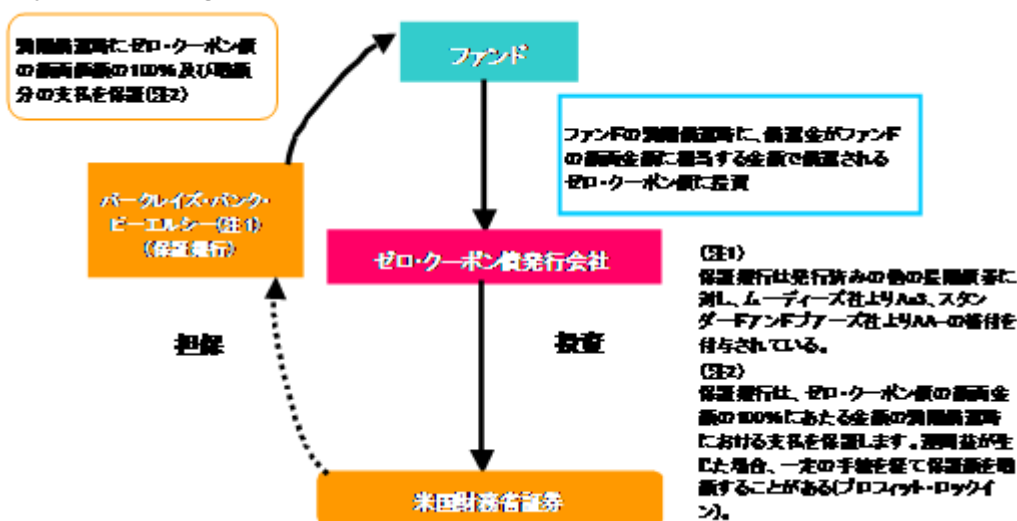
（積極運用部分）



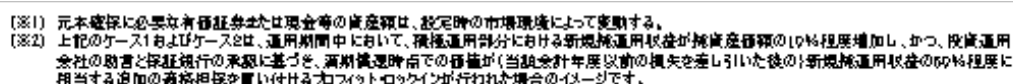
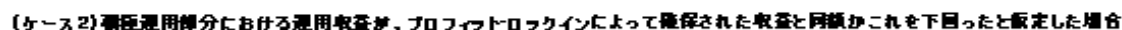
＜スタイル・ポートフォリオ＞

※投資配分の上限はファンドの純資産額の150%程度を目標

（安定運用部分）



(ケース1) 運送運用係分における運用収益がプラスであり、かつ、プロフィット・ロッキングによって確保された収益を上回ったと仮定した場合



トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、ケイマン諸島会社法（2009年改訂）

に基づき、有限責任の免税会社として2004年10月25日に設立された。

設立時において、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の授權株式資本は、それぞれ、券面額1米ドルの普通株式50,000株により構成される50,000米ドルであった。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、それぞれ普通株式1,000株を、バミューダの法律の下でコーダン・トラスト・カンパニー・リミテッド（Codan Trust Company Limited）が締結した平成17年12月14日付信託約款にしたがって設立された特定目的会社である。マスター・マルチ・プロダクト・パーパス・トラスト（Master Multi - Product Purpose Trust）の受託会社としての地位を有する、バミューダの免税会社であるマスター・マルチ・プロダクト・ホールディングス・リミテッド（Master Multi - Product Holdings Ltd.）に対して発行し、また継続的に保有する。普通株式は100%の議決権を有する。

パフォーマンス・ローン債の発行手取金は、トレーディング・カンパニーにより、下記の「投資スタイル」に詳述された各種の投資手法に充当され、一方、ゼロ・クーポン債の発行手取金は、ゼロ・クーポン債発行会社により、下記の「元本確保およびプロフィット・ロックインに関する要項」に詳述された元本確保のための運用に充当される。本書に記載された投資手法への、ファンドによる投資に関する言及は、トレーディング・カンパニーを通じた投資と解釈されるべきものである。

マルチ・ストラテジー手法によるリターンの向上

上記の投資配分を実行するため、トレーディング・カンパニーは、信用枠（クレジット・ファシリティ）や、デリバティブを使用することがある。

ファンドは、市場の上昇・下落の如何を問わず一貫した運用実績の達成を可能とする、各種投資戦略で構成され高度に分散された、機動的なポートフォリオを運用することにより、上記の運用目標の達成を図る。ファンドの受益者は、トレーディング・カンパニーの投資運用会社であるマン・インベストメンツ・リミテッドが厳選した各種の投資戦略への、トレーディング・カンパニーによる投資運用からもたらされる（信用枠返済後の）ネットの投資収益による恩恵を受けることとなる。

投資戦略は、当初、以下の6種類の投資手法に分類することができる。

- ・イベント・ドリブン戦略
- ・グローバル・マクロ戦略
- ・レラティブ・バリュー戦略
- ・ファンド・オブ・ヘッジファンズ戦略
- ・株式ロング・ショート戦略
- ・マネージド・フューチャーズ戦略

相互補完的な投資手法と投資運用者の均衡を保つための機動的な入替えは、マン・インベストメンツ・リミテッドの投資運用チームが担当する。マン・インベストメンツ・リミテッドは、スタイル・ポートフォリオについて、各投資スタイルが目標とするリスク/リターンを実現する投資能力を有すると考える運用マネジャーを選任する。

上記に列挙された投資スタイルは、網羅的なものではない。ファンドの投資目的を達成するために、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーの資産を上記の投資手法とは異なる投資手法に配分することができる。

投資配分

ファンドは、投資配分の上限を、受益証券の純資産総額の150%程度とすることを目標とする。

平成21年5月現在、ファンドは、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンドに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証書および/または現金で保有している。

元本確保およびプロフィット・ロックインに関する要項

ファンドのための投資運用は、元本確保の仕組みに基づいて行われる。ファンドのために受託会社に対して、ゼロ・クーポン債発行会社が割引発行する各ゼロ・クーポン債には、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「保証銀行」という。）による元本保証が付されている（注１）。かかる保証には、保証要項に基づき、償還日時点で発行済みで、かつ償還される各ゼロ・クーポン債について、受託会社が、償還日に、各ゼロ・クーポン債の額面（１米ドル）と少なくとも同等以上の金額を受領する旨規定されている（注２）。また、ゼロ・クーポン債は、本書中で、下記に詳述されるプロフィット・ロックインに関する仕組みの恩恵も受ける。プロフィット・ロックインに関する仕組みは、保証額の増額を保証銀行に提案し、投資運用会社との事前協議に基づき、また書面による保証銀行の事前の承諾を得た上で、受託会社がゼロ・クーポン債に対して、保証額を増加させるため、パフォーマンス・ローン債の発行要項に基づき受託会社が受領した利息を支払うことを可能とする。

（注１）保証銀行による保証は、保証書の要項に従ったものである。

（注２）保証書の要項に規定されている。償還日において発行されていないゼロ・クーポン債や、償還日以前に償還されたゼロ・クーポン債は、保証の利益を受けることはない。

投資スタイル

トレーディング・カンパニーが発行したパフォーマンス・ローン債を、ファンドのために、受託会社が保有することにより、受益者は、各種投資戦略への資金配分を通じてトレーディング・カンパニーが獲得した（借入金返済後の）投資純利益の恩恵を受けることとなる。

トレーディング・カンパニーのポートフォリオは、各種の資産クラスおよび金融商品を駆使して実行される。定量的・定性的、かつ、広範囲の投資戦略に分散投資される。投資戦略は、当初、６種類の運用手法に大別される。

イベント・ドリブン戦略は、通常、スピン・オフ、合併・企業買収、破産再生、資本再構成および自社株買い等の株価に大きな影響を与えるようなイベントが創出する機会を利用する投資戦略で構成される。当該投資戦略は、アクティビスト・ドリブン戦略に加えスペシャル・シチュエーション戦略、ディストレスト証券戦略で構成される。投資対象には債券およびオプションのほか普通株のロング/ショート、優先株のロング/ショートが含まれる。イベント・ドリブン戦略の目的は、広範な市場の全体的な方向性に左右されることなく、積極リターンを生み出すことにある。

グローバル・マクロ戦略は、世界各国または各地域における政治、経済情勢の変化に起因する非効率な市場における価格の歪みを発見するために、マクロ経済や金融状況に関するトップ・ダウン分析を採用する投資戦略で構成される。当該戦略は、体系的バイアス、裁量的バイアスの両方を用いたマクロ取引手法に重点を置いている。グローバル・マクロ戦略のマネジャーは、先進国市場、新興市場の両方に取引の機会を見出す。当該戦略は、各国またはグループ別の国々における証券、金利、コモディティおよび通貨に対するネット・ロング/ショート・エクスポージャーを伴うことがある。当該戦略は、通常、従来の資産クラスや、他のヘッジ・ファンド手法から独立したリターンを生み出す。

レバティブ・バリュー戦略は、同一市場内または異なる市場間において関連性のある証券の価格の歪みに乗じて利益を追求する投資戦略で構成される。当該戦略は、割安な資産を買い建てる一方で割高な資産を売り建てることにより、当該資産間の価格の変動に起因する収益獲得の機会を追求する。当該戦略のパフォーマンスは、一般的に、取引が行われる市場に対し、低い相関およびベータを示すことが想定される。この種の戦略の目的は、いかなる市場環境においても相対的にボラティリティーを低めに抑えつつ、一貫したリターンを実現することである。

ファンド・オブ・ヘッジファンズ戦略は、各種の投資戦略から成る分散の効いたポートフォリオを持つことで、いかなる投資にも対応可能である。当該戦略の運用者は、ファンド・オブ・ヘッジファンズを構成する各投資戦略が提供する競争上の優位性を生かすため、明確な投資プロセスと投資手法を備えていることを要する。当該戦略の目的は、（債券投資と同様）ボラティリティーを抑えつつ、一貫して魅力的な絶対リターンを達成することである。各種の戦略で構成されるファンド・オブ・ヘッジファンズに資産を配分することで、ファンドに内在する戦略的分散が確保され、ポートフォリオに安定性を与えることとなる。

株式ロング/ショート戦略では、ロングおよびショート・ポジションに特別な制限を設けることなく、したがって、可変または一貫したロング/ショートポジションをとる。これらは、アウトライト・ベースで、割安および割高であると判断される株式を見極めること（「銘柄選択」として知られる手法）により、利益の獲得を追求する。かかる戦略の実績は、通常、株式ヘッジ戦略が取引される市場との高度の相関性とベータに示されることが期待されている。ボラティリティーはまた、株式ヘッジ戦略に比し高い傾向にある。かかる分野におけるポートフォリオ構築の目的は、地域的および/または業種毎に完結した領域における専門的な投資手法へのアクセスを得ることにある。

マネージド・フューチャーズ戦略では、株式指数、債券、外国為替、商品を含む広範な市場において、先物、オプション、先渡し、スワップなどのデリバティブを、レバレッジを効かせて売買する。当戦略では、買い建ておよび売り建ての両方のポジションを構築し、通常、テクニカル分析と体系的な投資プロセスを用いて運用を行うが、ファンダメンタル分析を用いた裁量運用を行うこともある。売買執行システムは、通常、コンピューターを用いた洗練されたシステムで、トレンドを見極め、それに追従するが、トレンド・リバーサル、コントラリアン（逆張り）、平均回帰などの非トレンド手法を用いる運用者もいる。また、極めて流動性の高い先物市場において、短期の利益獲得を追求するよう設計された積極的かつ系統的なトレーディング手法を採用する運用者もいる。平成20年7月1日現在、AHLダイバーシファイド・プログラムがマネージド・フューチャーズ戦略の核となるマネジャーである。

上記の投資スタイルを実行するための投資戦略および投資スタイルの一覧は、すべてを網羅したものではなく、随時変更される可能性がある。従って、投資運用会社は、投資目的達成のため、上記の投資スタイルの一つまたは複数への資産の配分の全部または一部を削減し、上記の範疇には含まれない新しい投資手法を採用することができる。また、投資運用会社が、個々の投資スタイルまたは他の投資手法の構築および管理を、傘下マネジャーまたは外部運用マネジャーに委託することもある。かかる運用の構成および特徴は、将来、変更される可能性がある。

・保証および保証会社

保証

保証銀行は、保証枠設定契約に規定された一定の条件が充足されることを条件に、ゼロ・クーポン債発行会社が保証状の発行を要求する日付で、ファンドのために行為する受託会社に対し、保証状を発行する。

保証銀行は、保証状の要項に基づき、かつ保証状に規定された一定の制限および限定を前提に、償還日に発行済みでかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、ファンドのために行為する受託会社に対し、ゼロ・クーポン債発行会社が、期限を遵守して保証金額相当額（かかるゼロ・クーポン債の額面（1米ドル）の100%に、プロフィット・ロックインの実行による追加額を加算した額）の支払を保証する。保証銀行は、償還日以前に償還されるゼロ・クーポン債に関して、一切、支払義務を負わない。

保証銀行は、ゼロ・クーポン債発行会社に対し、ゼロ・クーポン債の発行手取金の一部を適格担保の買付に充当することを要求する。ゼロ・クーポン債発行会社は、担保関連契約に基づき、保証銀行の義務の担保として、保証銀行に対し、適格担保に質権を設定する。ゼロ・クーポン債発行会社は、保証枠設定契約に従い、償還日における保証状に基づく保証債務を担保するに十分な額の適格担保を買い付け、全額を担保に供する。また、保証枠設定契約の規定の通り、ゼロ・クーポン債発行会社が保証銀行に対して支払うべき未払いの保証手数料について追加の適格担保を買い付け、担保に供する場合もある。

保証銀行は、一旦発行された保証状を取り消す権利を有しないが、保証状の要項に基づき、以下の割合で、保証債務は減少することがある。

- （ ）ゼロ・クーポン債発行会社が、ゼロ・クーポン債の発行日またはその前後に、保証枠設定契約に基づく義務を履行するため、担保として保証銀行に供することを要する適格担保の担保保管会社に対する交付および保証銀行への提供を行わなかった範囲。
- （ ）ゼロ・クーポン債発行会社が、担保資産の満期時の価値が、保証状に従った保証銀行の義務の担保および、保証枠設定契約に規定された状況において、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディ

ング・カンパニーが連帯して負担している保証銀行に対する未払いの保証手数料に関する担保として十分な額であることを確保する必要があるため、合理的に行為する保証銀行が認証するとおり、担保・質権設定契約に基づき、追加の適格担保を取得するための保証枠設定契約に基づく義務を履行しなかった範囲。

- () 税金の賦課または適切な租税の支払の結果として生じた担保資産の価値の減少の範囲。
- () 担保資産に対する担保物権その他の付着物の設定、賦課または確定（保証銀行またはその関連会社が課したものを除く。）の結果として生じた担保資産の価値が減少する範囲。当該担保物権その他の付着物によって利益を得る者が、保証銀行に優先し、または同等の順位で求償権を有する場合に限定する。
- () 法令の変更により、保証状に明記されている当該変更内容（保証状は、法令の変更による担保資産の価値の減少のみなし額を算定する基準を規定している。）に起因する担保資産の価値のみなし減少の範囲。
- () 保証銀行が保証状に基づく義務（もしくは追加的義務）を負担し続けること、または、担保資産に関し担保権者に留まることが違法となる範囲。

特定の状況下において、保証銀行に担保として提供された適格担保は、担保・質権設定契約の条項に基づき、ゼロ・クーポン債発行会社に対して解消されることがある。かかる場合には、償還日（償還日時点で発行済みでかつ償還されるゼロ・クーポン債の償還の実行の場合）または償還日以前（ゼロ・クーポン債の早期償還の場合）にかかわらず、保証状に基づく、ゼロ・クーポン債に関する保証銀行の債務は、担保を解消し解約された適格担保の範囲内で消滅する。

保証状に基づく時宜を得た保証請求および支払を円滑に行うため、かかる請求が要求される稀有なケースでは、受託会社のために保証請求を行うための代理人として、登録・名義書換事務代行契約において任命される保証請求代理人が当該請求を行う。保証請求証書の要項においては、保証請求代理人が、償還日に発行済みで償還されるゼロ・クーポン債に関し、保証額またはその一部が未払いのままである場合、受託会社に代わり、保証状に基づいて、時宜を得た保証請求を行う旨規定されている。また、保証請求証書においては、保証請求代理人が、指定された期間内に、保証銀行に対し、証拠書類および証明書を提供する旨規定されている。保証請求代理人が、義務を履行しないケースにおいては、保証銀行が、保証請求証書の要項に従い、保証状に基づく請求の便宜を図るため代替の仕組みを設定する義務を負う。ただし、保証銀行は、受託会社が保証請求できる旨を受託会社に通知する義務も、受託会社に対し、保証請求を提出するよう要求する義務も負わない。保証状に基づく保証請求に関し、保証銀行から保証請求代理人に支払われる金額は、受託会社のための受託者でありかつ受託会社のために行為する保証請求代理人により、分別管理される信託口座に入金されまた保管される。分別信託口座において保管される金額は、信託証書の規定に基づき、保管され分配される。

保証銀行は、保証請求代理人に対してまたは受託会社に対し直接に、保証状および保証請求証書の要項に従って必要な保証額を支払うことにより、保証状に基づく保証債務の支払義務から解放される。保証銀行は、保証請求代理人を監視または監督する責任を負わず、また、保証請求代理人が保証請求証書に基づく義務（受託会社に対し、保証請求証書の要項に基づいて保証銀行により保証請求代理人に支払われた金額についての説明義務を含む。）を遂行することを確保する責任も負わない。

保証銀行は、受益証券に起因して、または、受益証券に関して生じた直接的もしくは間接的な損失、損害、費用または経費について、これを被った相手先や発生方法（受託会社またはかかる行為のために任命されたその他の企業がゼロ・クーポン債の償還金を送金しなかった場合や、保証状に基づいて受領した金額を受託会社が送金しなかった場合を含む。）にかかわらず、何ら責任を負わない。

プロフィット・ロックイン

パフォーマンス・ローン債勘定に帰属する新規純運用収益の一部は、受託会社がゼロ・クーポン債発行会社に対して追加元本の提供を可能にし、各ゼロ・クーポン債に対する保証額について保証銀行が確認し

た増額に充当することを目的とし、トレーディング・カンパニーが運用収益をあげたことを条件として、投資運用会社の助言を得て、また保証銀行の承認後、パフォーマンス・ローン債の発行要項に基づき、ファンドのために、受託会社に対する利払いの方法で支払うことができる。受益者は、登録事務代行会社から、保証銀行による、かかる証明書の写しを入手できる。保証額の増額は、管理会社により、プロフィット・ロックイン実行後の月次報告書により、通知されるが、受益者は、保証額の増額の証拠として、保証銀行による上記の証明書のみに依拠できる。受託会社は、上記同意が付与されることを条件として、上記利払いによって支払を受けた額を、ゼロ・クーポン債発行会社が追加の適格担保（ゼロ・クーポン債発行会社から担保保管会社に移転され、保証銀行に差し入れられるもの）を購入する原資として、ゼロ・クーポン債発行会社に対して支払う。保証銀行は、かかる適格担保の差入れの後、各ゼロ・クーポン債に対する保証額の増額を、受託会社、投資運用会社、管理会社、ゼロ・クーポン債発行会社および登録事務代行会社に対し書面により証明する。

ゼロ・クーポン債発行会社は、プロフィット・ロックインの条項に従い、追加の適格担保を買い付けることができる。これに代えて、トレーディング・カンパニーは、新規純運用収益の一部を長期預金とすることができる。パフォーマンス・ローン債勘定に帰属するトレーディング・カンパニーの新規純運用収益が、いずれの場合においても、投資運用会社の決定に従って、一定の期間中、純資産価額の10%程度増加することを受託会社は目標としている。ゼロ・クーポン債発行会社は、償還時点での価値が（当該会計年度以前の損失を差し引いた後の）新規純運用収益の50%程度に相当する追加の適格担保を買い付けることができる。新規純運用収益のみがプロフィット・ロックインに活用される。

現時点では、保証銀行は、保証枠設定契約の要項に従い、ゼロ・クーポン債に関する保証額の増額に同意することを意図しているが、保証銀行は、その絶対的裁量において、保証額の増額に関する一切の提案を拒否する権利を有する。

保証銀行

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社企業（以下、併せて「パークレイズ・グループ」という。）は、英国に本拠をおく金融サービス・グループであり、主に銀行業務、投資銀行業務および資産運用業務に携わっている。運用資産規模からみて、パークレイズ・グループは、英国最大の金融サービス・グループの一つである。パークレイズ・グループは、世界中の他の多くの国においても活動しており、世界の主要金融センターにおいて多国籍企業および金融機関に対してコーディネートされたグローバル・サービスを提供する代表的な企業の一つである。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式は、すべてパークレイズ・グループの最終的な持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーにより所有されている。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、ムーディーズ社によりAa3格に、スタンダード・アンド・プアーズ社によりAA-格に格付されている。

本書に記載される保証銀行に関する情報は、保証銀行に関する限定的な紹介情報のみの提供に留まり、包括的な情報の提供は意図されていない。

目論見書の交付は、目論見書の日付以降、保証銀行に係る事象に関して変更が生じていないということを示すものではなく、また、記載されている情報または上記の情報が目論見書の日付の後の任意の時点において正確であるということを示すものでもない。

投資配分

多くのヘッジファンド戦略が平成19年7月以降に直面した厳しい市況のため、またその慎重なリスク管理方針に従い、投資運用会社は、決定的な措置の実施を決定し、平成20年11月1日から、ヘッジファンド・ポートフォリオへの投資配分をゼロに削減した。当該時におけるかかる措置は、残りのトレーディング資産の保護を策定したものであり、市況が安定した時点でヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を再び行う予定であった。

投資運用会社は、継続的な視点をもって商品に関する投資状況を維持していた。平成21年初頭、投資運用会社は、ヘッジファンド・ポートフォリオに投資配分を戻すだけの投資機会はないと判断し、ファンドの残余資産について、ゼロ・クーポン債および現金に対し各商品の満期日まで投資し続けなければならない、かかる投資によって投資者への当初投資額を全額払い戻すことができると判断した。

平成21年5月現在、ファンドは、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンドに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証券および／または現金で保有している。

元本確保

上記の「保証」の項で詳述されるように、ファンドは、償還日において、受益証券の当初元本を確保することを目標とする。そのため、トレーディング・カンパニーの純資産が一時的または恒久的に一定の限界を超えて下落した場合には、投資戦略に対する投資配分を大幅に減少させなければならないことがある。上記の「限界」は、多様なリスク変数を参照して決定される。

信用枠またはデリバティブ商品といった、多様なアレンジを活用することにより、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーの目標とする投資配分および上記の元本確保の方針を達成できる可能性がある。詳細については、後記の「リスク要因」の項を参照のこと。

管理事務、委託売買および助言業務

受託会社は、管理会社の同意と助言を得て、ファンドのために、（ ）トレーディング・カンパニーが受託会社に対して発行するパフォーマンス・ローン債および（ ）ゼロ・クーポン債発行会社が受託会社に対して発行するゼロ・クーポン債に投資する。

ゼロ・クーポン債の購入および（後記「4 手数料等及び税金」の項に記載される）ファンドの設立費用の支払のために必要な金額の控除後、受益証券の発行手取金の未使用残高は、トレーディング・カンパニーにより発行されるパフォーマンス・ローン債に対する買付申込みに使用される。トレーディング・カンパニーは、かかる申込金を、信用枠に基づき借り入れた金銭と共に、投資戦略への投資に使用する。

パフォーマンス・ローン債の発行要項には、受益者からの買戻請求があった場合に受益証券を買い戻す受託会社の義務を履行できるようにするため、受託会社が取引日において適切な数のパフォーマンス・ローン債の償還を請求しうるよう、いずれの取引日においてもパフォーマンス・ローン債が償還可能であることが規定されている。パフォーマンス・ローン債は、（受益証券の償還日が延期されない限り）償還日に支払期を迎え、満期となる。パフォーマンス・ローン債の発行要項には、プロフィット・ロックイン機能の実行のため、受託会社に随時支払われるクーポンについて規定されている。

トレーディング・カンパニーは、トレーディング活動に関して決済業務を提供する多くのブローカーを任命することができる。マン・グループの一員であるマン・インベストメンツ・エイ・ジー（Man Investments AG）は、トレーディング・カンパニーに対する取次ブローカーに任命されており、トレーディング・カンパニーに適切なブローカーを推薦してかかる関係を積極的に管理すること、適切な業務水準および多様な適任のブローカーを確保することに責任を負っている。

マーケティング・アドバイザーは、トレーディング・カンパニーに対し、商品組成に関して助言する責任を負う。マーケティング・アドバイザーはまた、保証と、ローンの実行の手配について、保証銀行と連携する。

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド（Man Valuation Services Limited）は、評価サービス契約に従いファンドおよびトレーディング・カンパニーに対して受益証券に係る評価業務および会計業務を提供する任務に任命されている。

受託会社は、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S. A.）を、登録・名義書換事務代行契約の要項に従いファンドの登録事務代行会社に任命している。登録事務代行会社は、受託会社に別途に指示されている場合を除き、その裁量により、その任務の一部を委託する

ことができる。本書の日付現在、マン・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッド（Man Corporate Services（Ireland）Limited）が登録事務代行会社により受益者サービス代行会社に任命されている。

登録事務代行会社の任務には、ファンドの登録簿の維持とかかる登録簿への記入が含まれるが、これらに限定されない。

メイプルズ・エフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）は、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のそれぞれに対して副登録事務業務を提供する副登録事務代行会社に任命されている。

登録・名義書換事務代行業務に基づく任命に従い、保証請求代理人としての資格で行為するメイプルズ・エフエス・リミテッドは、保証請求証書の要項に基づき、保証に基づく請求の実行および保証に基づく請求に関して支払われるべき金銭の分配に対して受託会社の代理人として行為する義務を負う。

信託証書に基づき、管理会社は、受託会社に対して、その役割および機能を委託することができるが、受益証券の募集と発行に関しては、その役割を委託することができない。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」の項参照。

（３）【運用体制】

ファンドの資産は、管理会社により、ゼロ・クーポン債発行会社が発行するゼロ・クーポン債とトレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債に投資され、パフォーマンス・ローン債の発行手取金は、トレーディング・カンパニーにより投資運用される。

・投資運用担当会社

投資運用会社

トレーディング・カンパニーの投資運用会社は、英国において規制対象行為の遂行に関してFSA（英国金融サービス機構）の認可および規制を受けているマン・インベストメンツ・リミテッドである。

マン

マン・インベストメンツ・エイ・ジー、マン・マッシュ・リミテッド、マン・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッド、マン・バリュエーション・サービス・リミテッド、マン・インベストメンツ・リミテッド、マン・インベストメンツ（スイス）エイ・ジー、マン・インベストメンツ（スイス）エイ・ジー（ガーンジー支店）をはじめとするマン・グループの資産運用部門（以下「マン」という。）は、オルタナティブ投資および長期投資にのみに専念している世界一流の独立系資産運用会社である。マンは、市場サイクルを通じ堅固で安定した元本の成長を目指す広範なオルタナティブ投資および従来型の投資ポートフォリオへのアクセスを投資者に提供している。平成23年9月30日現在、マンの運用資産は、650億米ドルである。



AHL	GLG	マルチ・マネジャー	シングル・マネジャー・プラットフォーム
■ 定量マネージド・フューチャーズ・マネジャー	■ マルチ・ストラテジー・グローバル・オルタナティブ・インベストメント・スペシャリスト	■ ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ ■ ストラクチャード・プロダクツ ■ マネージド・アカウント ■ アドバイザリー・ソリューションズ	■ 転換社債 ■ マン・システムティックス・ストラテジーズ ■ ネフィラ (注) ■ オレ・ヒル (注)

(注) ネフィラおよびオレ・ヒルは、マンの関連マネジャーであり、マン・グループの完全子会社ではない。

マン・グループ・ピーエルシー

マン・グループ・ピーエルシーは、世界最大級のオルタナティブ資産運用者であり、FTSE100種総合株価指数に含まれる英国の上場会社である。マン・グループ・ピーエルシーは、ロンドン、プフェフィコン（スイス）、ニューヨーク、東京、香港およびシドニーに主要な拠点をもち、世界中の15の管轄地域において約1,600名の従業員を擁する。同グループの時価総額は、平成23年9月30日現在、約50億米ドルである。

マーケティング・アドバイザー

マーケティング・アドバイザーであるマン・インベストメンツ・エイ・ジー（マン・グループのメンバー）は、投資運用契約上、商品のストラクチャリングに関してトレーディング・カンパニーに助言を行うという主な責任を負う。マーケティング・アドバイザーは、保証状に関して保証銀行と連携をとり、信用枠の実施を手配する。

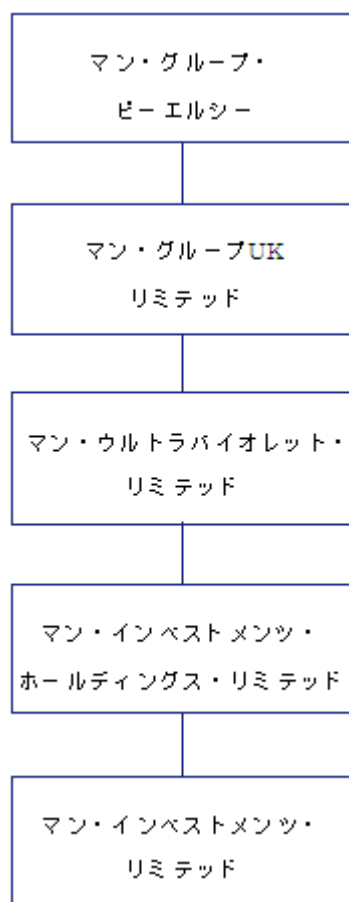
運用体制

（ ）運用体制

ファンドの運用体制は、以下の記載のとおりである。

マンの本部はスイスとロンドンに置かれ、香港、中東、モンテビデオ、ニューヨークおよび東京にも事務所を置いている。

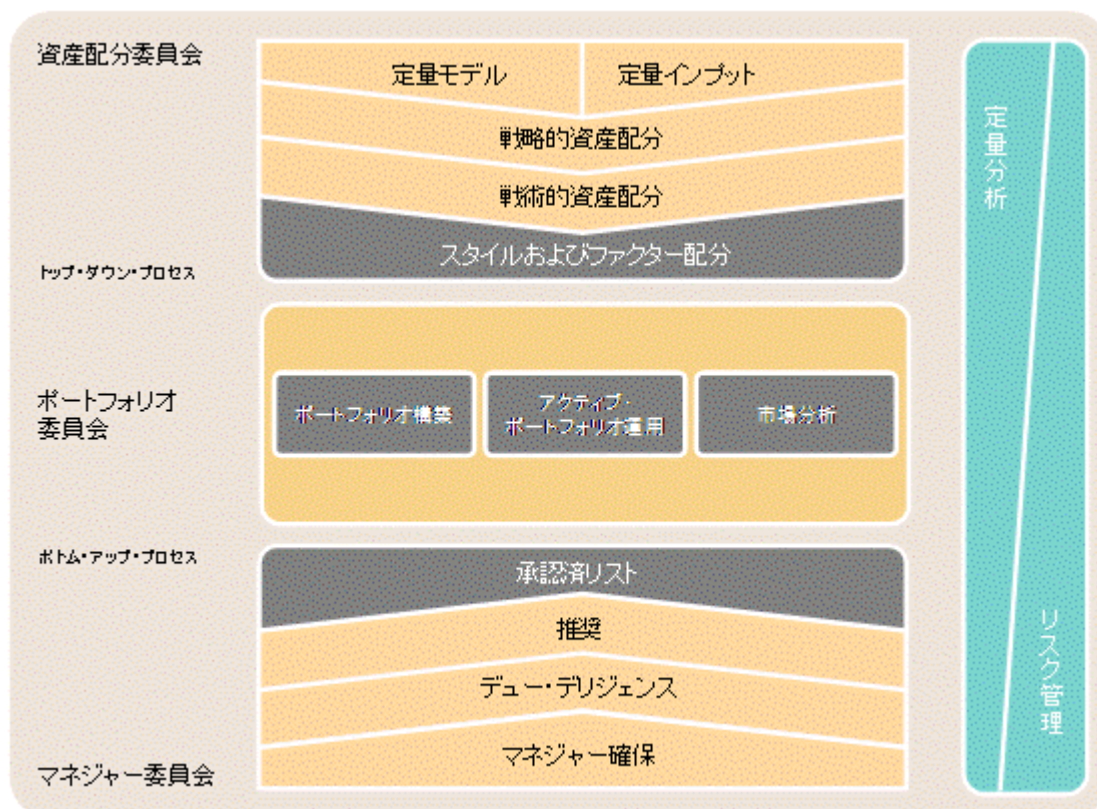
<マン・インベストメンツ・リミテッドの法律上の位置付け>



（ ）運用方針の意思決定プロセス

マンは、適切なチェック機能とバランスを有する健全なガバナンス構造により管理される資本配分のための統制された投資プロセスを展開している。

< 投資プロセスの概要 >



マンの手法は、トップ・ダウン・スタイル配分、ボトム・アップ・ヘッジ・ファンド・リサーチ、定量的分析／リスク管理、ならびにポートフォリオ構築／ポートフォリオ運用の４段階を統合している。一連のプロダクト、マナジェントおよび様々なリスク／リターン態様を提供する構造的ソリューションにおいて、同社のトップ・ダウンおよびボトム・アップの考察を実施するため、その他の多数の部門とともに、ポートフォリオ運用およびヘッジ・ファンド・リサーチは協働している。

リスク管理は、投資プロセスの全体にわたり組み込まれており、投資、オペレーション、プロダクトおよびポートフォリオの各レベルにおいて独立の分析を提供している。定量分析は、マン・マルチ・マネジャーの各部門の専門家により行われる。ポートフォリオのモデリングは、ポートフォリオ運用チームが実施し、投資戦略チームは、資産配分プロセス上のトップダウン分析を提供し、またリスク管理チームは、一連のボトムアップの単一マネジャー・リサーチを実行する。

（ ）職務および権限

プロセスの統制は、３つの委員会により提供されている。

資産配分委員会は、四半期毎に開催され、翌年のトップ・ダウンの資産配分戦略および次の四半期の資産配分戦術を決定する。必要な場合、委員会は、四半期毎以外にも招集され、特別な市場事象に速やかに対応する。決議は、多数決で行われ、CIOが決定票を有する。

マネジャー委員会は、定期的で開催され、承認済マネジャーを再承認する。委員会は、毎月、承認済投資リストに含めるためヘッジファンド・リサーチ・チームにより提案された新たなマネジャーを承認または拒否する。既存のマネジャーへの投資配分もまた、決済することができる。四半期毎に、すべてのマネジャーが全面的に見直されかつ再承認され、これに従い各マネジャーの評価が再確認または調整される。マネジャーに関係する特別な事象を協議するため、不定期に委員会を開催することもできる。マネジャー委員会は、投資対象であるマネジャーについて問題点の喚起、意見投入および協議のためのフォーラムとしての役割を果たす。また、CROは、定められた基準に従い、マネジャーを拒否することができる。

ポートフォリオ委員会は、四半期毎に開催され、すべてのポートフォリオ運用活動を継続的に監視する。当該委員会は、採用されたすべての決定を検討し、ポートフォリオ・ガイドラインを遵守し、ファンドのパフォーマンスを評価し、またガイドライン、レバレッジ、ヘッジおよび報酬に関する問題を監視する。

（ a ）管理会社が（ ）受託会社、保管銀行、管理事務代行会社、投資運用会社等ファンドの関係法人の活動を監視し、また（ ）リスク管理、投資運用の査定および法務を管理する方法

マン・グループ・ピーエルシーのメンバーが業務を提供する場合、マン内の業務提供者管理チーム（以下「SPM」という。）が、投資プロダクトにつき任命される第三者の管理業務提供者の選任および継続的監視全体について責任を負う。

SPMチームは、主要実績指標報告および相互に有益なフィードバック・プロセスに加え、定期的な現場視察訪問および定期的業務検査のための電話／会議を行う。

（ b ）上記を監視し管理するための特別な体制

上記のように、マン内のSPMは、マンの投資プロダクトにつき任命される第三者の管理業務提供者の選任および継続的監視全体について責任を負っている。

（ ４ ）【配分方針】

ファンドは、存続期間中、収益の分配を行うことを予定していない。

（ ５ ）【投資制限】

（ ）「有価証券」に対する投資の下限

ファンドは、全資産の50%以上を、日本国金融商品取引法に定義される有価証券（公社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託受益証券または投資証券等）または有価証券に関連するデリバティブ商品に投資する。

（ ）空売りの制限

空売りを行った証券の時価総額が、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

（ ）借入れの制限

ファンドの純資産額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により、一時的にこの10%の制限を超える場合はこの限りではない。

（ ）流動性に欠ける資産への投資の制限

ファンドの純資産額の15%を超えて、容易に換金できない流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式または不動産等）に投資することはできない。ただし、本制限の目的上、パフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は「流動性に欠ける資産」には含まれない。

（注）百分率の計算は、買付時点基準および時価基準のいずれでもよいこととする。

（ ）集中投資の制限

管理会社が運用を行う証券投資信託または投資法人の全体において、一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて当該会社の株式に投資してはならない。

（注）百分率の計算は、簿価基準および時価基準のいずれでもよいこととする。

（ ）不適切取引の禁止

管理会社は、ファンドのために、自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはならない。

ケイマン諸島の規則

上記に加え、管理会社は、適用あるケイマン諸島の規制に基づき、「投資アドバイザー」（ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正））として遵守することを要求される規則に服する。管理会社は、かかる規則に則り、以下の行為を、ファンドのためにしてはならない。

- ・管理会社自身またはその取締役との間で行う取引
- ・管理会社その他ファンド以外の第三者の利益のために行う取引
- ・取得の結果、管理会社が運用する他のミューチュアル・ファンドと合わせて、ある発行体の発行済株式総数の50%超を取得することとなるような株式の取得
- ・取得の結果、ある発行体の発行済株式総数の50%超をファンドが取得することとなるような株式の取得
- ・取引所に上場されておらずまたは換金が困難な投資対象（ゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・ローン債を除く。）を、取得の結果、取得直後にファンドの純資産総額の15%を超えてファンドが取得することとなるような当該取得

トレーディング・カンパニーは、投資運用会社の助言を得て、取引所に上場されておらずまたは換金が困難な投資対象を、取得の結果、取得直後にファンドの純資産総額の15%を超えてトレーディング・カンパニーが取得することとなるような場合には、いかなる投資対象も取得することができない。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドへの投資は、ある程度のリスク（下記のリスクを含むがこれらに限られない。）を伴う。

以下は、受益証券への投資および/またはその保有に伴うリスクのすべてを網羅したリストとして示すことを意図したものではない。投資者は、受益証券の購入および保有にかかるリスクを慎重に検討すべきである。

1. 各申込者は、本項に記載されるリスク要因および本書に記載される要項を考慮して受益証券への投資額を決定すべきである。トレーディング・カンパニーが投資戦略を通じて投資する投資対象が、突発的な予測できない大幅な価格変動に見舞われる可能性があるため、この種の投資に内在するリスクは、他のタイプの投資に通常付随するリスクに比べ、より大きいことに留意すべきである。その結果、かかる投資対象の取引は、短期間における一口当たり純資産価格の大幅な低下および上昇につながる可能性がある。従って、当該投資対象についての損失を許容しうる者のみが受益証券への投資を行うべきである。
2. 受益者になろうとする者は、受益証券に帰属する資産がファンドの負債に対して充当され、その結果受益証券の価格の下落を招く可能性があることに留意すべきである。従って、ファンドの直接の債権者が、ファンドが営業費用および管理費用の支払義務を負っている者のみに限定されるよう意図されていることを了解しておくべきである。
3. 投資運用会社は、投資先のリスクが予測の範囲内に確実におさまるよう試みることにより、トレーディング・カンパニーのリスクを管理する。それでもなお、受益者は、トレーディング・カンパニーのトレーディング対象元本の価値が、通常の分散投資手法を維持できない水準まで大幅に下落した場合、トレーディング・カンパニーが投資戦略の全部または一部についてトレーディング活動を停止する必要があることに留意すべきである。このような状況において、償還日の到来前に、受託会社は、ファンドが（保証状の要項に従い）保証額を受領するという保証付で、ファンドのためにゼロ・クーポン債の保有を続ける。
4. 受益証券についての受益者のリターン（買戻支払額またはその相当物）は、トレーディング・カンパニーの分散投資活動および担保資産に関連して得た利益から生じる累積純収益または損失（もしあれば）を参照して決定される。受益証券のリターンは、トレーディング収益および投資収益により受益証券の存続期間中に大幅に変動することがあり、下落することもあれば上昇することもある。ファンドは、受益者が受益証券について獲得する利益について表明することはなく、管理会社、投資運用会社、運用マネジャーまたは本書に記載される投資手法についての情報は、（収益性または他の投資対象との連動性の低さにおいて）将来どのような実績を上げるかについて保証するものではない。
5. トレーディング・カンパニーは、価格変動がありかつ流動性がなくなる可能性のある市場へ投資を行うことができる。従って、中には株式投資よりも流動性が高い投資対象もあるが、トレーディング・カンパニーが変動している市場で持ち高を現金化することは、（取引市場における取引停止または日々の価格変動制限等がある場合）不可能であるか、または費用がかかることがある。一方、状況によっては（関連市場等での取引状況が不十分等の場合）直ちに持ち高を持ち込んだり現金化することが不可能なこともある。これらのリスクは、トレーディング・カンパニーが証拠金請求、追加証拠金またはその他の資金調達請求を充足するために持ち高の現金化を必要とする場合に、悪化することがある。トレーディング・カンパニーは、その投資に関して同種のリスクに直面することがある。
6. 信用枠が更新されるという保証はなく、信用枠の損失または減少による影響で、トレーディング・カンパニーの全体的な投資配分が制限され、それに従い投資リターン予測が低下することがある。信用枠の更新は、当該信用枠／アレンジに関する変更および／または適用ある利ざやの変更の影響を受けることがある。
7. 保証は、保証銀行の信用リスクの影響を受けるため、債務超過または同種の事態が起こった場合、保証銀行は保証状の規定に基づき受託会社への支払義務を果たせないことがある。保証はまた、重要な制限および留保事項に従う。受益証券（およびこれについての収益）は、保証銀行によって保証されていない。保証は、受益者がその受益証券について何らかの収益を受領することを保証していない。受託会社または管理会社による保証状の規定に基づき保証銀行が受託会社に支払う金額の支払に対して、保証銀行は責任を負わない。
8. 申込者は、本書の「投資方針」の項に記載されるファンドの投資方針について熟慮すべきである。ファンド、管理会社、トレーディング・カンパニーまたは投資運用会社が投資方針を実現するという保証は

ない。申込者は、元本確保の恩恵を受けるためには、償還日まで投資を継続しなければならないことに、特に留意すべきである。償還日より前に受益証券を買い戻す受益者は、実勢の一口当たり純資産価格を受領することとなるが、かかる一口当たり純資産価格は、発行価格を下回ることがある。また、その結果、受益証券の買戻価格が発行価格を下回ることがある。

9. ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社には、投資実績がない。管理会社、投資運用会社および運用マネジャーには投資実績があるが、その投資実績の中には比較的短期間のものもあり、使用される投資戦略がファンドと同種の投資信託により以前使用されたことがないこともある。
10. ファンドの実績は、トレーディング・カンパニーの投資対象に関連する手数料の影響を受ける。トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ピークルは、高水準の投資を行い、その結果これに伴うトレーディング費用の上昇を招くことがある。典型的な例として、ポートフォリオの取引高が大きいと、これに応じて取引費用が上昇する。発生が見込まれる証券取引および関連取引手数料の正確な金額は、提供される市場での投資機会の内容および頻度、取引規模ならびに随時有効となる取引レートを含む多くの要因に依拠する。
11. ファンドへの投資は米ドルで行われることを要する。他の通貨を使用する受益者は、為替レートの変動により投資金額が増減することに留意すべきである。さらに、トレーディング・カンパニーは、米ドル以外の証拠金を調達しなければならないこともある。しかし、トレーディング・カンパニーは、ブローカー（またはその関連会社のうちの一家）から米ドル以外の金額の相当額を関連通貨によって借り入れることにより、このような資金調達に伴う外国為替リスクを軽減するよう努めることができる。トレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ピークルは、その投資に関連する同種のまたはより大きなリスクを伴うことがある。
12. 投資対象は、通常トレーディング・カンパニーおよびブローカー本人（代理人としてではない。）間で決定される。従って、トレーディング・カンパニーは、ブローカーが債務超過または同種の事態に陥った場合、トレーディング・カンパニーに対する契約上の支払義務を履行できなくなるというリスクにさらされる。トレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ピークルは、利用するブローカーに関連して同種のまたはより大きなリスクを伴うことがある。
13. ファンドが直接または間接に投資を行う対象先ピークルは、保有する店頭商品に関連する当事者リスクにさらされることがある。いずれかの相手方当事者または運用マネジャーが取引を行ういずれかのブローカーが債務超過に陥った場合、対象先ピークルは、証拠金勘定その他について支払期限が到来する金額に関連して一般債務者としての順位しか得られないことがあり、対象先ピークルが損失を負うことになる。運用マネジャーは、通貨先物取引および金利オプション等のその他の投資のための代替手段となり得る通貨、金利、トータル・リターンまたはその他のスワップの取決めを行うことができる。このような投資対象の価値は、一般的に、対象資産の価格変動および取引相手方リスクに依存している。
14. 受益証券に対して支払われる価格と受益証券が買戻される価格間のいずれかの時点での相違は、受益証券への投資を中期的な投資と捉えるべきであるということを意味している。受益証券は、すべての投資家にとり適切な投資ではないことがある。
15. 受益者は、買戻しを行おうとする取引日の前暦月の20日以上前に、書面による買戻通知を提出しなければならない。現在、受益証券の流通市場は存在しない。従って、受益者は、買戻通知の提出前に、当該買戻通知を構成する受益証券の買戻し価格を知ることはない。買戻通知の提出後の期間中、関連する取引日より前に、各受益証券の一口当たり純資産価格および受益者に支払われることになる買戻し価格は、市況により大幅に変動することがある。受益者は、受託会社が別途決定する場合または本書の条項に従い取引および／または計算の停止が宣言された場合を除き、買戻請求を取り消す権利を付与されていない。

16. トレーディング・カンパニーは、保有する店頭取引商品に関連する取引相手方リスクにさらされる。いずれかの取引相手方、または投資運用会社もしくは運用マネジャーがトレーディング・カンパニーの勘定で取引を行ういずれかのブローカーが債務超過に陥った場合、トレーディング・カンパニーは、証拠金勘定その他についてトレーディング・カンパニーに対して支払期限が到来する金額について、一般債務者としての順位しか得られないことがあり、トレーディング・カンパニーが損失を負うことになる。トレーディング・カンパニーは、通貨先物取引および金利オプション等のその他の投資のための代替手段となり得る通貨、金利、トータル・リターンまたはその他のスワップの取決めを行うことができる。このような投資対象の価値は、一般的に、投資先資産の価格変動および取引相手方リスクに依存している。トレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ビークルは、その投資に関して同種またはより大きなリスクを伴うことがある。
17. 信用枠により、新たなレバレッジが生まれるが、トレーディング・カンパニーの投資対象元本が減少しリターンがマイナスになる場合、運用実績に悪影響を及ぼすことがある。
18. 投資戦略を実行するために、トレーディング・カンパニーは、借入れを行い、また、スワップおよびその他のオフ・バランスのデリバティブ取引およびその他の形式のレバレッジを活用することができる。トレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ビークルもまた、レバレッジを活用することができる。レバレッジはトータル・リターンの上昇の可能性を提供するが、潜在的に損失が拡大する影響を及ぼすこともある。借入資金による投資の収益および価格上昇がレバレッジのコストを下回る場合、トレーディング・カンパニーの純資産額および受益証券一口当たりの純資産価格は低下する。従って、トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ビークルによる投資価格に悪影響を及ぼす事態は、レバレッジが活用される範囲まで拡大する。レバレッジがかけられた投資と逆の動きをする市場におけるレバレッジ活用の累積的效果によって、損失が拡大し、その損失はレバレッジを利用しない場合より大きくなる可能性がある。
19. 一般的に、レバレッジ取引の大部分ならびに保証のためのおよび未払いの保証手数料に関する担保条項には、担保設定が含まれることがある。証拠金もしくは同様の支払、または保証のための追加担保設定のために必要な金額が上昇した場合、トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・カンパニーが直接もしくは間接に投資を行う対象先ビークルにとって不利な時期および価格で取引を行う必要が生じ、多額の損失が生じる場合がある。投資戦略の中にはレバレッジの活用がかなり大きいものもある。レバレッジのファシリティが常に利用可能であるという保証はなく、レバレッジ・ファシリティにおける損失または低下による影響で、トレーディング・カンパニーがそのすべての投資配分を削減することがある。利用可能なレバレッジのファシリティについての条件は、変更される可能性がある。ファンドは、適格担保取決めに関する取引相手方リスクにさらされる。
20. 投資戦略の中には空売りを含むものがあり、この場合、証券を将来売却することに同意するが、契約の時点では売却すべき証券を売り手が所有していないことがある。売り手は、随時、買い手への引渡しのために同種の証券を借り入れなければならない。売り手にはこうして借り入れられた証券を後日交換する義務が課される。投資家は、空売りにより、市場価格が下落した場合、この下落分が取引費用および証券の借入費用を超える範囲で、収益を上げる。しかし、ショート・ポジションを手仕舞いするために市場価格での購入により借入証券を交換しなければならない場合、借入証券価格が上昇しても、損失が拡大することがある。ショート・ポジションを手仕舞いするための証券の購入自体が、証券価格をさらに押し上げ損失を拡大させることがある。また、最終売却価格を下回る価格での空売りが禁止されている市場があり、これにより最も望ましい時期の空売りを実行できないこともある。
21. 運用マネジャーが運営する複合取引システム／プログラムならびに取引速度および規模により、事後的に考えた場合に時に取引システム／プログラムが必要としない取引が行われる結果を招くことが必ずある。受益者は、このような方法で実行される意図していなかった取引の結果、利益を得たり損失を被ることがある。

22. 投資運用会社または1もしくは複数の運用マネジャーの助言を得てトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資する投資対象は、一か所に集中することがあり、その資産のうちかなりの比率を、直接または間接に、一つの発行体または政府機関の証券に投資することがある。これらの方法のいずれかにより集中が起きる範囲で、かかる発行体またはかかる政府機関の業務におけるまたはかかる証券の額面通貨に関連するマイナスの展開がもたらす全体的な効果は、その範囲内での投資集中が起らなかった場合に比べて、相当程度大きくなることがある。
23. トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ビークルは、投資運用会社または運用マネジャーの分析モデルの信頼性および正確性に依拠する戦略を利用することがある。このようなモデル（またはそのモデルが基礎とする前提条件）が正確であると証明されない範囲において、トレーディング・カンパニーの投資対象は予想した実績を上げず、多額の損失を被ることがある。
24. トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ビークルは、金利リスクへのエクスポージャーを有することがある。実際の金利変動の範囲内で、受益証券一口当たりの純資産価格に悪影響を及ぼすおそれがある。
25. 投資運用会社および運用マネジャーが追求すべき投資戦略の見極めおよび活用は、高度の不確実性を伴う。投資運用会社または運用マネジャーが、割当資産の全額を分散するための適切な投資の機会を設定できるという保証はない。
26. 管理会社および受託会社は、ファンドの行為がいずれの国においても直接課税の対象にならないようこれを取り扱うことを意図している。ファンドがいずれかの国において直接課税に服する場合、受益証券の運用実績に悪影響を及ぼすおそれがある。

リスクに対する管理体制

マン・インベストメンツ・リミテッドは、投資プロセスの各段階において積極的なリスク管理を行い、また対象商品の投資方針に沿うことを確保するため、総合的なリスク要因の解析を行う。投資運用者のレベルにおけるリスク管理は、当初時点およびそれ以降におけるデュー・デリジェンス手続に必須の側面であり、またオペレーション要因に関するリスクを低減する上でも重要性を有する。加えて、確立された解析手続は、投資手法の不成功、リスクの増大または投資運用者の運用悪化について、早期に警戒することを可能とする。投資手法のレベルにおいて、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクは、資産配分手続において勘案され、各投資手法の実績およびリスクに影響を与える要因が注意深く監視される。ポートフォリオのレベルにおいては、実績およびリスク影響分析に加え、資産分配の再検討、バリュー・アット・リスク（VaR）の計算、ストレス・テストが、ポートフォリオの堅固さをより確実なものとする。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

該当事項なし。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。一定期間内の取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の20日までに買戻し通知書が送付されなければならない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の20日までに買戻し通知書が送付されなければならない。

（３）【管理報酬等】

（ ）管理報酬および登録事務代行報酬

管理会社（管理会社兼管理事務代行会社）は、ファンドから、純資産価額の0.17%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。

平成23年５月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、合計130,009米ドルであった。

登録事務代行会社は、ファンドから、純資産価額の0.08%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。

平成23年５月31日に終了した会計年度中の登録事務代行報酬は、合計94,035米ドルであった。

（ ）投資運用報酬および成功報酬

トレーディング・カンパニーのレベルでは、投資運用報酬として、各投資戦略への投資配分の、毎月１%の４分の１を上限とする料率（年率約３%）で計算され、請求される。同報酬は、毎評価日に計算され、各月毎に後払いされる。20%を上限とする毎月の成功報酬は、各当該投資戦略中の純資産価額の純増加分に基づいて請求される。成功報酬は、特定の報酬および費用を控除する前に請求されることがある。

平成23年５月31日に終了した会計年度中、投資運用報酬および成功報酬は支払われなかった。

投資戦略を実行するにあたり、配分は、マネージド・アカウントを通じて、他のビークルへの投資等数々の投資手法により行われる。トレーディング・カンパニーは、かかる投資に比例してそれらの投資対象について請求されるすべての報酬および費用（これらの対象先投資戦略のヘッジファンド・マネジャーに支払われる個別運用報酬および成功報酬を含む。）を負担する。さらに、かかる報酬の詳細は、概ね対象先の各投資戦略に関する目論見書や募集要項に記載されている。

（ ）受託報酬および保管報酬

受託会社（受託者兼保管者）は、ファンドから、12,000米ドルの年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。さらに、受託会社は、ファンドから一定の取引報酬とファンドの管理について生ずるすべての立替金および実費を受領する権利を有する。

平成23年５月31日に終了した会計年度中の受託報酬等は、合計12,000米ドルであった。

（ ）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドから、毎評価日の受益証券一口当たりの純資産価格に当該評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%で計算される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。

平成23年５月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、合計587,371米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

トレーディング・カンパニーは、（ ）純資産価額の年率１%のリスク移転および管理報酬、ならびに（ ）純資産価額の年率0.375%の流動性管理および管理事務報酬を負担する。両報酬は、毎月計算され、トレーディング・カンパニーから後払いされる。

平成20年11月１日付で流動性管理および管理事務報酬は放棄された。同日付でリスク移転および管理報酬は0.5%に減額され、その後平成21年２月１日付で放棄された。

トレーディング・カンパニーはまた、直接的または間接的に、関連する投資戦略への投資エクスポージャーの１%を上限とする取次ブローカーの報酬を含むことがある。通常売買取引に伴うすべての費用および売買委託手数料、借入れに対する利息およびその手数料（信用枠に関連して本書で詳述される。）、ト

レーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のケイマン諸島における年間会社登録・登記上の事務所維持手数料、監査人ならびにファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の法律顧問の報酬および費用、評価手数料、受益者サービス代行報酬、副登録事務代行会社報酬、保証請求代理人報酬、（適用ある場合は）上場申請および上場維持費用、受益者のために規定されたノミニー制度の運営のための経費および費用、定期的および年次の報告書および書類の印刷および配布費用ならびにその他すべての営業費用を負担する。

ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーは連帯して、一時払いのアレンジ報酬5,000米ドル、およびギャランティ・ライアビリティを参照して計算される30 / 360ベースでの年率0.25%の保証手数料を、随時保証銀行に支払うことに合意している。かかる手数料は、発行日に支払われ、その後は四半期毎に後払いされる。さらに、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーは連帯して、保証状を発行する費用のいかなる増加についても、保証銀行に補償を与え、また、その他の様々な費用（保証状の規定に関して保証銀行から生じた法律費用を含む。）を連帯して支払うことに合意している。

ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーは連帯して、担保保管会社に保管報酬を支払い、また立替費用を返済することに合意している。

いずれの信用枠も、LIBORにマージンを加えた料率（1年あたり2%を超えないと思われる、「投資配分」の項に記載される変更を前提とする。）の、ローンの額について計算され四半期毎に後払いされる利息を負担することになる。ソーシング手数料は、募集期間終了後に支払われており、もし更新されれば、信用枠は更新された年間報酬を前提とすることになる。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役は、その合理的な報酬および費用の一部または全部について、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に請求する権利を、それぞれ支払を得られるよう留保している。トレーディング・カンパニーの取締役は、5,000米ドルの年間報酬に、取締役会への出席についての報酬および費用を含め、その他の報酬および費用を加算してそれぞれ受領する。

ファンド、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社の設立、（適用ある場合）上場認可費用および受益証券の当初発行について生じた初期費用は、700,000米ドルであり、場合に応じてファンド、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社により支払われる。かかる費用は、発行日後最初の3年間で償却された。

受託会社およびトレーディング・カンパニーは、報酬契約を締結しており、同契約に基づき、トレーディング・カンパニーは、パフォーマンス・ローン債の購入後、ファンドの受託者として受託会社が支払わなければならない、または管理会社がファンドのために支払わなければならない、あらゆる手数料について、受託会社を補償しまたは資金を提供する。

平成23年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、合計407,902米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

（２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。

- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税がなく、源泉徴収される税がなく、財産税、相続税または贈与税もない。また、受託会社は、信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官

に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約の発行を取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島におけるキャピタル税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基づき免除会社として設立され、誓約の日付から20年の間に制定される、収益もしくは利益またはキャピタル・ゲイン等に対して税金を課す法律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）または各々の運用に対して適用されず、また、資産税もしくは相続税の性質を有する税金がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社の株式、社債もしくは債務に対して、もしくは、ケイマン諸島税金減免法（1999年改正済）第6条（3）項に定義された支払の一部または全部を源泉徴収する方法により、課税されることがない旨の誓約をケイマン諸島内閣長官より取得した。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（資産および地域別の投資状況）

（平成23年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ゼロ・クーポン債	ケイマン諸島	96,307,473	98.82
パフォーマンス・ローン債	ケイマン諸島	1,151,078	1.18
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		- 5,429	0.00
合計 (純資産総額)		97,453,122 (約7,470百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	利率 (%)	満期日	額面 (米ドル)	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	ゼロ・クーポン債	ケイマン諸島	債券	0.000	2017年2月28日	88,271,042	51,594,424	96,307,473	98.82
2	パフォーマンス・ローン債	ケイマン諸島	債券	0.000	2017年2月28日	75,618,122	31,419,330	1,151,078	1.18

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成23年8月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成23年8月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記各会計年度末および平成23年８月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第１会計年度末 （平成17年５月末日）	442,030	33,882	0.9897	76
第２会計年度末 （平成18年５月末日）	471,368	36,130	1.1658	89
第３会計年度末 （平成19年５月末日）	442,575	33,923	1.3141	101
第４会計年度末 （平成20年５月末日）	344,564	26,411	1.1707	90
第５会計年度末 （平成21年５月末日）	184,151	14,115	0.9106	70
第６会計年度末 （平成22年５月末日）	135,602	10,394	0.9766	75
第７会計年度末 （平成23年５月末日）	102,043	7,822	1.0357	79
平成22年９月末日	129,308	9,911	1.0418	80
10月末日	124,753	9,562	1.0471	80
11月末日	118,986	9,120	1.0357	79
12月末日	111,228	8,526	1.0024	77
平成23年１月末日	109,132	8,365	1.0076	77
２月末日	105,717	8,103	1.0001	77
３月末日	102,652	7,868	0.9966	76
４月末日	102,467	7,854	1.0155	78
５月末日	102,043	7,822	1.0357	79
６月末日	99,434	7,622	1.0326	79
７月末日	98,397	7,542	1.0589	81
８月末日	97,453	7,470	1.0875	83

（注）上記に記載された各月末の数値は、評価および買戻目的のため調整されたものである。そのため、各会計年度末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、財務書類中の数値とは異なる場合がある。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）（注）
第１会計年度	- 1.03
第２会計年度	17.79

第 3 会計年度	12.72
第 4 会計年度	- 10.91
第 5 会計年度	- 22.22
第 6 会計年度	7.25
第 7 会計年度	6.05

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の一口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の一口当たり純資産価格（第 1 会計年度については、当初発行価格 1 米ドル）

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第 1 会計年度	447,580,000 (447,580,000)	930,000 (930,000)	446,650,000 (446,650,000)
第 2 会計年度	0 (0)	42,330,000 (42,330,000)	404,320,000 (404,320,000)
第 3 会計年度	0 (0)	67,540,000 (67,540,000)	336,780,000 (336,780,000)
第 4 会計年度	0 (0)	42,450,000 (42,450,000)	294,330,000 (294,330,000)
第 5 会計年度	0 (0)	92,090,000 (92,090,000)	202,240,000 (202,240,000)
第 6 会計年度	0 (0)	63,390,000 (63,390,000)	138,850,000 (138,850,000)
第 7 会計年度	0 (0)	40,330,000 (40,330,000)	98,520,000 (98,520,000)

(注 1) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注 2) 第 1 会計年度の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは、現在申込みを受付けていないため、該当事項はない。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

概説

2005年3月の第1営業日である第1取引日以降の各取引日において、受益証券一口当たりの買戻価格は、直前の評価日のケイマン諸島の営業終了時刻における受益証券一口当たりの純資産価格の0.01セント未満を四捨五入した金額とする。

受託会社によりもしくは受託会社のためにまたは管理会社により誠実に交付された純資産価額、受益証券一口当たりの純資産価格、および／または受益証券一口当たりの買戻価格の証明は、全当事者を拘束する。

受益証券の買戻しに際して行われる受益者に対する支払は、受益者サービス代行会社または受託会社により、受益者（または共同受益者の場合は第一名義人）が受託会社に対して提供した銀行送金の指示に従って、受益者のリスク負担で銀行送金される。受益者への買戻代金の支払は、通常、受益者サービス代行会社が当該買戻しに関して適用される受益証券一口当たりの純資産価格の計算額を受領した日から10営業日以内に行われる。

受託会社は、一取引日におけるすべての買戻口数の合計を、直前の評価日における発行済受益証券の15%までに制限する権利を有する。上記制限を超える買戻請求が受領された場合、それらの請求は按分して縮減され、残りについては次のまたはその後の取引日に繰り越される。

受益者からの受益証券の買戻請求を受けた受託会社が償還を請求したにもかかわらず、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社がパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債に関して償還金を支払わない場合、受託会社は、受益者の買戻請求の一部または全部について、トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）が当該償還金を支払うまで、買戻代金の支払を延期することができる。受託会社は、実務上可能な限り早急に延期された買戻代金の支払を行うためのすべての合理的努力を払わなければならない。

買戻し手続

受益証券の買戻しができる最初の取引日は、2005年3月の第1営業日である。受益証券は、その後、買戻しを要求する取引日の前暦月の20日（当該日が営業日でない場合にはその直前の営業日）までに書面による買戻通知を送付して、毎取引日に買い戻すことができる。上記に特定された期間よりも後に受領された買戻通知は、その直後の取引日には処理されず、以降の取引日に処理される。買戻しは、最低買戻口数またはそれ以上の口数で行われなければならない。最低保有を下回る発行総額の受益証券口数しか保有していない受益者に関しては、受益者の保有受益証券全部を買い戻す場合を除いて、買戻しを行わない。取引日現在認められる買戻範囲には一定の制限がある。受益証券一口当たりの純資産価格の計算が停止された場合を除いて、買戻しが行われる。

買い戻された各受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直前の評価日現在の受益証券一口当たりの純資産価格を参照して計算される。受益者は、管理会社が別途決定する場合を除いて、または受益証券一口当たりの純資産価格の決定が停止された場合（下記「取引の停止」の項を参照）を除いて、買戻請求を撤回することができない。

ファンドのために受益者サービス代行会社は、（ ）申込書の原本およびマネー・ロンダリング防止関係書類が受益者サービス代行会社により受領されるまで、また（ ）買戻通知がファックスで送付された場合、買戻通知の原本が受益者サービス代行会社により受領されるまで、買戻代金の支払義務を負わない。

受益者への買戻代金の支払は、通常、受益者サービス代行会社への評価の入手可能な日以降10営業日以内に行われる。受益者の買戻通知の原本の受領後、当該受益者のリスクにおいて、買戻代金の支払は、受益者により提供されるSWIFTバンキング・インストラクションに従い、銀行間のSWIFT送金により行われる。受益者は、買戻通知と共に受益者サービス代行会社に対してSWIFTバンキング・インストラクションの提供を要求される。代金は、SWIFTバンキング・インストラクションが受益者サービス代行会社に提供されるまで、付与されない。

受益証券の早期買戻し

受益証券は、償還日まで保有を希望する投資家により購入を企図される。募集期間中のすべての販売促進費用および関連費用（「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（3）管理報酬等」において別途規定されるものを除く。）は、マーケティング・アドバイザーにより負担される。かかる費用は、ファンドが負担しないものとする。買い戻された受益証券の買戻価格は、ファンドのために受益者サービス代行会社により、受益者に対して支払われる。

受益者サービス代行会社が買戻通知を受領したことにに関して、ファンドのために受益者サービス代行会社が、取引日に一部または全部の受益証券の購入を確保することができる場合がある。かかる状況において、実際の買戻しが行われない場合でも、買戻しを行った受益者は、当該取引日に実際の買戻しが行われた際に受領するであろう代金に相当する金額（即ち、買付が効力を発生する取引日の前の評価日における受益証券一口当たりの純資産価格）を受領する。

信託証書に従い、買戻通知は、自動的に、当該通知の内容である受益証券の全部または一部の譲渡を遂行するための権限を受託会社が付与する。即ち、譲渡および売却代金は、常に実際の買戻しが行われた場合に受益者に支払われる代金に等しいものとする。

償還日における受益証券の買戻し

受益証券はすべて、管理会社および受託会社の同意を得て、受益者の選択（受益者集会の特別決議）により償還日を延長する場合を除いて（かかる場合、ゼロ・クーポン債は、保証の利益を享受できない。）、2017年2月28日（当該日が営業日ではない場合には翌営業日）を存続の最終日とする。受益証券の償還日に、各発行済受益証券に関する当該時における支払に十分な資金が存在することにより、各発行済受益証券は、実際の受益証券一口当たりの純資産価格で買い戻される。

受益証券の早期償還

管理会社は、受託会社と協議の上、一定の状況（たとえば、受益証券が予想されたパフォーマンスのレベルに達しない場合）において、すべての受益証券について早期償還日に買戻されるとする旨決定することができる。ただし、各発行済受益証券について、少なくとも（ ）発行価格の100%と（ ）追加額の合計を当該時に支払うため十分な資金があることを要する。

受益者に関する制限

管理会社または受託会社は、非適格者によって受益証券が取得または保有されることを防ぐために、必要と考える制限を課することができる。受託会社または管理会社が、受益証券が非適格者によって保有されていることを了知した場合、管理会社は、受託会社のために、当該者に対して、当該受益証券を信託証書の規定に従って買戻しまたは譲渡することを要求する通知を送付することができる。かかる制限に違反して受益証券を保有または所有していると認識した者は、信託証書に従って、それらの受益証券の書面による買戻請求を受託会社のために管理会社に対して送付するか、または、非適格者とならない者に対して当該受益証券を譲渡することを要する。

受益証券の強制買戻し

信託証書において、管理会社は、当該受益証券が非適格者により取得されたかまたは保有されていると受託会社と協議の上管理会社が判断する場合、受益証券の買戻し（または譲渡）を要求することができる。受益者（または受益者が保有する受益証券の実質的な最終保有者）において受益者サービス代行会社と協議の上、管理会社が合理的に満足するような身元確認を提示することができない場合、管理会社は、当該受益者が保有する受益証券全部（または実質的な最終保有者のために保有されている口数）を強制的に買い戻

すことができる。

取引の停止

管理会社は、受託会社と協議の上、本書「純資産価額の計算の停止」の項に規定された一定の状況において、受益証券一口当たりの純資産価格の決定の停止を宣言することができる。受益証券は停止期間中譲渡されまたは買い戻されることはなく、当該停止中、買戻通知は、受益者サービス代行会社に対して書面による通知により撤回することができるが、かかる通知が、停止期間の終了前に受益者サービス代行会社により受領されることを要する。なお、買戻通知が撤回されない場合、かかる通知は、停止終了後の最初の取引日に処理されることになる。

（ロ）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、日本における販売会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。買戻しは、前記「4 手数料等及び税金（2）買戻し手数料 日本国内における買戻し手数料」に記載された買戻し手数料に従い、各取引日に行われる。

ファンド証券一口当たりの買戻価格は、原則として、関連する取引日（買戻請求が販売会社から管理会社により受諾された日）における受益証券の一口当たりの純資産価格とし、買戻代金は、販売取扱会社が応じる場合は円貨以外で支払われる。受益証券の買戻しは10,000口以上10,000口単位とする。買戻しについては、各評価日の翌日から起算して14営業日目が日本における約定日とみなされ、買戻代金は、約定日から日本における4営業日目に支払われる。

3【受益証券の譲渡】

受益者は、マンの譲渡請求書用紙（受益者サービス代行会社から入手可能）に必要事項をすべて記入し、申込制限に従い譲渡人と譲受人のために署名して、非適格者以外のいずれのものに対しても受益証券を譲渡することができる。

受益証券の譲渡を希望する受益者は、正確な登録名義で、特別な地位に基づいて署名する場合にはその旨、およびその他要求される詳細事項を記述して、譲渡証書に署名することを要する。

管理会社と協議の上、登録事務代行会社または受益者サービス代行会社は、各社の裁量により、譲渡の登録を拒否することができる。受託会社と協議の上、登録事務代行会社は、毎年合計して30営業日を超えない期間譲渡登録を停止することができる。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価格の計算

受益証券の評価

評価日における受益証券一口当たりの純資産価格は、米ドル建てで決定され、評価事務代行会社により当該評価日の受益証券口座の金額として計算される金額を当該評価日において発行済の受益証券口数で除した金額に相当する。受益証券口座の金額は、毎月、各評価日現在で以下に掲げる金額の合計を計算することにより、決定される。

a．担保資産の価額

b．（下記の「トレーディング・カンパニーの評価」の項に記載される）トレーディング・カンパニーの資産からその負債を控除した価額

c．（評価事務代行会社がその合理的な判断により算定する）ファンドのその他の資産および負債の価額

トレーディング・カンパニーの評価

トレーディング・カンパニーの資産および負債の価額（疑義を避けるために明記すれば、トレーディング・カンパニーの株式資本を除く。）には、以下に掲げるものが含まれる。

- a. トレーディング・カンパニーの資産に関しては、月次流動性をトレーディング・カンパニーに提供するため要求される時間枠内に償還することのできない投資対象の金額、および
- b. トレーディング・カンパニーの負債に関しては、未返済の信用枠の残高
- 以上を条件として、パフォーマンス・ローン債勘定の資産および負債の価額は、以下の通り、パフォーマンス・ローン債の要項に従い算定される。
- (a) 評価の基準となる価格：
- () 先物取引所において値付けされ、上場され、売買され、または取引されている投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該算定が行われる日における当該先物取引所における取引終了時点の決済価格を基準として行われる。
 - () その他の取引所（即ち、先物取引所以外の取引所）において値付けされ、上場され、売買され、または取引されている投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該算定が行われる日における当該投資対象の主たる取引所の取引終了時点の当該取引所における最終売買価格を基準として（または、取引の約定がない場合には、最終の売り呼び値と買い呼び値の仲値を基準として）行われる。
 - () 当該投資対象の主たる取引所である店頭市場にて売買されまたは取引されているその他の投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該店頭市場における最終の売り呼び値と買い呼び値の仲値を基準として行われる。ただし、常に以下の記載に従う。
 - a. トレーディング・カンパニーの取締役会が、評価事務代行会社の助言に基づき同取締役会の裁量で、主たる取引所以外の取引所における時価があらゆる状況において当該投資対象に関してより公正な価値基準を提供していると判断する場合、同取締役会は、当該の算定にかかる価格を使用させることができる。
 - b. トレーディング・カンパニーの取締役会は、他のいくつかの評価方法が公正価値をより良く反映すると合理的に判断する場合、評価事務代行会社の助言に基づき、同取締役会の完全な裁量で、かかる評価方法の使用を許可することができる。
 - (b) 先物為替予約は、評価日において同一の規模および満期の先物為替予約が新規に締結可能な価格を基準にして評価される。
 - (c) 合同運用投資スキームまたは集団投資スキーム（ヘッジ・ファンドを含む。）への投資は、その最終の純資産価格で算定され、最終の純資産価格が入手不能の場合は、当該ファンドの管理事務代行機関または投資運用機関によって算定される直近の純資産価格（どちらの場合も買戻し費用によって調整されうる。）により評価される。
 - (d) 発生済であるが受領されていない現金、預金、売掛債権、未回収の前払費用、現金配当は、その金額が評価計上される。ただし、トレーディング・カンパニーの取締役会がその全額が支払われまたは回収されないであろうと判断する場合には、トレーディング・カンパニーの取締役会が、その真の価値を反映するために適切と考える割引が行われた後の価格で算定される。
 - (e) 上記記載の方法で価格相場を利用することができない場合、その価格は、随時、トレーディング・カンパニーの取締役会が評価事務代行会社の助言に基づき合理的に決定する方法で決定される。
 - (f) 米ドル以外の通貨建ての（証券または現金の）価額は、トレーディング・カンパニーの取締役会が、評価事務代行会社の助言に基づき、その完全な裁量で、同取締役会が該当すると合理的に判断する割増（プレミアム）または割引（ディスカウント）および為替費用等を勘案した上で、当該状況において適切であると合理的に判断する（公式その他の）為替レートにて、米ドルに換算される。

ファンドがポートフォリオを毎月リバランスして、受益者に流動性を提供するために、トレーディング・カンパニーは、（投資運用会社の助言を得て）買戻しのための通知期間が長い投資について毎月の流動性を高めるため、取引ファシリティーを活用し、または買取契約（その相手方としてマン・グループのメンバーが含まれうる。）を締結することができる。そのような手続から生じる費用は、トレーディ

ング・カンパニーが負担し、その時点の実際の市場要因に基づき算定されるが、通常の市場状況においてそのような投資に付随するトレーディング・カンパニーの投資エクスポージャーの１％を超えないことが予定される。かかる費用は、当該投資の評価額に反映される。

報告

受益証券一口当たりの純資産価格は毎月計算され、受益者および保証銀行は、月次評価の確認書および市場の現在の状況に対する運用成績の分析を記載した月次報告書を管理会社から受領する。

管理会社は、各評価日における受益証券一口当たりの純資産価格は、当該評価日の20営業日後または爾後合理的に実現可能な限り早い時点で提供可能になると予想する。通常の場合において、管理会社は、評価事務代行会社から適時に純資産価額が提供されることを条件として、各評価日後27営業日目以降受益証券一口当たりの純資産価格を代行協会員に通知する。受益証券一口当たりの純資産価格の公表の遅滞が、評価事務代行会社から適時に受益証券一口当たりの純資産価格が提供されないことに起因する場合、管理会社は、当該遅滞について責任を負わないものとする。

純資産価額の計算の停止

管理会社または受託会社が、受益者の利益に鑑み、純資産価額の決定を停止することに合理的かつ十分な理由があるとの意見を有する場合、管理会社は、いつでも、受託会社の事前の同意を得た上で、純資産価額（ひいては受益証券一口当たりの純資産価格）の決定を停止することができ、また、受託会社がそれを要求した場合には、停止しなければならない。管理会社は、以下の期間の全部または一部において、純資産価額の決定を停止し、その期間は受益証券の買戻しを行えなくなることが予想される。

- a．受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定中の大きな部分を占める投資対象が上場され、値付けされ、売買され、もしくは取引されている取引所もしくは市場が閉鎖されている期間（通常の週末および休日を除く。）、または、上記の取引所もしくは市場における売買が制限されている期間
- b．投資運用会社との協議の上、管理会社の意見によれば、受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定を構成する投資対象のファンドおよび／もしくは（適切な場合）トレーディング・カンパニーによる処分を合理的に実務上不可能とする状況が存在する場合、または処分が受益者に対して重大な悪影響を及ぼす場合
- c．投資対象の価格を確認するために通常用いられている手段が故障した場合、またはその他の理由により、受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定を構成する投資対象の価格が合理的もしくは公正に確認できない場合
- d．ファンドおよび／またはトレーディング・カンパニーが受益証券の買戻しおよび／またはパフォーマンス・ローン債の償還に際しての支払を行うために必要な資金を送金することができない場合
- e．投資対象の換金もしくは取得、または受益証券の買戻代金および／もしくはパフォーマンス・ローン債の償還金の支払に関する資金の送金が、管理会社および／またはトレーディング・カンパニーの取締役会の意見によれば、通常の為替レートで実行できない場合

純資産価額の決定の停止は、受託会社と協議の上管理会社が宣言する時期に効力を発生するが、かかる時期は宣言のなされた日の翌営業日の終了時以降にはならない。純資産価額の決定の停止が効力を発した後、管理会社が停止の解除を宣言しない限り、受益証券一口当たりの純資産価格は決定されない。ただし、かかる停止は、以下の条件がいずれも満たされた後に最初に到来する営業日に失効する。

- a．純資産価額の決定の停止をもたらした原因が存在しなくなったこと
- b．純資産価額の決定の停止を正当化する原因が他に存在しないこと
- c．当該宣言後１か月が経過したこと

管理会社の各宣言は、管理会社またはファンドを所管する当局により定められ、当該時点において効力を有する公の規則・規制が存在する場合には、これに適合していなければならない。上記公の規則・規制に抵触しない限り、管理会社の決定は終局的なものとなる。管理会社は、受益証券一口当たりの純資産価格

の決定を停止した場合には、当該停止後速やかに、適当と考える新聞に停止がなされた旨を掲載するよう、商業上合理的な手立てを講じなければならない。管理会社は、受益証券一口当たりの純資産価格の決定の停止が解除された場合にも、適当と考える新聞に停止が解除された旨を掲載する手立てを講じなければならない。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の契約証書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、2017年２月28日に終了する。ただし、下記「（５）その他、（ロ）ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年５月31日である。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

受益証券の発行金額は、上限の定めがなく、2,000万米ドルを最低とする。

（ロ）ファンドの解散

ファンドは、以下の場合、2017年２月28日以前に終了することがある。

- （ ）受益者の特別総会において、発行済受益証券の受益者の保有する議決権総数の４分の３の多数により決議された場合
- （ ）ケイマン諸島において規制されるミューチュアル・ファンドとしてCIMAからファンドに付与された免許その他の承認が取り消されもしくは変更された場合
- （ ）受託会社が、管理会社と協議の上、その単独の裁量により、ファンドの継続が非実務的であり、推奨されず、または受益者の利益に反するものであると判断した場合
- （ ）受託会社の退任または解任の場合において、適切な後任となる受託会社を置くことができない場合。

受託会社は、その単独の裁量により、いかなる理由に基づいても、３か月前に管理会社および受益者に対して通知することにより、ファンドを終了する権利を有する。

償還日以外の日におけるファンドの終了の場合には、受益者に対して30日以上前に通知が送付される。ファンドの終了に際し、分配可能な余剰純資産は、保有受益証券の口数に応じて、受益者に分配される。

どのような原因によるファンドの終了の場合にも、受託会社は、ファンドのために保有する投資対象、財産およびその他の資産を換金し、適切に支払われるべき債務を支払い、もしくはそのための適切な準備金を設定し、また、終了のための費用のための準備金を設定した後、換金された手取金を、ファンドを終了するとの決定がなされた日現在の、それぞれのファンドに対する受益証券持分に応じて按分して、受益者（受託会社が合理的に要求する、それぞれの権利についての証拠（もしあれば）の提示を条件として）に分配する。

受託会社が保有する、未請求の純利益またはその他の現金（未請求の分配金を含む。）のうち、支払時期の到来後12か月間が経過したものについては、受託会社は、裁判所に支払うことができる。なお、受託会社は、当該支払を行うために、または当該支払に関連して被った費用を留保することができる。

（ハ）信託証書の変更

ファンドは、信託法に基づき、免税信託としてケイマン諸島において登録され、2004年11月16日（2008年5月28日付変更信託証書および2009年2月25日付補遺信託証書により修正済）に、同日付の信託証書の要項に従い、設定された。ファンドの信託証書は、ファンドの規約である。信託証書に基づき、受託会社および管理会社は、本書に記載された行為を行う権限を有し、また信託証書の要項に従い各権限を委任する権限を有する。受益証券は、管理会社の裁量により発行される。

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更または追加は、信託証書の規定に従い適法に招集および開催された受益者集会において、投票数の4分の3の多数による承認がない限り行われ不得とする。改正、変更または追加が、（a）法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため、（b）一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるものとして、（c）ファンドの名称変更を行うため、（d）会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益分配日付を変更するため、（e）その他の会計期間（中間会計期間を含む）の開始および終了日付を変更、もしくはかかる期間に関連する分配日（中間分配日を含む）を変更するため、（f）管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと合意する変更をするため、（g）信託証書から廃用となった条項を削除するため、（h）管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを交替させるため、（i）明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合、または、（j）CIMAの要請に従い、ファンドが随時その適用を受ける法、規則、規制に従うためのものである場合には、かかる承認は必要としない。

（二）関係法人との契約の更改等に関する手続

評価事務代行契約

評価事務代行契約は、契約当事者による3か月以上の書面による通知をもって、いずれの四半期末においても解約できる。当該契約は、英国およびウェールズ州において適用ある法律の適用を受け、かかる法により解釈される。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおり。

（ ）分配請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、2005年3月の第1営業日以降管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた悪意、背信行為、詐欺または過失による義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

信託証書は、受託会社、管理会社およびファンドに対するその時々その他のサービス提供者の利益のために、免責規定を設けている。また、関連当事者間での重要な契約書の一部は、管理会社および／または受託会社が（ファンドのために）、ならびにトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社が、他の当事者を免責する旨の規定を設けている。トレーディング・カンパニーは、信用枠に基づき、貸主のために免責を与えることが予定されている。

（ ）議決権

信託証書に基づき、各受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春 芽

弁護士 水谷 共 宏

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、英国における諸法令および英国において一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には平成23年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（1）【貸借対照表】

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド
結合財政状態計算書
2011年5月31日現在

注記	2011年		2010年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産				
銀行預金	1,839,381	140,989	4,106,212	314,741
ブローカー預金	3,744	287	-	-
損益を通じて公正価値で測定する 米国財務省証券ストリップス債	98,220,512	7,528,602	129,376,688	9,916,723
米国財務省証券ストリップス債の 売却に係る未収金	2,333,658	178,875	2,468,854	189,238
流動資産合計	102,397,295	7,848,753	135,951,754	10,420,702
流動負債				
ブローカーに対する未払金	-	-	(3)	(0)
未払金および未払費用	(274,093)	(21,009)	(349,954)	(26,824)
流動負債合計	(274,093)	(21,009)	(349,957)	(26,824)
純資産	102,123,202	7,827,743	135,601,797	10,393,878

内訳：

受益者に対する負債

9	<u>102,123,202</u>	<u>7,827,743</u>	<u>135,601,797</u>	<u>10,393,878</u>
	102,123,202	7,827,743	135,601,797	10,393,878

〔署名〕

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド
 受益証券保有者に帰属する金額の結合変動計算書
 2011年5月31日終了年度

注記	2011年		2010年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
期首残高	135,601,797	10,393,878	184,151,424	14,115,207
受益証券40,330,000口 (2010年は63,390,000口)の 買戻し支払額	9	(41,093,615)	(3,149,826)	(58,987,247)
		94,508,182	7,244,052	125,164,177
				9,593,834
受益者に帰属する当期純利益		7,615,020	583,691	10,437,620
期末残高		102,123,202	7,827,743	135,601,797
				10,393,878

添付の注記は本結合財務書類と不可分なものである。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド
 結合キャッシュ・フロー計算書
 2011年5月31日終了年度

	2011年		2010年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
受益者に帰属する当期純利益	7,615,020	583,691	10,437,620	800,044
当期純利益の営業活動で使用された純現金への調整：				
損益を通じて公正価値で測定する米国財務省証券 ストリップス債の未実現利益／（損失）の変動	4,284,458	328,404	2,556,972	195,992
損益を通じて公正価値で測定する米国財務省証券 ストリップス債の実現利益	(13,123,651)	(1,005,928)	(14,795,638)	(1,134,086)
	(1,224,173)	(93,833)	(1,801,046)	(138,050)
運用資産および負債の純変動：				
前払金およびその他資産	-	-	14,057	1,077
未払金および未払費用	(75,861)	(5,815)	(162,651)	(12,467)
営業活動で使用された純現金	(1,300,034)	(99,648)	(1,949,640)	(149,440)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
米国財務省証券ストリップス債の売却手取金	40,130,565	3,076,008	56,870,818	4,359,148
投資活動による純現金	40,130,565	3,076,008	56,870,818	4,359,148
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の買戻し支払金	(41,093,615)	(3,149,826)	(58,987,247)	(4,521,372)
財務活動で使用された純現金	(41,093,615)	(3,149,826)	(58,987,247)	(4,521,372)

現金および現金同等物の純変動	(2,263,084)	(173,465)	(4,066,069)	(311,664)
現金および現金同等物の期首残高	4,106,209	314,741	8,172,278	626,405
現金および現金同等物の期末残高	1,843,125	141,276	4,106,209	314,741
現金および現金同等物に含まれる項目：				
銀行預金	1,839,381	140,989	4,106,212	314,741
ブローカー預金	3,744	287	-	-
ブローカーに対する未払金	-	-	(3)	(0)
	1,843,125	141,276	4,106,209	314,741
補足情報				
受取利息	11,028	845	35,586	2,728
支払利息	-	-	(122)	(9)

添付の注記は本結合財務書類と不可分なものである。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド

財務書類注記

1. 概要

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」という。）は、2004年11月16日にケイマン諸島の法律に準拠して設定されたユニット・トラストであり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）に準拠して登録され、広範かつ柔軟な投資戦略のポートフォリオに投資することにより、中期的に健全なキャピタル・ゲインの獲得を目指している。ファンドは2005年2月8日に取引を開始した。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）リミテッド（以下「ゼロ・クーポン債発行会社」という。）は、米国財務省証券ストリップス債を保有する目的で、ケイマン諸島の法律に準拠して、2004年10月25日に設立された。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング リミテッド（以下「トレーディング・カンパニー」という。）は、投資活動ならびにそれに関連する資産、負債、収益および費用をゼロ・クーポン債発行会社のものと区別するために、ケイマン諸島の法律に準拠して、2004年10月25日に設立された。

投資エクスポージャー

2008年11月1日から、ファンドは投資先ヘッジファンドのポートフォリオに対する投資エクスポージャーを解消した。投資家の資本を保護するために、同日からすべての残りの資本は米国財務省証券ストリップス債および現金で保有されている。

2. 重要な会計方針の要約

添付の結合財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSには、IFRSおよび国際会計基準（以下「IAS」という。）に加え、解釈指針委員会（以下「SIC」という。）が発表した解釈や国際財務報告解釈指針委員会（以下「IFRIC」という。）が発表した解釈が含まれる。

本財務書類は、ファンドならびに注記1に詳述したゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーの勘定を結合している。ファンドは、トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の議決権株式資本を保有していないため、IAS第27号に基づく支配は行われていない。この結果、事業体は連結ではなく結合して表示されているが、経営成績および財務状態では、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンド間の取引が消去されて合計されている。かかる結合財務書類の作成は、信託証書による純資産価額の決定方法と一致している。

以下は、ファンドが採用した重要な会計方針および報告方針である。

会計公準

結合財務書類は、取得原価の慣行に基づき作成され、金融資産および負債の公正価値を含むために修正されている。

キャッシュ・フロー情報を除く結合財務書類は、発生主義会計を用いて作成されている。

IFRS第9号「金融商品」（「IFRS第9号」）は、金融資産の分類および測定に関する新しい要件を導入し、2013年1月1日から適用されるが、早期適用も容認されている。現在、IAS第39号の範囲であるすべての認識済金融資産は、償却原価または公正価値のいずれかで測定されることになる。IFRS第9号に従い、ほとんどの金融商品は、損益を通じて公正価値で測定される（「FVTPL」）ことが予想されるが、ただし、当基準で定義される「ビジネスモデル・テスト」および「契約上のキャッシュ・フロー特性テスト」の両方を充当する負債商品および事業体が持分商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される（「FVTOCI」）として変更不能で指定した場合は例外とされている。本新基準が、ファンドが保有する投資に関する現在の測定基準に重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

本結合財務書類の承認日において、公表されたがまだ適用されていない基準および解釈指針がたくさんある。受託会社は、これらの基準および解釈指針を将来適用しても、ファンドの結合財務書類に重大な影響を及ぼすことはない予想している。

当期においてファンドは、当該会計方針を継続して適用している。

会計上の判断および見積りの使用

IFRSに準拠した結合財務書類の作成において、経営者は、本結合財務書類に報告されている金額および開示事項ならびに付随する注記に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行わなければならない。これには一定の評価の仮定を含む。かかる仮定および見積りには不確実性が伴うため、将来において資産または負債の簿価に重大な調整を必要となる可能性がある。

金融資産および金融負債

運用投資ファンド、米国財務省証券ストリップス債ならびに未決済の先物および先渡ポジションに係る未実現利益は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に分類されている。

これらの金融商品は、その公正価値が信頼性をもって測定可能であり、そのパフォーマンスが公正価値基準で評価されることに基づき指定される。デリバティブ契約は定義上、損益を通じて公正価値で計上される。

借入金は、借入枠設定契約の条項に基づいて、返済すべき金額で表示された金融負債であり、償却原価で保有した場合と実質的に等しい結果となる。

金融資産は、ファンドが、当該資産のリスクおよび報酬を実質的にすべて譲渡した場合、または当該資産からキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合に認識が中止される。

金融負債は、当該負債に基づくファンドの債務が弁済、失効または満期になった場合に認識を消滅される。

投資取引および評価

投資取引は、取引日基準で計上される。実現損益は、先入先出法（FIFO）で計算される。資産は、当初購入価格で認識される。その後、上場先物取引の未決済ポジションは、評価日に当該取引所が発表した受渡価格の終値を

用いて評価される。為替先渡契約の未決済ポジションは、評価日においてポジションの解消に要したかかる契約の時価を用いて評価される。為替差損益を控除／加算した、実現および未実現損益はともに結合包括利益計算書に計上されている。

当初証拠金は、先物契約の締結に際してブローカーに支払われる。先物契約が未決済の期間中、契約の評価額の変動は、各取引日の終了時における契約の公正価格を反映させる日々の「値洗い」によって未実現損益として認識される。未実現損失と未実現利益のどちらが生じたかに応じて、値洗差金がブローカーに支払われるか、またはブローカーから受け取られる。

米国財務省証券ストリップス債は、当初取得原価で認識され、その後、結合財政状態計算書日現在の公正価値で計上され、未実現損益の変動は、結合包括利益計算書に計上される。

運用投資ファンドへの投資は、当初取得原価で評価され、その後、結合財政状態計算書日現在の受益証券一口当たりの純資産価格（NAV）で評価される。どちらの評価も、当該投資の公正価値の近似値を表す。

ファンドは、結合財政状態計算書に含まれるすべての投資のリスクおよび報酬を保持する。かかる投資の未実現損益の変動は、結合包括利益計算書に計上されている。かかる投資は、すべての報酬費用、経費およびその他費用が関連した投資に計上された後の金額で表示される。

非上場オープン・エンド型運用投資ファンドにおける株式または債券の評価には、当該評価日の営業終了時に表示された受益証券一口当たりの純資産価格が使用される。もし実際の受益証券一口当たりの純資産価格が入手できない場合、運用投資ファンドは直近で入手可能な実際の、もしくは見積りの受益証券一口当たりの純資産価格で評価される。

外貨換算

（a）機能通貨および表示通貨

ファンドの主要な目的は、資本調達通貨である米ドル建てでリターンを生み出すことである。ファンドの流動性は、ファンドの受益証券の発行および買戻しに対応するために米ドル建てで日々運用されている。ファンドの運用成績も米ドル建てで評価される。

したがって、米ドルが対象となる取引、事象および状況に関する経済的影響を最も誠実に反映する通貨であるとみなされるため、ファンドの機能通貨および表示通貨は米ドルである。

（b）取引および残高

外貨建て取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。かかる取引の決済および期末為替レートをういた外貨建ての貨幣性資産や貨幣性負債の換算から生じる為替差損益は結合包括利益計算書で認識される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の換算差額は公正価値損益の一部として報告される。

相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額の相殺に法的強制力があり、かつ純額決済する予定である場合、または資産の売却と負債の決済を同時に行う場合は、結合財政状態計算書において相殺された純額で計上される。

収益の認識

収益は、ファンドに経済的利益がもたらされる可能性が高く、またその収益が確実に測定できることが予想される範囲で認識される。

受益証券

受益証券は、2017年2月28日（「満期日」）に受益証券一口当たり最低金額を引き渡す契約上の義務があるため（債務保証により）、金融負債として分類されている。

受益証券は受益証券保有者の選択で買戻し可能である。受益証券は、ファンドの募集書面で設定された買戻条件に基づきファンドに買戻される。受益証券保有者が、ファンドの募集書面で設定された買戻条件に基づき、ファンドにその受益証券を買戻す権利を行使した場合、受益証券は結合財政状態計算書日時点で支払うべき買戻金額で計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、契約条項に従って、発生主義で結合包括利益計算書に計上される。

費用

すべての費用は、発生主義で結合包括利益計算書に計上される。

比較数値

特定の比較数値は、当年度の表示に適合するように再分類されている。

３．ブローカー預金

MFグローバルUKリミテッド（以下「ブローカー」という。）への預金または未払金は、委託証拠金に充当するためのブローカーへの預金または未払金を表す。トレーディング・カンパニーが１つの通貨で借入れを行った場合支払利息が生じるが、かかる費用はその他の通貨の残高に係る受取利息によって相殺されるかもしれないし、その逆の場合もありえる。

４．損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券の実現損失および未実現利益／損失の変動

ファンドは当期および2010年５月31日現在において投資有価証券を保有していない。

2010年５月31日終了年度

	実現損失 (米ドル)	未実現利益／ 損失の変動 (米ドル)
債券ヘッジ	(6,006)	-
	<u>(6,006)</u>	<u>-</u>

５．報酬、手数料および受取利息／支払利息

運用報酬および成功報酬

AHLプログラム

ファンドは、投資先ヘッジファンドのポートフォリオに対する投資エクスポージャーを解消した。そのため投資運用会社は運用報酬または成功報酬を請求しない。

登録事務代行報酬

登録事務代行報酬は、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「登録事務代行会社」という。）に支払われる。当該報酬は、各評価日の純資産価額に対して年率0.08％で計算され、毎月後払いで支払われる。

四半期毎の変動報酬は、受益者サービス代行契約の定義のとおり、マン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドの受益者サービス代行会社としての業務に対して、受益者数に基づいて支払われる。

評価事務報酬

注記1で説明したとおり、投資エクスポージャーをゼロに変更したことに伴い、当該報酬は全額放棄されている。

保証報酬

保証報酬は、四半期毎に後払いで、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「保証銀行」という。）に支払われる。当報酬は、保証上限額の年率0.25%で計算される。

受取利息／支払利息

受取利息は、銀行残高に対して受領した金額およびブローカーが保有している現金残高および委託証拠金に関するブローカー預金に対して受領した金額からなる。

支払利息は、借入残高に対して課せられる金額ならびにブローカーに対する未払いの現金残高および委託証拠金に関するブローカー残高に対して課せられる金額から構成される。

受託報酬

受託会社（受託会社兼保管者）は、ファンドから、12,000米ドルの年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は、各評価日における受益証券一口当たりの純資産価格に、当該評価日の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%を代行協会員の業務に対して四半期毎に後払いで代行協会員である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に支払われる。

6．財務リスク管理

全体的リスク管理

ファンドの投資目標を達成するため、ファンドは特定レベルの財務リスクを引き受ける。ファンドの投資活動により、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび通貨リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスクといった多岐にわたる財務リスクにさらされることになる。

ファンドは、トレーディング・カンパニーに投資することにより投資目標を達成するよう努めた。

取締役会は、トレーディング・カンパニーレベルのリスクと投資先の投資レベルのリスクの2つの主なレベルにリスクを分けている。このため、マン・インベストメンツ・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）は、トレーディング・カンパニーおよび投資先の投資の両者に関するリスク管理の手続きを実行している。

2008年11月1日から、ファンドは投資先ヘッジファンドのポートフォリオに対する投資エクスポージャーを解消した。投資家の資本を保護するために、同日からすべての残りの資本は米国財務省証券ストリップス債および現金で保有されている。

トレーディング・カンパニーレベル

トレーディング・カンパニーレベルのリスク管理は、投資前および投資後リスク管理に分割することができる。投資前リスク管理においては、資産配分およびポートフォリオ構築が決定される。その後、リスク管理においては、リスクおよびリターン分析の実施、関連のあるトレーディング・カンパニーの特定のポートフォリオ制限および投資ガイドラインのモニタリング、トレーディング・カンパニーレベルにおける通貨、金利、信用リスクおよび流動性リスクの管理などが行われ、資産配分およびポートフォリオ構築のための関連する調整が行われる。

リスク検討またはポートフォリオを商品ガイドラインに沿った形に戻す必要性が生じると、ポートフォリオのリバランスが行われることになる。リバランスは、通常、投資運用会社のポートフォリオ管理チームが毎月実施する。

以前にAHLにより管理されていたエクスポージャーのすべては昨年削除された。以来、トレーディング・カンパニーによる再投資はない。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替レートおよび株価などの市場変数の変動により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

投資先ヘッジファンドに対するエクスポージャーを解消したため、ファンドは、市場リスクまたは為替リスクに対する重要なエクスポージャーを持たないが、当注記の金利リスクの項目に記載のとおり、米国財務省証券ストリップス債に係る金利リスクに対して重要なエクスポージャーを有する。

価格リスク

価格リスクとは、金融商品の価値に直接あるいは間接的に影響を及ぼす市場環境の変化が原因で、金融商品の価格が変動するリスクを指す。

投資先ヘッジファンドのポートフォリオへの投資をもはや行っていないため、ファンドは、米国財務省証券ストリップス債の価値に係る金利変動の影響以外に価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有しない。

通貨リスク

通貨リスクとは、為替レートの変動が原因で、金融商品の公正価格あるいは将来キャッシュ・フローが変動するリスクを指す。

2011年5月31日現在、ファンドは、機能的かつ表象的通貨である米ドル以外のいかなる通貨でも資産または負債を保有していない。そのため、ファンドはもはや通貨リスクにさらされていない。

外貨建て金融資産および金融負債の概要は以下のとおりである。

2010年5月31日現在

金額は相当する米ドルで表示されている。

	米ドル	その他	合 計
流動資産			
銀行預金	4,106,212	-	4,106,212
損益を通じて公正価値で測定する 米国財務省証券ストリップス債	129,376,688	-	129,376,688
米国財務省証券ストリップス債の 売却未収金	2,468,854	-	2,468,854
流動資産合計	135,951,754	-	135,951,754
流動負債			
ブローカーに対する未払金	(3)	-	(3)
未払金および未払費用	(328,135)	(21,819)	(349,954)
流動負債合計	(328,138)	(21,819)	(349,957)
純資産	135,623,616	(21,819)	135,601,797

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

ファンドは、米国財務省証券ストリップス債に係る金利変動に著しくさらされている。

下記の表は、2011年5月31日現在のファンドの金利リスクに対するエクスポージャーを契約上の満期または

価格再計算時期のいずれか早い方で示したものである。

2011年5月31日現在

	1か月未満 (米ドル)	1年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合計 (米ドル)
流動資産				
銀行預金	1,839,381	-	-	1,839,381
ブローカー預金	3,744	-	-	3,744
損益を通じて公正価値で測定する 米国財務省証券ストリップス債	-	98,220,512	-	98,220,512
米国財務省証券ストリップス債の 売却未収金	-	-	2,333,658	2,333,658
流動資産合計	1,843,125	98,220,512	2,333,658	102,397,295
流動負債				
未払金および未払費用	-	-	(274,093)	(274,093)
流動負債合計	-	-	(274,093)	(274,093)
金利感応度ギャップ合計	1,843,125	98,220,512	2,059,565	102,123,202
累積金利感応度ギャップ	1,843,125	100,063,637	102,123,202	102,123,202

2010年5月31日現在

	1か月未満 (米ドル)	1年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合計 (米ドル)
流動資産				
銀行預金	4,106,212	-	-	4,106,212
損益を通じて公正価値で測定する 米国財務省証券ストリップス債	-	129,376,688	-	129,376,688
米国財務省証券ストリップス債の 売却未収金	-	-	2,468,854	2,468,854
流動資産合計	4,106,212	129,376,688	2,468,854	135,951,754
流動負債				
ブローカーに対する未払金	(3)	-	-	(3)
未払金および未払費用	-	-	(349,954)	(349,954)
流動負債合計	(3)	-	(349,954)	(349,957)
金利感応度ギャップ合計	4,106,209	129,376,688	2,118,900	135,601,797
累積金利感応度ギャップ	4,106,209	133,482,897	135,601,797	135,601,797

以下の分析は、すべての他の変数を一定とした場合に、合理的に起こりうる金利水準の変動が純資産に与える影響の見積りを表している。実際には、実際の取引結果は感応度分析とは異なるし、重要な差異となりうる。

下記の表は、すべての他の変数を一定として、金利が50ベースポイント上昇または下落した場合の純資産への影響の詳細である。

2011年5月31日現在

1か月未満 (米ドル)	1年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合計 (米ドル)
----------------	--------------	---------------------------	-------------

純資産の変動 （50bp上昇の場合）	1,852,341	98,711,615	2,059,565	102,623,521
純資産の変動 （50bp下落の場合）	1,833,909	97,729,409	2,059,565	101,622,883

2010年5月31日現在

	1か月未満 (米ドル)	1年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合 計 (米ドル)
純資産の変動 （50bp上昇の場合）	4,126,740	130,023,571	2,118,900	136,269,211
純資産の変動 （50bp下落の場合）	4,085,678	128,729,805	2,118,900	134,934,383

金利リスクに晒されていない負債は、未払金および未払費用ならびに（複利でない）経過借入金利息から構成される。これらの金額は、通常1四半期以内、いかなる場合においても1年以内に契約上の決済が要求される。

信用リスク

信用リスクとは、発行体または取引相手方当事者が、ファンドと締結した契約を履行することができなくなるリスクである。

各クラスのデリバティブ商品以外の認識済金融資産に関して、取引相手方当事者が義務を履行しなかった場合における2011年5月31日現在の信用リスクに対するファンドの最大エクスポージャー（保有している担保またはその他の証券の価値を考慮しない。）は、結合財政状態計算書に記載された当該資産の簿価である。

エクスポージャーのうち大きいものは、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（以下「銀行」という。）、保証銀行およびブローカーに対するものである。

投資運用会社は、すべての取引相手方当事者に関して、それらがファンドに対するサービス提供者または取引相手方当事者となる前にデュー・ディリジェンスを実施しており、かかる手続きには信用力の確認が含まれる。ファンドの銀行、ブローカーおよびその他の貸し手に関する信用の質は、定期的に監視され、分配の決定の際に考慮される。

流動性リスク

一般にファンドは、買戻し請求の通知期間がファンドよりも短い運用投資ファンドに投資するか、運用投資ファンド内の投資をファンドから購入することができるようにディーリング・アレンジを利用する（購入日における受益証券一口当たりの最終入手可能価格と等しい価格での流動性が不十分である場合）ため、ファンドの流動性リスクは極めて小さい。

投資先の投資の流動性リスクは、上記の一般的な管理に従って、これらのファンドの投資先の投資運用会社により管理される。

ファンドの投資エクスポージャーをゼロに減額したため、流動性リスクは現在最小限である。

7. 金融商品

金融商品の分類

IFRS第7号に規定された階層に基づき、ファンドはその投資を3つのレベルに分類している。金融商品は、その公正価値の算出に使用されるデータによって分類される。レベル1の投資では、活発な市場での未調整の市場価格からのデータを使用する。レベル2の投資は、市場価格以外のデータを反映するが、運用投資ファンドが買い戻される価格など、観察可能な市場データを使用する。レベル3の投資は観察不可能なデータを使用して評価される。

米国財務省証券ストリップス債への投資は、店頭市場で取引されかつ長期であるため2011年および2010年5月31日に終了した年度ではレベル2の資産として分類される。

ファンドにはレベル3の投資はない。

2011年5月31日現在

	公正価値 レベル2 米ドル	公正価値 合計 米ドル
米国財務省証券ストリップス債	98,220,512	98,220,512
	98,220,512	98,220,512

2010年5月31日現在

	公正価値 レベル2 米ドル	公正価値 合計 米ドル
米国財務省証券ストリップス債	129,376,688	129,376,688
	129,376,688	129,376,688

米国財務省証券ストリップス債

保証銀行、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の間で締結された保証枠設定契約に従い、ファンドは、満期日にプロフィット・ロックイン構造の結果として、当初元本に加えて追加金の払戻しを受けることが保証されている。この目的を達成するために、ゼロ・クーポン債発行会社は、2005年2月7日に米国財務省証券ストリップス債（以下「ストリップス債」という。）を購入した。

2011年5月31日現在に保有していた証券の取得原価は67,422,788米ドル（2010年は94,294,506米ドル）であり、2017年2月28日に額面総額 110,534,000米ドル（2010年は156,511,000米ドル）をもって満期を迎える。発行体の現行の信用格付度および現行金利を考慮した2011年5月31日現在の公正価値は、98,220,512米ドル（2010年は129,376,688米ドル）であった。公正価値と証券の元本金額との差は、証券の満期までの期間が短くなるにつれて小さくなる。

保証銀行の保証を受けるため、証券が担保として差し入れられる。

プロフィット・ロックイン

（2004年11月18日付の保証枠設定契約に詳述されている）プロフィット・ロックイン構造が存在する。

トレーディング・カンパニーの運用実績に従って、受益証券に帰属する新規運用純利益の一定割合は、追加の適格担保（通常は米国財務省証券ストリップス債）の購入に用いられ、投資運用会社と保証銀行の書面による事前合意があれば、ファンドはこれを担保保管会社に担保として差し入れることができる。かかる差し入れを受けて、保証銀行は、ファンドおよび登録事務代行会社に対して、発行済みおよび満期日に買戻されることになっている各受益証券の保証額が増額したことを書面によって承認する。

当期において、プロフィット・ロックインは行使されなかった。現在の受益証券一口当たりのプロフィット・ロックイン価額は1.1367米ドルである。

借入金

マン・インベストメンツ・エイ・ジー

トレーディング・カンパニーは、投資資金として、ファンドの純資産価額の80%を借入上限とする借入契約を設定した。当借入契約に基づき、マン・インベストメンツ・エイ・ジーが借入金を提供する。トレーディング・カンパニーは、借入契約の条項に従い、定められた金額以下の借入れ、返済および再借入れを行うことができる。

当期および前期において借入枠は利用されなかった。

8. 関連当事者

ケイマン諸島で設立された企業であり、ファンドの受託会社であるCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社としての役割のために関連当事者である。最終的な支配会社はない。

バミューダで設立された法人であるマスター・マルチ・プロダクト・ホールディングスは、トレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社の普通株を100%所有していることにより関連当事者とされる。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、ファンドの管理会社、管理事務代行会社および登録事務代行会社であるため、関連当事者である。

マン・インベストメンツ・リミテッドは、トレーディング・カンパニーの投資運用会社であるため、関連当事者である。マン・インベストメンツ・リミテッドはマン・グループ・ピーエルシーの子会社であるため、マン・グループ・ピーエルシーのすべての子会社も関連当事者である。

当事業年度中に、ファンドはマン・グループ・ピーエルシーの以下の子会社と取引を行った：

マン・インベストメンツ・エイ・ジー

マン・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッド

マン・バリュエーション・サービス・リミテッド

以下は、ファンドと関連当事者の間に発生した取引である。

2011年5月31日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬合計 (米ドル)	5月31日現在の 未払報酬 (米ドル)
取締役	取締役報酬	11,116	-
マン・インベストメンツ・エイ・ジー	法律顧問報酬	32,179	-
マン・コーポレート・サービス (アイルランド)リミテッド	副登録事務代行報酬	3,300	-
CIBCバンク・アンド・トラスト・ カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託報酬	12,000	5,000
CIBCバンク・アンド・トラスト・ カンパニー（ケイマン）リミテッド	会社登録手数料	3,225	-
ミツビシUFJグローバルカストディ・ エス・エイ	主な管理会社報酬	75,791	-

2010年5月31日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬合計 (米ドル)	5月31日現在の 未払報酬 (米ドル)
取締役	取締役報酬	1,458	2,084
マン・コーポレート・サービス (アイルランド)リミテッド	副登録事務代行報酬	1,283	-

マン・コーポレート・サービス (アイルランド)リミテッド	受益者サービス代行報酬	(11,667)	-
CIBCバンク・アンド・トラスト・ カンパニー(ケイマン)リミテッド	受託報酬	12,000	5,000
CIBCバンク・アンド・トラスト・ カンパニー(ケイマン)リミテッド	会社登録手数料	7,054	1,048

9. 資本と受益証券

普通株式

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、それぞれ、1株の額面が1米ドルの普通株式50,000株に分割された50,000米ドルの授權資本を所有している。各社は、100%の議決権を有する普通株式1,000株を発行した。

普通株式の所有者は、その普通株式に関して、年5,000米ドルの配当金を受領する権利を有する。トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社が清算または解散される場合、普通株式の所有者は、その額面価額およびトレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の剰余資産持分に等しい金額（もし支払われるならば）を受領する権利を有する。しかし、普通株式の所有者は、普通株式の額面価額を超える額に対する権利を放棄することについて取消不能の同意をしており、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社がかかる金額を受益者の利益のために受益証券勘定に含めることを承認した。普通株式は発行されているが、払込請求はされていない。払込請求されるまで受取金は発生しない。

受益証券

受益証券は、ファンドが発行する証券によるファンドの非劣後債務である。

受益証券は、2004年11月18日付の英文目論見書により、受益証券一口当たり1米ドルで募集された。申込期間は2005年1月21日に終了した。

通常、受益証券保有者は取引日の前歴月の20日までに書面により通知したうえ、買戻しが成立する取引日の直前の評価日における受益証券一口当たりの純資産価格に基づいて計算された買戻価格で受益証券を買戻す権利を有する。

受益証券の償還日は2017年2月28日であり、受益証券は同日にその純資産価額または1米ドルの額面価額（プロフィット・ロックイン構造の結果としての追加的な金額があれば加算）のうちどちらか高い金額にて償還される。

10. 資本運用

受益証券を買戻すことができるため、ファンドの資本は、ファンドに対する買戻しの要求により変動しうる。ファンドは外部から課せられた資本規制の対象ではなく、結合財務書類で記載された以外に受益証券の買戻しに係る制限はない。

注記1に記載のとおり、投資家の資本を保護するために、ファンドは投資先ヘッジファンドへの投資に対するエクスポージャーを解消した。

ファンドが資本運用に適用する方針およびプロセスに関しては、注記6「財務リスク管理」を参照のこと。

投資先ヘッジファンドへの投資に対するエクスポージャーを取り除いた後の資本運用に関するファンドの目的は、主としてファンドの費用に充当するためおよび買戻請求があった場合に対応するために十分な流動性を維持することである。

11. 課税

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、源泉徴収による税、遺産税、相続税、贈与税がない。また、受託会社はケイマン諸島の信託法（2009年改正）に基づき、ケイマン諸島総督に対し、誓約書の発行後50年間にケイマン諸島で制定される、所得、資産、利益もしくは評価益に課せられる税金、また

は遺産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される財産もしくはファンドに生じた所得に対し、または当該財産もしくは所得に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約書の発行を申請済みであり、同総督からこれを取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課せられない。

毎年の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基づき免税会社として設立され、誓約の日付から20年の間にケイマン諸島で制定される利益、所得、利得または評価益に対して税金を課す法律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社に対して、適用されることがない旨の誓約をケイマン諸島総督より取得した。

12．純資産価額に対する評価の調整

結合財務書類における純資産価額と、買戻しのための純資産価額には差がある。

清算費用は、IFRSに従い、清算の意図がある場合にのみ計上される。買戻しのための評価は、かかる清算費用を含めて計算される。

結合財務書類による純資産価額と評価および買戻しのための受益証券一口当たりの純資産価格の調整は、以下のとおりである。

2011年
5月31日
(米ドル)

結合財政状態計算書における純資産価額

受益証券1口当たりの純資産価格1.0366米ドルの受益証券98,520,000口	102,123,202
事前に認識された満期費用の減額	(80,000)

月次評価による純資産価額

受益証券一口当たりの純資産価格1.0357米ドルの受益証券98,520,000口	102,043,202
--	-------------

(3) 【投資有価証券明細表等】

結合財政状態計算書、結合包括利益計算書および結合財務書類に対する注記を参照のこと。

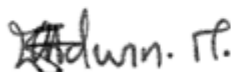
Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Combined statement of financial position

As at 31 May 2011

	Notes	2011 USD	2010 USD
Current assets			
Cash at bank		1,839,381	4,106,212
Balances with brokers	3	3,744	—
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	7	98,220,512	129,376,688
Amount receivable on sale of US Treasury Strips		2,333,658	2,468,854
Total current assets		<u>102,397,295</u>	<u>135,951,754</u>
Current liabilities			
Balances due to brokers	3	—	(3)
Accounts payable and accrued expenses	5,8	(274,093)	(349,954)
Total current liabilities		<u>(274,093)</u>	<u>(349,957)</u>
Net assets		<u>102,123,202</u>	<u>135,601,797</u>
Which are represented by:			
Liability to Unitholders			
98,520,000 (2010: 138,850,000) Units with a Net Asset Value per Unit of USD 1.0366 (2010: USD 0.9766)	9	102,123,202	135,601,797
		<u>102,123,202</u>	<u>135,601,797</u>

Approved and authorised for issue on behalf of the Trustee on 9 November 2011




For and on behalf of CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited

Solely in its capacity as Trustee of Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Combined statement of comprehensive income

For the year ended 31 May 2011

	Notes	2011 USD	2010 USD
Income			
Interest income	5	11,028	35,586
Net (losses)/gains on foreign currency		(3,884)	2,493
Realised losses on investments – at fair value through profit or loss	4	–	(6,006)
Change in unrealised losses on US Treasury Strips – at fair value through profit or loss		(4,284,458)	(2,556,972)
Realised gains on US Treasury Strips – at fair value through profit or loss		13,123,651	14,795,638
		<u>8,846,337</u>	<u>12,270,739</u>
Expenses			
Guarantee fees	5	(327,339)	(522,361)
Registrar and secretarial fees	5,8	(105,335)	(126,010)
Interest expense	5	–	(122)
Professional fees and general expenses		(211,272)	(411,465)
Agent security company fees	5	(587,371)	(773,161)
		<u>(1,231,317)</u>	<u>(1,833,119)</u>
Net income for the year attributable to Unitholders		<u>7,615,020</u>	<u>10,437,620</u>

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Combined statement of changes in amounts attributable to Unitholders

For the year ended 31 May 2011

	Notes	2011 USD	2010 USD
Balance at beginning of year		135,601,797	184,151,424
Redemption of 40,330,000 (2010: 63,390,000) Units	9	<u>(41,093,615)</u>	<u>(58,987,247)</u>
		94,508,182	125,164,177
Net income for the year attributable to Unitholders		7,615,020	10,437,620
Balance at end of year		<u>102,123,202</u>	<u>135,601,797</u>

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Combined statement of cash flows

For the year ended 31 May 2011

	2011 USD	2010 USD
Cash flows from operating activities		
Net income for the year attributable to Unitholders	7,615,020	10,437,620
Adjustments to reconcile net income for the year to net cash used in operating activities		
Change in unrealised gains/losses on US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	4,284,458	2,556,972
Realised gains on US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	(13,123,651)	(14,795,638)
	<u>(1,224,173)</u>	<u>(1,801,046)</u>
Net changes in operating assets and liabilities:		
Prepayments and other assets	–	14,057
Accounts payable and accrued expenses	(75,861)	(162,651)
Net cash used in operating activities	<u>(1,300,034)</u>	<u>(1,949,640)</u>
Cash flows from investing activities		
Proceeds from sales of US Treasury Strips	40,130,565	56,870,818
Net cash provided by investing activities	<u>40,130,565</u>	<u>56,870,818</u>
Cash flows from financing activities		
Payments on redemption of Units	(41,093,615)	(58,987,247)
Net cash used in financing activities	<u>(41,093,615)</u>	<u>(58,987,247)</u>
Net change in cash and cash equivalents	(2,263,084)	(4,066,069)
Cash and cash equivalents at beginning of year	4,106,209	8,172,278
Cash and cash equivalents at end of year	<u>1,843,125</u>	<u>4,106,209</u>
Cash and cash equivalents consist of:		
Cash at bank	1,839,381	4,106,212
Balances with brokers	3,744	–
Balances due to brokers	–	(3)
	<u>1,843,125</u>	<u>4,106,209</u>
Supplementary information		
Interest received	11,028	35,586
Interest paid	–	(122)

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

1. General

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II (the "Trust") is a unit trust established under the laws of the Cayman Islands on 16 November 2004 and registered under the Cayman Islands Mutual Funds Law (2009 Revision) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (2007 Revision), with the objective to target substantial medium-term capital gains by trading in a diverse and flexible portfolio of investment strategies. The Trust commenced trading on 8 February 2005.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected (ZC) II Limited (the "Non-Trading Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on 25 October 2004 to hold US Treasury Strips.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Trading II Limited (the "Trading Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on 25 October 2004 in order to segregate the trading activities and related assets, liabilities, revenues and expenses from those of the Non-Trading Company.

Investment exposure

From 1 November 2008, the Trust eliminated the investment exposure to its underlying hedge fund portfolio. All remaining capital from that day was held in US Treasury Strips and cash, with the aim of protecting investors' capital.

2. Summary of significant accounting policies

These accompanying combined financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS"). The term IFRS includes the IFRS and International Accounting Standards ("IAS"), interpretations issued by the Standing Interpretations Committee ("SIC") and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee ("IFRIC").

These financial statements combine the accounts of the Trust, its Non-Trading Company and its Trading Company described in Note 1. As the Trust does not own the voting share capital of the Trading Company or the Non-Trading Company control is not established under IAS 27. As a result of this, the entities are shown as combined rather than consolidated, however results and positions are aggregated with transactions between the Trading Company, Non-Trading Company and the Trust being eliminated. The preparation of these combined financial statements is consistent with the method of the determination of the Net Asset Value as per the Trust Deed.

The following are the significant accounting and reporting policies adopted by the Trust:

Accounting convention

These combined financial statements are prepared under the historical cost convention modified to include the fair valuation of financial assets and liabilities.

These combined financial statements, except for cash flow information, are prepared using the accrual basis of accounting.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

2. Summary of significant accounting policies (continued)

Accounting convention (continued)

IFRS 9 “Financial Instruments” (IFRS 9) introduces new requirements for the classification and measurement of financial assets and is effective from 1 January 2013 with early adoption permitted. All recognised financial assets that are currently in the scope of IAS 39 will be measured at either amortised cost or fair value. Under IFRS 9, most financial instruments are expected to be measured at fair value through profit or loss (FVTPL) except for debt instruments that satisfy both a “business model test” and a “contractual cash flow characteristics test”, as defined by the Standard, and or if an entity irrevocably designates an equity instrument as at fair value through other comprehensive income (FVTOCI). This new standard is not expected to have significant impact on the current measurement bases for investments held by the Trust.

At the date of authorisation of the combined financial statements there were a number of Standards and Interpretations which were in issue but not yet effective. The Trustees anticipate that the adoption of these Standards and Interpretations in future periods will have no material impact on the combined financial statements of the Trust.

The accounting policies have been consistently applied by the Trust in the current year.

Use of accounting judgements and estimates

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts reported and disclosures made in these combined financial statements and accompanying notes, including certain valuation assumptions. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of assets or liabilities in the future.

Financial assets and liabilities

Investments in managed investment funds, US Treasury Strips and unrealised gains on open futures and forward positions have been categorised as financial assets and liabilities at fair value through profit or loss.

These financial instruments are designated on the basis that their fair value can be reliably measured and their performance has been evaluated on a fair value basis. Derivative contracts by definition are carried at fair value through profit and loss.

Loans payable are financial liabilities shown at the amounts due to be repaid, which due to the terms of the facility agreements, produces a materially equivalent result to carrying them at amortised cost.

Financial assets are derecognised when the Trust has transferred substantially all the risks and rewards of those assets or the right to receive cash flows from those assets has expired.

Financial liabilities are derecognised when the obligations of the Trust under those liabilities are discharged, cancelled or expire.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

2. Summary of significant accounting policies (continued)

Investment transactions and valuation

Investment transactions are accounted for on a trade date basis. Realised gains and losses are calculated on a First In – First Out (“FIFO”) basis. Assets are initially recognised at their purchase price. Subsequently, open positions in exchange traded futures are valued using settlement prices issued by the relevant exchange at the close of business on the date of valuation. Open positions in forward foreign exchange contracts are valued using the market price of the contract required to close out the position on the date of valuation. Both realised and unrealised gains and losses, net of foreign exchange, are included in the combined statement of comprehensive income.

Initial margin deposits are paid to the brokers upon entering into futures contracts. During the period the futures contracts are open, changes in the value of the contracts are recognised as unrealised gains or losses by “marking-to-market” on a daily basis to reflect the fair value of the contracts at the end of each day’s trading. Variation margin payments are made to, or received from, the brokers depending upon whether unrealised losses or gains are incurred.

The US Treasury Strips are initially recognised at cost and then carried at fair value at the combined statement of financial position date with changes in unrealised gains or losses included in the combined statement of comprehensive income.

The investments in managed investment funds are initially valued at cost and then carried at their Net Asset Value (“NAV”) per unit at the combined statement of financial position date. Both measures approximately represent the fair value of such investments.

The Trust retains the risks and rewards of all investments included in the combined statement of financial position. Changes in unrealised gains or losses on these investments are included in the combined statement of comprehensive income. These investments are stated after all fees, costs and other expenses have been charged to the relevant investment.

Shares or bonds in non-listed open-ended managed investments funds are valued at their stated NAV per unit as of the close of business on the relevant valuation day. If their stated NAV per unit is not available, managed investment funds will be valued at the last available stated or estimated NAV per unit.

Translation of foreign currencies

(a) Functional and presentational currency

The primary objective of the Trust is to generate returns in United States dollars, its capital-raising currency. The liquidity of the Trust is managed on a day-to-day basis in United States dollars in order to handle the issue and redemption of the Trust’s Units. The Trust’s performance is also evaluated in United States dollars.

Therefore, as United States dollars is considered as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions, the Trust’s functional and presentational currency is United States dollars.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

2. Summary of significant accounting policies (continued)

Translation of foreign currencies (continued)

(b) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the combined statement of comprehensive income.

Translation differences on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are reported as part of the fair value gain or loss.

Offsetting

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the combined statement of financial position where there is a legally enforceable right to set-off the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the assets and settle the liability simultaneously.

Revenue recognition

Revenue is recognised to the extent that it is probable that the economic benefits will flow to the Trust and the revenue can be reliably measured.

Units

Units have been classified as financial liabilities as there is a contractual obligation to deliver a minimum amount per Unit (through the Guarantee Facility) at 28 February 2017 (the "Maturity Date").

Units are redeemable at the Unitholder's option. The Units can be put back to the Trust under redemption terms set out in the Trust's offering documents. The Units are carried at the redemption amount that is payable at the combined statement of financial position date if the Unitholders exercised their right to put the Units back to the Trust under redemption terms set out in the Trust's offering documents.

Interest income and expense

Interest income and expense are recognised in the combined statement of comprehensive income on an accrual basis, in line with the contractual terms.

Expenses

All expenses are recognised in the combined statement of comprehensive income on an accrual basis.

Comparative figures

Certain comparative figures have been reclassified to conform to current year presentation.

3. Balances with brokers

Balances with or due to MF Global UK Limited (the "Broker") represent amounts on deposit with or due to brokers in order to meet margin requirements. In the event that the Trading Company borrows money in one currency it may incur interest expense even though such expense may be more than offset by interest income on balances in other currencies and vice versa.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

4. Realised losses and change in unrealised gains/losses on investments – at fair value through profit or loss

The Trust did not hold any investments in the current year or at 31 May 2010.

For the year ended 31 May 2010

	Realised losses USD	Change in unrealised gains/losses USD
Bond hedging	(6,006)	–
	<u>(6,006)</u>	<u>–</u>

5. Fees, commissions and interest income/expense

Management and incentive fees

AHL Programme

The Trust eliminated the investment exposure to its underlying hedge fund portfolio. The Investment Manager therefore does not charge management or incentive fees.

Registrar fees

Registrar fees are charged by Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the “Registrar”). The fee is payable monthly in arrears at the rate of 0.08% per annum of the NAV on each Valuation Day.

A quarterly variable fee based on the number of Unitholders as defined by the Unitholder Service Agent Agreement is payable to Man Corporate Services (Ireland) Limited for its service as the Unitholder Services Agent.

Valuation fees

Following the change in investment exposure to zero as described in note 1, this fee was fully waived.

Guarantee fees

Guarantee fees are payable quarterly in arrears to Barclays Bank plc (the “Guarantor”). The fee is calculated at the rate of 0.25% per annum of the Guarantee liability.

Interest income/expense

Interest income comprises amounts earned on bank balances and amounts earned on broker balances in respect of cash balances and margin requirements held with the broker.

Interest expense comprises amounts charged on loan balances and amounts charged on broker balances, in respect of cash balances and margin requirements due to broker.

Trustee fees

The Trustee (as trustee and custodian) shall also be entitled to receive from the Trust an annual fee of USD 12,000. Such fees shall accrue and be payable monthly in arrears.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

5. Fees, commissions and interest income/expense (continued)

Agent Security Company fees

Agent Security Company fees are payable quarterly in arrears to Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd, the Agent Company, at the rate of 0.5% per annum of the NAV per Unit at each Valuation Day, multiplied by the current number of Units in issue at that Valuation Day, for its services as Agent Company.

6. Financial risk management

Overall risk management

In order to achieve the Trust investment objective, the Trust seeks to take on a certain level of financial risk. The Trust's investment activities expose it to various types of financial risks such as market risk (including price risk, interest rate risk and currency risk), credit risk and liquidity risk.

The Trust sought to achieve its investment objectives through investing in the Trading Company.

The Directors distinguish between two primary risk levels, which are risks at the Trading Company level, and risks at the underlying investment level. Accordingly, Man Investments Limited (the "Investment Manager") has implemented procedures to manage risks associated with both the Trading Company and its underlying investments.

From 1 November 2008, the Trust eliminated the investment exposure to its underlying hedge fund portfolio. All remaining capital from that date was held in US Treasury Strips and cash, with the aim of protecting investors' capital.

At the Trading Company level

Risk management at the Trading Company level can be segregated into pre and post-investment risk management. Pre-investment risk management involves determining asset allocation and portfolio construction. Thereafter, risk management involves conducting risk and return analyses, monitoring the relevant Trading Company specific portfolio restrictions and investment guidelines and managing currency, interest rate, credit and liquidity risks at the Trading Company level, and making relevant adjustments to asset allocation and portfolio construction.

Risk considerations or the need to bring the portfolio back in line with product guidelines may trigger a rebalancing of the portfolio, which is typically done on a monthly basis by the Investment Manager's portfolio management team.

All exposures previously managed by AHL were eliminated in the prior year. Since then, there has been no reinvestment by the Trading Company.

Market risk

Market risk is the risk that fair value or future cash flows of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates and equity prices.

As the Trust has removed its exposure to underlying hedge funds, the Trust has no significant exposure to market or currency risk but is significantly exposed to interest rate risk on the US Treasury Strips as described in this note under interest rate risk.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

6. Financial risk management (continued)

Price risk

Price risk is the risk that the price of a financial instrument will fluctuate due to changes in market conditions influencing, directly or indirectly, the value of the instrument.

Since the Trust no longer invests into its underlying hedge fund portfolio the Trust is not significantly exposed to price risk other than the impact of interest rate movements on the value of the US Treasury Strips.

Currency risk

Currency risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates.

As at 31 May 2011, the Trust does not hold any assets or liabilities in any currency other than its functional and presentational currency, United States dollars. It is therefore not exposed to currency risk in the current year.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are summarised below.

As at 31 May 2010

Amounts are expressed in their USD equivalents

	USD	Other	Total
Current assets			
Cash at bank	4,106,212	—	4,106,212
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	129,376,688	—	129,376,688
Amounts receivable on sale of US Treasury Strips	2,468,854	—	2,468,854
Total current assets	<u>135,951,754</u>	<u>—</u>	<u>135,951,754</u>
Current liabilities			
Balances due to brokers	(3)	—	(3)
Accounts payable and accrued expenses	(328,135)	(21,819)	(349,954)
Total current liabilities	<u>(328,138)</u>	<u>(21,819)</u>	<u>(349,957)</u>
Net assets	<u>135,623,616</u>	<u>(21,819)</u>	<u>135,601,797</u>

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

6. Financial risk management (continued)

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Trust is significantly exposed to interest rate movements on the US Treasury Strips.

The following table details the Trust's exposure to interest rate risk as at 31 May 2011 by the earlier of contractual maturities or repricing:

As at 31 May 2011

	Less than one month USD	Over One year USD	Not exposed to interest rate risk USD	Total USD
Current assets				
Cash at bank	1,839,381	—	—	1,839,381
Balances with brokers	3,744	—	—	3,744
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	—	98,220,512	—	98,220,512
Amounts receivable on sale of US Treasury Strips	—	—	2,333,658	2,333,658
Total current assets	<u>1,843,125</u>	<u>98,220,512</u>	<u>2,333,658</u>	<u>102,397,295</u>
Current liabilities				
Accounts payable and accrued expenses	—	—	(274,093)	(274,093)
Total current liabilities	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>(274,093)</u>	<u>(274,093)</u>
Total interest rate sensitivity gap	<u>1,843,125</u>	<u>98,220,512</u>	<u>2,059,565</u>	<u>102,123,202</u>
Cumulative interest rate sensitivity gap	<u>1,843,125</u>	<u>100,063,637</u>	<u>102,123,202</u>	<u>102,123,202</u>

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

6. Financial risk management (continued)

Interest rate risk (continued)

As at 31 May 2010

	Less than one month USD	Over One year USD	Not exposed to interest rate risk USD	Total USD
Current assets				
Cash at bank	4,106,212	—	—	4,106,212
US Treasury Strips – at fair value through profit or loss	—	129,376,688	—	129,376,688
Amounts receivable on sale of US Treasury Strips	—	—	2,468,854	2,468,854
Total current assets	<u>4,106,212</u>	<u>129,376,688</u>	<u>2,468,854</u>	<u>135,951,754</u>
Current liabilities				
Balance due to brokers	(3)	—	—	(3)
Accounts payable and accrued expenses	—	—	(349,954)	(349,954)
Total current liabilities	<u>(3)</u>	<u>—</u>	<u>(349,954)</u>	<u>(349,957)</u>
Total interest rate sensitivity gap	<u>4,106,209</u>	<u>129,376,688</u>	<u>2,118,900</u>	<u>135,601,797</u>
Cumulative interest rate sensitivity gap	<u>4,106,209</u>	<u>133,482,897</u>	<u>135,601,797</u>	<u>135,601,797</u>

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

6. Financial risk management (continued)

Interest rate risk (continued)

The following analysis represents an estimate of the effect on net assets due to a reasonably possible change in the level of interest rates, with all other variables held constant. In practice, the actual trading results may differ from the sensitivity analysis and the difference could be material.

The following table details the effect on net assets should interest rates have increased/decreased by 50 basis points with all other variables remaining constant:

At 31 May 2011

	Less than one month USD	Over one year USD	Not exposed to interest rate risk USD	Total USD
Movement in net assets (50 bp increase)	1,852,341	98,711,615	2,059,565	102,623,521
Movement in net assets (50 bp decrease)	1,833,909	97,729,409	2,059,565	101,622,883

At 31 May 2010

	Less than one month USD	Over one year USD	Not exposed to interest rate risk USD	Total USD
Movement in net assets (50 bp increase)	4,126,740	130,023,571	2,118,900	136,269,211
Movement in net assets (50 bp decrease)	4,085,678	128,729,805	2,118,900	134,934,383

Liabilities not exposed to interest rate risk comprise accounts payable and accrued expenses, as well as any (non-compounded) accrued loan interest. These amounts normally require contractual settlement within one quarter and, in all cases, within one year.

Credit risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable to meet a commitment that it has entered into with the Trust.

The Trust's maximum exposure to credit risk (not taking into account the value of any collateral or other security held) in the event that the counterparties fail to perform their obligations as of 31 May 2011 in relation to each class of recognised financial assets, other than derivatives, is the carrying amount of those assets in the combined statement of financial position.

The significant exposures are to Royal Bank of Scotland plc (the "Bank"), the Guarantor and the Broker.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

6. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

The Investment Manager performs due diligence on all counterparties before they become a service provider or counterparty to the Trust and credit quality checks are part of this process. The credit quality of the Trust's bank, broker and any lenders is regularly monitored and factored into allocation decisions.

Liquidity risk

Generally the Trust takes on minimal liquidity risk as it invests in managed investment funds with a redemption notice period of less than that of the Trust or utilises a dealing arrangement facility to ensure investments in managed investment funds can be purchased from the Trust should there be insufficient liquidity at a price equal to the last available price per Unit on the date of purchase.

The liquidity risk of the underlying investments is managed by the Underlying Investment Managers of those funds, subject to the general controls as noted above.

With the reduction of the Trust's investment exposure to zero, its liquidity risk is now minimized.

7. Financial instruments

Classification of financial instruments

The Trust has categorised its investments into three levels based upon the hierarchy defined in IFRS 7. Financial instruments are categorised by their inputs used to derive the fair value. Level 1 investments use inputs from unadjusted quoted prices from active markets. Level 2 investments reflect inputs other than quoted prices, but use observable market data, including the published prices of managed investment funds where those funds may be redeemed at that price. Level 3 investments are valued using unobservable inputs.

Investments in US Treasury Strips are classified as Level 2 assets for the year ended 31 May 2011 and 2010 as they are traded on over-the-counter markets and are long dated.

The Trust has no Level 3 investments.

As at 31 May 2011

	Fair value Level 2 USD	Fair value Total USD
US Treasury Strips	98,220,512	98,220,512
	<u>98,220,512</u>	<u>98,220,512</u>

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

7. Financial instruments (continued)

Classification of financial instruments (continued)

As at 31 May 2010

	Fair value Level 2 USD	Fair value Total USD
US Treasury Strips	129,376,688	129,376,688
	<u>129,376,688</u>	<u>129,376,688</u>

US Treasury Strips

Subject to the Guarantee Facility Agreement entered into between the Guarantor, the Trading Company and the Non-Trading Company it is guaranteed that at maturity, the Trust will be repaid the initial subscription amount plus any additional amount as a result of the profit lock-in feature. To achieve this objective the Non-Trading Company purchased US Treasury Strips (the "Instrument") on 7 February 2005.

The instrument held at 31 May 2011 had a cost of USD 67,422,788 (2010: USD 94,294,506) and matures on 28 February 2017 at its principal amount of USD 110,534,000 (2010: USD 156,511,000). At 31 May 2011 the fair value was USD 98,220,512 (2010: USD 129,376,688) which reflects the current credit rating of the issuer and current interest rates. The difference between fair value and the principal amount of the Instrument should decrease as the period to maturity of the Instrument decreases.

The instruments are pledged as security for the guarantee given by the Guarantor.

Profit lock-in

A profit lock-in feature (detailed in the Guarantee Facility Agreement dated 18 November 2004) is in existence.

Subject to the trading performance of the Trading Company, a proportion of net new trading profits attributable to the Units may be used to purchase additional Eligible Collateral (usually US Treasury Strips), which the Trust may, with the prior written consent of the Investment Manager and the Guarantor, deliver and pledge to the Security Custodian. Following such pledge, the Guarantor will certify in writing to the Trust and the Registrar the resulting increase in the Guaranteed Amount for each Unit outstanding and to be redeemed on the Maturity Date.

During the year, no profit lock-ins have been processed. The current locked in value per Unit is USD 1,1367.

Loans

Man Investments AG

In order to enable the Trading Company to effect its investments, the Trading Company has established a Loan Agreement with amounts available of up to 80% of the NAV of the Trust. Under the Loan Agreement, the loan was provided by Man Investments AG. The Trading Company is able to borrow, repay and reborrow amounts under the Loan Agreement, subject to its terms.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

7. Financial instruments (continued)

Loans (continued)

Man Investments AG (continued)

For the current and prior year, the loan facility was not utilised.

8. Related parties

The Trustees of the Trust, CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited, a Cayman Island incorporated company, is a related party by virtue of its role as Trustee of the Trust. There is no ultimate controlling party.

Master Multi-Product Holdings, a Bermuda incorporated company, is a related party through its 100% holding of the ordinary shares in the Trading Company and Non-Trading Company.

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. is a related party by virtue of its role as Manager, Administrator and Registrar of the Trust.

Man Investments Limited is a related party as it is the Investment Manager of the Trading Company. Man Investments Limited is a subsidiary of Man Group plc and therefore all subsidiaries of Man Group plc are also related parties.

During the year, the Trust has transacted with the following subsidiaries of Man Group plc:

Man Investments AG;
Man Corporate Services (Ireland) Limited; and
Man Valuation Services Limited.

The following transactions took place between the Trust and its related parties.

For the year ended 31 May 2011

Related party	Type of fee	Total fees USD	Fees payable at 31 May USD
Directors	Director's fees	11,116	—
Man Investments AG	Legal fees	32,179	—
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Sub-registrar fees	3,300	—
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Trustee fees	12,000	5,000
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Company registration fees	3,225	—
Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.	Principal Manager's fees	75,791	—

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

8. Related parties (continued)

For the year ended 31 May 2010

Related party	Type of fee	Total fees USD	Fees payable at 31 May USD
Directors	Director's fees	1,458	2,084
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Sub-registrar fees	1,283	—
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Unitholder Services Agent fee	(11,667)	—
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Trustee fees	12,000	5,000
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Company registration fees	7,054	1,048

9. Share capital and Units

Ordinary Shares

The Trading Company and the Non-Trading Company each have an authorised share capital of USD 50,000 divided into 50,000 ordinary shares of USD 1 each. Each company has issued 1,000 shares, which carry 100% of the voting rights.

The holders of ordinary shares are entitled to receive a dividend of an amount equal to USD 5,000 per annum in aggregate, in respect of their ordinary shares. In the event of a winding up or dissolution of the Trading Company or Non-Trading Company, the holders of ordinary shares are entitled to an amount equal to the par value thereof, if paid up, and the surplus assets of the Trading Company or Non-Trading Company. However, the holders of ordinary shares have agreed irrevocably to waive their entitlement to any amounts which exceed the par value of their ordinary shares and have authorised the Trading Company and Non-Trading Company to credit any such amounts to the Unit Account for the benefit of the Unitholders. The ordinary shares have been issued but not called. No amount is receivable until the shares are called.

Units

The Units are constituted by an instrument executed by the Trust and are unsubordinated obligations of the Trust.

The Units were offered for sale by the Trust by an Information Memorandum dated 18 November 2004 at USD 1 per Unit. The offer closed on 21 January 2005.

Unitholders are entitled to redeem their Units, upon written notice delivered no later than the 20th day of the calendar month preceding the Dealing Day at a redemption price calculated by reference to the NAV per Unit on the Valuation Day immediately preceding the Dealing Day on which the redemption is to be effected.

The Units have a maturity date of 28 February 2017 at which date they will be redeemed at a value equal to the greater of their NAV or the USD 1 Face Value plus any additional amounts as a result of the profit lock-in feature.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

10. Capital management

As a result of the ability of investors to redeem Units, the capital of the Trust can vary depending on the demand for redemptions from the Trust. The Trust is not subject to externally imposed capital requirements and has no restrictions on the redemption of Units other than described in these combined financial statements.

As described in Note 1, the Trust has removed its exposure to underlying hedge fund investments in order to protect investors' capital.

Refer to Note 6, 'Financial risk management', for the policies and processes applied by the Trust in managing its capital.

The Trust's objectives for managing capital following the removal of exposure to its underlying hedge fund investments are primarily to maintain sufficient liquidity to meet the expenses of the Trust, and to meet redemption requests as they arise.

11. Taxation

The Cayman Islands currently have no income, corporation or capital tax gains tax, no taxes by way of withholding and no estate duty, inheritance tax or gift tax. In addition, the Trustee has applied for and received from the Governor-in Cabinet – of the Cayman Islands pursuant to the Trust Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, an undertaking that, for a period of fifty years from the date of the undertaking no law enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or capital assets or gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property held in or any income arising under the Trust or to the Trustees or beneficiaries thereof in respect of any such property or income. No Capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

An annual registration fee will be payable by the Trustee to the Cayman Islands Government. Each of the Trading Company and the non-Trading Company have been incorporated under the laws of the Cayman Islands as an exempted company and, as such, have obtained an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands to the effect that for a period of 20 years from the date thereof no law enacted in the Cayman Islands imposing any tax to be levied on profits or income or gains or appreciation will apply to the Trading Company or the Non-Trading Company.

12. Reconciliation of valuation to NAV

There is a difference between the NAV as per the consolidated financial statements and the NAV for redemption purposes.

Liquidation costs can be expensed only where there is an intention to liquidate under IFRS. The valuation for redemption purposes is calculated by including this liquidation expense.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

Notes to the combined financial statements

12. Reconciliation of valuation to NAV (continued)

A reconciliation of the NAV as per the consolidated financial statements and the NAV for valuation and redemption purposes is as follows:

	31 May 2011 USD
NAV per combined statement of financial position:	
98,520,000 Units with a NAV per Unit of USD 1.0366	102,123,202
Less: maturity costs recognised in advance	(80,000)
NAV per monthly valuation	
98,520,000 Units with a NAV per Unit of USD 1.0357	102,043,202

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年8月末日現在）

	米ドル (を除く)	千円 (、 を除く)
・ 資産総額	97,703,627	7,488,983
・ 負債総額	250,505	19,201
・ 純資産総額 (-)	97,453,122	7,469,782
・ 発行済口数	89,610,000口	
・ 一口当たり純資産価格 (/)	1.0875	83円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の価格の10分の1以上の受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（平成23年9月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約28億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成19年9月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年9月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年9月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年9月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年9月末日	37,117,968.52米ドル

（注）平成20年4月28日付で管理会社の資本金の額は、35,300,000米ドルから37,117,968.52米ドルに増資された。

（2）会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書約1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

（3）役員及び従業員の状況

（平成23年9月末日現在）

氏名	役職名	略歴	
皆川 宏	マネージング・ディレクター	昭和56年4月 平成22年5月	三菱UFJ信託銀行株式会社に入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイに入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年4月 平成22年2月	株式会社三菱東京UFJ銀行に入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイに入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。（a）管理会社が清算される場合、（b）管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、（c）受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、（d）法律により許される限り速やかに管理会社を解任することを定めた決議が総会において受益者により決議された場合、または（e）発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合、管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、誠実に行為しないこと、重過失詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは（ ）かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、誠実に行為しないこと、重過失詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成23年8月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	24	8,215,644,033米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（1）【貸借対照表】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸 借 対 照 表

2010年12月31日現在

（単位：米ドル）

資 産

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千 円)	(米ドル)	(千 円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	20,457,879	1,568,096	25,821,411	1,979,211
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	1,092,111,302	83,710,331	1,022,388,967	78,366,114
a) 要求払い		892,012,702	68,372,774	888,574,717	68,109,252
b) その他のローンおよび貸付金		200,098,600	15,337,558	133,814,250	10,256,862
顧客に対するローンおよび貸付金		189,891	14,555	0	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 30.1, 30.3	3,328	255	3,558	273
関連会社株式	4, 5	873,028	66,918	860,343	65,945
無形資産	5	714,216	54,746	1,103,304	84,568
有形資産	5	1,131,990	86,767	1,965,053	150,621
その他の資産	6	0	0	44,494	3,410

前払金および未収収益	7	25,629,521	1,964,503	29,960,374	2,296,463
資産合計	8	<u>1,141,111,155</u>	<u>87,466,170</u>	<u>1,082,147,504</u>	<u>82,946,606</u>

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2010年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2010年		2009年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	701,182,390	53,745,630	661,186,846	50,679,972
a) 要求払い		701,182,390	53,745,630	661,186,846	50,679,972
顧客に対する未払金	9,15,30.1	310,843,644	23,826,165	304,989,593	23,377,452
a) 要求払い		273,137,559	20,935,994	257,758,715	19,757,206
b) 満期日または予告期間が 確定しているもの		37,706,085	2,890,171	47,230,878	3,620,247
その他の負債	10	601,160	46,079	970,178	74,364
未払金および繰延利益	11	6,927,177	530,968	3,250,870	249,179
引当金		19,026,977	1,458,418	15,849,450	1,214,860
a) 課税引当金	12	18,207,435	1,395,600	15,352,854	1,176,796
b) その他の引当金		819,542	62,818	496,596	38,064
発行済み資本	13	37,117,969	2,845,092	37,117,969	2,845,092
準備金	14	48,009,475	3,679,926	47,636,440	3,651,333
繰越損益	14	2,442	187	7,393	567
当期利益		17,399,921	1,333,704	11,138,765	853,786
負債合計	17	<u>1,141,111,155</u>	<u>87,466,170</u>	<u>1,082,147,504</u>	<u>82,946,606</u>

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2010年12月31日現在

（単位：米ドル）

注記	2010年		2009年	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）

偶発債務	18,30.1	1,388,818	106,453	1,474,255	113,002
内訳：					
保証金および担保証券として 差入れた資産		1,388,818	106,453	1,474,255	113,002
信託運用	21	68,157,409,394	5,224,265,430	63,725,221,820	4,884,538,253

（２）【損益計算書】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損 益 計 算 書

2010年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

注記	2010年		2009年	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益	8,577,067	657,432	8,181,456	627,109
未払利息および類似費用	(2,054,782)	(157,499)	(2,430,358)	(186,287)
有価証券からの収益	269,695	20,672	278,402	21,340
株式およびその他の変動利回り				
有価証券からの収益	72	6	131	10
関連会社株式からの収益	269,623	20,667	278,271	21,329
未収手数料	73,813,018	5,657,768	66,036,605	5,061,706
未払手数料	(33,219,498)	(2,546,275)	(32,108,979)	(2,461,153)
金融業務の純利益	2,069,174	158,602	1,079,368	82,734
その他の事業収益	22	556,692	42,670	1,240,511
ローンおよび貸付金に関する価値 再調整ならびに偶発債務および コミットメントに対する引当金	2.6	0	0	749,600
一般管理費用		(25,999,917)	(1,992,894)	(26,707,103)
a) スタッフ費用	24,25	(12,491,667)	(957,486)	(13,331,558)
内訳：				
- 賃金およびサラリー		(10,328,886)	(791,709)	(11,202,413)
- 社会保障費		(1,364,639)	(104,600)	(1,404,607)
内訳：				
- 年金に関する 社会保障費		(949,520)	(72,781)	(945,444)
b) その他の一般管理費用	16,26	(13,508,250)	(1,035,407)	(13,375,545)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,253,495)	(96,080)	(2,007,689)
その他の事業費用	23	(425,234)	(32,594)	(1,245,170)
経常収益にかかる税金	27.1	(4,015,751)	(307,807)	(764,120)
税引後経常収益		18,316,969	1,403,996	12,302,523
前勘定科目に表示されていない その他の税金	27.2	(917,048)	(70,292)	(1,163,758)
当期利益		17,399,921	1,333,704	11,138,765

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2010年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注２ 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含まれている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定した。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

2009年度中、当行は、ローンおよび貸付金に関する再分類として、損益計算書において749,600米ドルにのぼる引当金の戻入れを行った。2010年12月31日現在、一括引当金はなかった（2009年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法または時価で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
3か月以下	174,098,600	103,814,250
3か月超	26,000,000	30,000,000
	<u>200,098,600</u>	<u>133,814,250</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、873,028米ドルおよび3,328米ドル（2009年：860,343米ドルおよび3,558米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2010年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2010年12月31日現在の 資本および準備金 米ドル	2010年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUGCルクス・マネジメント・エス・エイ	503,137	100%	1,294,315	326,798
三菱UFJグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	369,891	100%	537,783	154,904

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	860,343	0	0	12,685	873,028	0	873,028

２．有形資産	13,877,076	162,434	(294,408)	(901,442)	12,843,660	11,711,670	1,131,990
a) ハードウェア	2,534,761	102,448	(254,941)	(164,656)	2,217,612	1,997,688	219,924
b) ソフトウェア	6,316,939	58,070	0	(410,343)	5,964,666	5,333,451	631,215
c) その他付属品、家具、機器、車両	5,025,376	1,916	(39,467)	(326,443)	4,661,382	4,380,531	280,851
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,231,223	714,216
有価約因に基づいて取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,231,223	714,216

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注６ その他の資産

当行のその他の資産は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
保証人預金	0	44,494

注７ 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
前払法人税	1,790,544	1,914,936
未収利息	354,631	147,219
前払一般経費	6,059,599	8,348,591
信託業務手数料	3,432,212	2,432,788
全体保管手数料	7,415,730	7,362,076
投資ファンド手数料	3,480,559	2,473,011
その他の前払金（未収付加価値税（VAT）および富裕税を含む）	2,509,518	6,180,393
実現スワップ自己損益の中立化	0	448,852
管理会社手数料	517,246	635,226
その他の未収収益	69,482	17,282
	<u>25,629,521</u>	<u>29,960,374</u>

注８ 外貨建て資産

2010年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、861,220,282米ドル（2009年：604,413,417米ドル）である。

注９ 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
３か月以下	<u>37,706,085</u>	<u>47,230,878</u>

注10 その他の負債

当行のその他の負債は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
優先債権者	287,729	496,318
諸債権者	313,431	473,860
	<u>601,160</u>	<u>970,178</u>

注11 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
未払利息	309,021	164,481
未払一般経費（その他）	198,285	318,446
未払手数料	5,839,691	2,767,678
実現スワップ自己損益の中立化	524,442	0
その他の未払費用	53,418	0
その他の仮受金	2,320	265
	<u>6,927,177</u>	<u>3,250,870</u>

注12 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2010年12月31日現在、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったため、負の中和ポジションは減少（2009年：増加）し、当行は1,942,382米ドルに相当する繰延税の戻入れを行った。2009年に、当行は741,751米ドルに相当する繰延税の引当金を設定した。繰延税の戻入れは、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建て保有され2,263,364米ドル（2009年12月31日：3,756,175米ドル）に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2010年1月1日現在の残高	3,711,797	43,924,643	7,393
2009年12月31日終了年度の利益			11,138,765
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(10,770,681)
- 準備金への振替	0	373,035	(373,035)
2010年12月31日現在の残高	3,711,797	44,297,678	2,442

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額11,297,678米ドル（2009年：10,924,643米ドル）の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

	2010年 富裕税準備金 米ドル	2010年 富裕税準備金 ユーロ
2005年	1,241,000	1,063,650
2006年	2,498,676	2,601,000
2007年	3,223,324	2,744,825
2008年	3,961,643	2,814,525
2009年	373,035	260,000
2010年12月31日現在の残高	11,297,678	9,484,000

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2010年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2010年12月31日（および2009年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	985,801,720	948,392,404
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	873,028	860,343
前払金および未収収益	6,853,634	7,000,340
	993,528,383	956,253,088

負債

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
金融機関に対する未払金	699,269,235	660,216,439
顧客に対する未払金	32,031,297	10,520,246
	<u>731,300,532</u>	<u>670,736,685</u>

当行は、2010年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義される通り、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、通達06/273（改訂済）のパートXVI、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2010年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,004,635,664米ドルであり、内訳は以下のとおりである。

	2010年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	985,801,718
外国為替取引（想定支払金額の２％）	18,833,946
	<u>1,004,635,664</u>

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（ＶＡＴ）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
財務書類の監査	195,063	203,734
税金アドバイス報酬	32,473	43,542
その他の報酬	54,099	13,552
	<u>281,635</u>	<u>260,828</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

注17 外貨建て負債

2010年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、864,643,846米ドル（2009年：540,518,170米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
念書	<u>1,388,818</u>	<u>1,474,255</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	520,170	545,943

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2010年12月31日および2009年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下の通りである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
前年度に関する富裕税過払いの調整	0	794,287
過年度の付加価値税（V A T）還付金	898	59,144
過年度の一般経費調整からの利益	326,651	182,980
過年度の利子の調整	33,832	89,665
過年度の手数料の調整	177,774	88,810
その他	17,537	25,625
	556,692	1,240,511

注23 その他の事業費用

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
固定資産売却損	3,307	0
過年度の一般経費調整からの費用	28,198	42,047
過年度の利子	0	9,993
過年度の手数料	43,515	1,180,988

訴訟引当金（１）	350,000	0
その他	214	12,142
	425,234	1,245,170

（１）訴訟引当金は、当行に対する申立てに関するものであり、両当事者はすでに和解している。当該金額は、2011年１月に当事者に支払われた。

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下の通りである。

	2010年 人数	2009年 人数
上級管理職	13	14
中間管理職	24	24
従業員	74	77
	111	115

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下の通り手当を与えた。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
上級管理職	3,087,116	3,071,009

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2010年12月31日および2009年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
賃貸および関連費用	1,171,181	1,209,724
通信費用	361,965	396,905
専門家報酬	540,526	618,124
データ費用	557,425	526,077
維持費	694,431	742,804
旅費、交通費、出張費	154,674	162,555
業務費用	3,118,331	2,874,518
システム費用	5,668,850	5,655,691
その他の費用	1,240,867	1,189,147
	13,508,250	13,375,545

注27.1 経常収益にかかる税金

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
法人税	4,548,061	10,963
繰延法人税	(1,479,895)	566,626
地方事業税	1,410,071	11,407
繰延地方事業税	(462,486)	175,124
	4,015,751	764,120

注27.2 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
富裕税（注14）	624,197	740,374
付加価値税（VAT）	244,090	381,968
その他の税金	48,761	41,416
	917,048	1,163,758

注28 親会社

2010年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金にかかわらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2010年12月31日（および2009年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	558	0	0	0	558
B c L 残高	20,457,321	0	0	0	20,457,321
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,066,111,302	26,000,000	0	0	1,092,111,302
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,328	3,328
合計	1,086,569,181	26,000,000	0	3,328	1,112,572,509
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	701,182,390	0	0	0	701,182,390
顧客に対する未払金	310,843,644	0	0	0	310,843,644
偶発債務としてオフ・バランスシートに 開示されている項目	1,388,818	0	0	0	1,388,818
担保証券として差し入れられた 保証金および資産					
合計	1,013,414,852	0	0	0	1,013,414,852

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	666	0	0	0	666
B C L 残高	25,820,745	0	0	0	25,820,745
金融機関に対するローンおよび貸付金	992,388,967	30,000,000	0	0	1,022,388,967
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,558	3,558
合計	1,018,210,378	30,000,000	0	3,558	1,048,213,936
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	661,186,846	0	0	0	661,186,846
顧客に対する未払金	304,989,593	0	0	0	304,989,593
偶発債務としてオフ・バランスシートに 開示されている項目	1,474,255	0	0	0	1,474,255
担保証券として差し入れられた 保証金および資産					
合計	967,650,694	0	0	0	967,650,694

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	61,232,663	0	0	0	61,232,663	1,033,227
スワップ	490,823,932	0	0	0	490,823,932	6,401,698
合計	552,056,595	0	0	0	552,056,595	7,434,925
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	309,162,814	0	0	0	309,162,814	5,122,431
スワップ	512,266,543	0	0	0	512,266,543	2,802,008
合計	821,429,357	0	0	0	821,429,357	7,924,439

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる 未払いの想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	273,151,740	0	0	0	273,151,740	4,566,868
スワップ	200,885,191	0	0	0	200,885,191	997,354
合計	474,036,931	0	0	0	474,036,931	5,564,222
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	209,978,475	0	0	0	209,978,475	3,235,902
スワップ	130,702,702	0	0	0	130,702,702	1,860,944
合計	340,681,177	0	0	0	340,681,177	5,096,846

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバティブ・非
トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2010年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2010年 簿価 米ドル	2009年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	20,457,879	25,821,411
E U加盟国	20,457,879	25,821,411
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,092,111,302	1,022,388,967
E U加盟国	9,713,122	40,642,807
北および中央アメリカ	244,630,008	81,060,912
アジア	837,703,130	900,683,749
ヨーロッパ（非E U加盟国）	2,390	415
南アフリカ	0	0
オーストラリアおよびニュージーランド	62,652	1,084
顧客に対するローンおよび貸付金	189,891	0
E U加盟国	189,891	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,328	3,558
E U加盟国	3,328	3,558
合計	1,112,762,400	1,048,213,936

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

	2010年 未収想定元本 米ドル	2009年 未収想定元本 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	110,849,480	416,716,520
アジア	242,638,000	67,760,770
アメリカ	12,843,398	0

スワップ		
アジア	246,700,743	66,415,641
E U加盟国	759,964,811	264,292,548
合計	1,372,996,432	815,185,479

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2010
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2010
(in USD)

A S S E T S

	Notes	2010	2009
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1, 30.3	20.457.879	25.821.411
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 30.1, 30.3	1.092.111.302	1.022.388.967
a) repayable on demand		892.012.702	888.574.717
b) other loans and advances		200.098.600	133.814.250
Loans and advances to customers		189.891	0

Shares and other variable-yield securities	4, 30.1, 30.3	3.328	3.558
Shares in affiliated undertakings	4, 5	873.028	860.343
Intangible assets	5	714.216	1.103.304
Tangible assets	5	1.131.990	1.965.053
Other assets	6	0	44.494
Prepayments and accrued income	7	25.629.521	29.960.374
TOTAL ASSETS	8	1.141.111.155	1.082.147.504

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2010

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2010	2009
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1	701.182.390	661.186.846
a) repayable on demand		701.182.390	661.186.846
Amounts owed to customers	9, 15, 30.1	310.843.644	304.989.593
a) repayable on demand		273.137.559	257.758.715
b) with agreed maturity dates or periods of notice		37.706.085	47.230.878
Other liabilities	10	601.160	970.178
Accruals and deferred income	11	6.927.177	3.250.870
Provisions		19.026.977	15.849.450
a) provisions for taxation	12	18.207.435	15.352.854
b) other provisions		819.542	496.596
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	48.009.475	47.636.440
Result brought forward	14	2.442	7.393
Profit for the financial year		17.399.921	11.138.765
TOTAL LIABILITIES	17	1.141.111.155	1.082.147.504

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2010

(in USD)

	Notes	2010	2009
Contingent liabilities	18, 30.1	1.388.818	1.474.255
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral			
security		1.388.818	1.474.255
Fiduciary operations	21	68.157.409.394	63.725.221.820

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2010

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2010

(in USD)

	Notes	2010	2009
Interest receivable and similar income		8.577.067	8.181.456
Interest payable and similar charges		(2.054.782)	(2.430.358)
Income from securities		269.695	278.402

Income from shares and other variable yield securities		72	131
Income from shares in affiliated undertakings		269.623	278.271
Commission receivable		73.813.018	66.036.605
Commission payable		(33.219.498)	(32.108.979)
Net profit on financial operations		2.069.174	1.079.368
Other operating income	22	556.692	1.240.511
Value re-adjustments in respect of loans and advances and provisions for contingent liabilities and for commitments	2.6.	0	749.600
General administrative expenses		(25.999.917)	(26.707.103)
a) staff costs	24, 25	(12.491.667)	(13.331.558)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(10.328.886)	(11.202.413)
- social security costs		(1.364.639)	(1.404.607)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(949.520)	(945.444)
b) other administrative expenses	16, 26	(13.508.250)	(13.375.545)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.253.495)	(2.007.689)
Other operating charges	23	(425.234)	(1.245.170)
Tax on profit on ordinary activities	27.1	(4.015.751)	(764.120)
Profit on ordinary activities after tax		18.316.969	12.302.523
Other taxes not shown under the preceding items	27.2	(917.048)	(1.163.758)
Profit for the financial year		17.399.921	11.138.765

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are

determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing

exchange rates.

At the year end all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption "Provisions: other provisions".

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank has established a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

During the year 2009, the Bank has written back the provision of USD 749,600 under the Profit and Loss Account in Value re-adjustment in respect of loans and advances. As at December 31, 2010, the lump-sum provision amounts to USD 0 (2009 USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

2010	2009
USD	USD

Not more than three months	174.098.600	103.814.250
More than three months	26.000.000	30.000.000
	<u>200.098.600</u>	<u>133.814.250</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 873.028 and USD 3.328 (2009: USD 860.343 and USD 3.558).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2010, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2010	Result for the year ended 31/12/2010
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	503.137	100 %	1.294.315	326.798
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	369.891	100 %	537.783	154.904

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	860.343	0	0	12.685	873.028	0	873.028
2. Tangible assets	13.877.076	162.434	(294.408)	(901.442)	12.843.660	11.711.670	1.131.990
a) Hardware	2.534.761	102.448	(254.941)	(164.656)	2.217.612	1.997.688	219.924
b) Software	6.316.939	58.070	0	(410.343)	5.964.666	5.333.451	631.215

c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	5,025,376	1,916	(39,467)	(326,443)	4,661,382	4,380,531	280,851
3. Intangible assets	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,231,223	714,216
Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,231,223	714,216

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 6 - OTHER ASSETS

The Bank's other assets may be analysed as follows:

	2010 USD	2009 USD
Guarantee deposit	0	44,494

NOTE 7 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2010 USD	2009 USD
Prepaid income taxes	1,790,544	1,914,936
Accrued interest income	354,631	147,219
Prepaid general expenses	6,059,599	8,348,591
Commission on fiduciary operations	3,432,212	2,432,788
Commission on global custody	7,415,730	7,362,076
Commission on investment funds	3,480,559	2,473,011
Other prepayments (including VAT & Net worth tax receivable)	2,509,518	6,180,393
Neutralization of realized swap own result	0	448,852
Commission from Management Companies	517,246	635,226
Other accrued income	69,482	17,282
	<u>25,629,521</u>	<u>29,960,374</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 8 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2010 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 861.220.282 (2009: USD 604.413.417).

NOTE 9 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2010 USD	2009 USD
Not more than three months	<u>37.706.085</u>	<u>47.230.878</u>

NOTE 10 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2010 USD	2009 USD
Preferential creditors	287.729	496.318
Sundry creditors	<u>313.431</u>	<u>473.860</u>
	<u>601.160</u>	<u>970.178</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 11 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2010 USD	2009 USD
Accrued interest expenses	309.021	164.481
Accrued general expenses (Others)	198.285	318.446
Accrued commission	5.839.691	2.767.678
Neutralization of realized swap own result	524.442	0

Other accrued expenses	53.418	0
Other suspense receipt	2.320	265
	<u>6.927.177</u>	<u>3.250.870</u>

NOTE 12 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2010, due to the appreciation of the US dollar against Euro, the negative neutralisation position has decreased (2009: increased) and the Bank has written back deferred taxes for the equivalent of USD 1.942.382. In 2009, the Bank has made a provision for deferred taxes for an amount equivalent of USD 741.751. Deferred taxes written back are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 2.263.364 (December 31, 2009: USD 3.756.175) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2010	3.711.797	43.924.643	7.393
Profit for the year ended December 31, 2009			11.138.765
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(10.770.681)
- Transfer to reserves	0	373.035	(373.035)
Balance at December 31, 2010	<u>3.711.797</u>	<u>44.297.678</u>	<u>2.442</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 11.297.678 (2009: USD 10.924.643).

Years	2010 Reserve for Net Worth Tax USD	2010 Reserve for Net Worth Tax EUR
2005	1.241.000	1.063.650
2006	2.498.676	2.601.000
2007	3.223.324	2.744.825
2008	3.961.643	2.814.525
2009	<u>373.035</u>	<u>260.000</u>
Balance at December 31, 2010	<u>11.297.678</u>	<u>9.484.000</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs".

The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2010.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2010 (and December 31, 2009) the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2010	2009
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	985.801.720	948.392.404
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	873.028	860.343
Prepayments and accrued income	6.853.634	7.000.340
	<u>993.528.383</u>	<u>956.253.088</u>

LIABILITIES

	2010	2009
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	699.269.235	660.216.439
Amounts owed to customers	32.031.297	10.520.246
	<u>731.300.532</u>	<u>670.736.685</u>

The Bank has not entered into any material transaction with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm’s length transactions as of December 31, 2010 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2010, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.004.635.664 breakdown as follows:

2010
USD

Loans and advances to credit institutions	985,801,718
Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount)	18,833,946
	<u>1,004,635,664</u>

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2010 USD	2009 USD
Audit of the Annual Accounts	195,063	203,734
Tax advisory fees	32,473	43,542
Other fees	54,099	13,552
	<u>281,635</u>	<u>260,828</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2010, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 864,643,846 (2009: 540,518,170).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2010 USD	2009 USD
Counter-guarantees	<u>1,388,818</u>	<u>1,474,255</u>

As at the year end, there were no related party balances.

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

2010 USD	2009 USD
-------------	-------------

Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	520.170	545.943
---	---------	---------

As at the year end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2010 and 2009:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2010	2009
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth		
Tax related to previous years	0	794.287
VAT refund for prior years	898	59.144
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	326.651	182.980
Adjustment for interest previous years	33.832	89.665
Adjustment for commission previous years	177.774	88.810
Other	17.537	25.625
	<u>556.692</u>	<u>1.240.511</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2010 USD	2009 USD
Loss on the sale of fixed assets	3.307	0
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	28.198	42.047
Interest previous years	0	9.993
Commission previous years	43.515	1.180.988
Provision for Litigation (1)	350.000	0
Others	214	12.142
	<u>425.234</u>	<u>1.245.170</u>

(1) Provision for litigation relates to a claim made against the Bank and for which an agreement has been reached between the two parties. The amount has been paid to the party in January 2011.

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2010 Number	2009 Number
Senior management	13	14
Middle management	24	24
Employees	74	77
	<u>111</u>	<u>115</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

2010 USD	2009 USD
-------------	-------------

Senior management	3.087.116	3.071.009
-------------------	-----------	-----------

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2010 and 2009, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2010 USD	2009 USD
Rent and related expenses	1.171.181	1.209.724
Telecommunication expenses	361.965	396.905
Professional fees	540.526	618.124
Data charges	557.425	526.077
Maintenance	694.431	742.804
Travelling, moving, business trips	154.674	162.555
Service fee	3.118.331	2.874.518
System cost	5.668.850	5.655.691
Other expenses	1.240.867	1.189.147
	<u>13.508.250</u>	<u>13.375.545</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 27.1 - TAX ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

	2010 USD	2009 USD
Corporate Income Tax	4.548.061	10.963
Deferred Corporate Income Tax	(1.479.895)	566.626
Municipal Business Tax	1.410.071	11.407
Deferred Municipal Business Tax	(462.486)	175.124
	<u>4.015.751</u>	<u>764.120</u>

NOTE 27.2 - OTHER TAXES NOT SHOWN UNDER THE PRECEDING ITEMS

	2010 USD	2009 USD
Net worth tax (note 14)	624.197	740.374
VAT	244.090	381.968
Other taxes	48.761	41.416

917.048

1.163.758

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2010, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“the Guarantee”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2010 (and December 31, 2009) the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	558	0	0	0	558
Balances with the BcL	20.457.321	0	0	0	20.457.321
Loans and advances to credit institutions	1.066.111.302	26.000.000	0	0	1.092.111.302
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.328	3.328
Total	1.086.569.181	26.000.000	0	3.328	1.112.572.509

FINANCIAL LIABILITIES**Instrument class**

Amounts owed to credit institutions	701.182.390	0	0	0	701.182.390
Amounts owed to customers	310.843.644	0	0	0	310.843.644
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>	1.388.818	0	0	0	1.388.818
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	1.013.414.852	0	0	0	1.013.414.852

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

As at December 31, 2009, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	666	0	0	0	666
Balances with the BCL	25.820.745	0	0	0	25.820.745
Loans and advances to credit institutions	992.388.967	30.000.000	0	0	1.022.388.967
Shares and other variable yield securities	0		0	3.558	3.558
Total	1.018.210.378	30.000.000	0	3.558	1.048.213.936

FINANCIAL LIABILITIES**Instrument class**

Amounts owed to credit institutions	661.186.846	0	0	0	661.186.846
Amounts owed to customers	304.989.593	0	0	0	304.989.593
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>	1.474.255	0	0	0	1.474.255
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	967.650.694	0	0	0	967.650.694

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	61.232.663	0	0	0	61.232.663	1.033.227
Swaps	490.823.932	0	0	0	490.823.932	6.401.698

Total	552.056.595	0	0	0	552.056.595	7.434.925
--------------	--------------------	----------	----------	----------	--------------------	------------------

FINANCIAL LIABILITIES**Instrument class***Foreign exchange transactions*

Forwards	309.162.814	0	0	0	309.162.814	5.122.431
Swaps	512.266.543	0	0	0	512.266.543	2.802.008

Total	821.429.357	0	0	0	821.429.357	7.924.439
--------------	--------------------	----------	----------	----------	--------------------	------------------

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

As at December 31, 2009, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD

FINANCIAL ASSETS**Instrument class***Foreign exchange transactions*

Forwards	273.151.740	0	0	0	273.151.740	4.566.868
Swaps	200.885.191	0	0	0	200.885.191	997.354

Total	474.036.931	0	0	0	474.036.931	5.564.222
--------------	--------------------	----------	----------	----------	--------------------	------------------

FINANCIAL LIABILITIES**Instrument class***Foreign exchange transactions*

Forwards	209.978.475	0	0	0	209.978.475	3.235.902
Swaps	130.702.702	0	0	0	130.702.702	1.860.944

Total	340.681.177	0	0	0	340.681.177	5.096.846
--------------	--------------------	----------	----------	----------	--------------------	------------------

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2010 Carrying amount in USD	2009 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	20.457.879	25.821.411
<i>EU member countries</i>	<i>20.457.879</i>	<i>25.821.411</i>
Loans and advances to credit institutions	1.092.111.302	1.022.388.967
<i>EU member countries</i>	<i>9.713.122</i>	<i>40.642.807</i>
<i>North & Central America</i>	<i>244.630.008</i>	<i>81.060.912</i>
<i>Asia</i>	<i>837.703.130</i>	<i>900.683.749</i>
<i>Europe, non-EU member countries</i>	<i>2.390</i>	<i>415</i>
<i>South Africa</i>	<i>0</i>	<i>0</i>
<i>Australia and New Zealand</i>	<i>62.652</i>	<i>1.084</i>
Loans and advances to customers	189.891	0
<i>EU member countries</i>	<i>189.891</i>	<i>0</i>
Shares and other variable yield securities	3.328	3.558
<i>EU member countries</i>	<i>3.328</i>	<i>3.558</i>
Total	1.112.762.400	1.048.213.936

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

	2010 Notional/ receivable amount in USD	2009 Notional/ receivable amount in USD
--	--	--

FINANCIAL ASSETS

By instrument class and geographic location

Foreign exchange transactions

Forwards

<i>EU member countries</i>	<i>110.849.480</i>	<i>416.716.520</i>
<i>Asia</i>	<i>242.638.000</i>	<i>67.760.770</i>
<i>America</i>	<i>12.843.398</i>	<i>0</i>

Swaps

<i>Asia</i>	<i>246.700.743</i>	<i>66.415.641</i>
<i>EU member countries</i>	<i>759.964.811</i>	<i>264.292.548</i>

Total

1.372.996.432	815.185.479
----------------------	--------------------

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【資産及び負債の状況】

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2011年6月30日現在

（単位：米ドル）

資 産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	30,727,952.00	2,355,298
1.2	売買目的で保有される金融資産	1,748,169.00	133,997
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	1,748,169.00	133,997
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	2,104,952.00	161,345
1.4.1	持分証券	2,104,952.00	161,345
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	1,086,205,285.00	83,257,635
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	1,086,205,285.00	83,257,635
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	386,163.00	29,599
1.9.1	有形固定資産	386,163.00	29,599
1.9.2	投資不動産		

1.10	無形資産	1,165,631.00	89,346
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	1,165,631.00	89,346
1.12	税金資産	1,703,114.00	130,544
1.12.1	現行税金資産	1,703,114.00	130,544
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	24,816,525.00	1,902,187
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および 売却グループ		
1.15	資産合計	1,148,857,791.00	88,059,950

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2011年6月30日現在

（単位：米ドル）

負 債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	239,784.00	18,379
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	239,784.00	18,379
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	1,022,637,911.00	78,385,196
2.4.1	金融機関からの預金	752,787,973.00	57,701,198
2.4.2	金融機関以外からの預金	269,849,938.00	20,683,998
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	13,469,496.00	1,032,437
2.9.1	現行税金負債	11,023,417.00	844,945
2.9.2	繰延税金負債	2,446,079.00	187,492

2.10	その他の負債	10,757,985.00	824,600
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	1,047,105,176.00	80,260,612

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2011年6月30日現在

（単位：米ドル）

資 本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	2,845,092
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	2,845,092
3.1.2	未払込請求資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	1,186,131.00	90,917
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	1,186,131.00	90,917
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	50,184,867.00	3,846,670
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	13,263,648.00	1,016,659
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	101,752,615.00	7,799,338
3.11	負債および資本合計	1,148,857,791.00	88,059,950

（２）【損益の状況】

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2011年6月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	30,896,321.00	2,368,203
5.2	利息収益	5,889,587.00	451,437
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	127,622.00	9,782
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	2,665,530.00	204,313
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	3,096,435.00	237,342
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		

5.2.7	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（-）	2,146,641.00	164,540
5.3.1	中央銀行からの預金	0.00	0
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	17,188.00	1,317
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	2,129,453.00	163,223
5.3.5	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（-）		
5.5	受取配当（+）	348,254.00	26,694
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	348,254.00	26,694
5.6	受取手数料（+）	44,460,362.00	3,407,887
5.7	（支払手数料）（-）	18,861,846.00	1,445,760
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産 および負債に係る実現利益（損失）、純額（+/-）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る 利益（損失）、純額（+/-）	1,093,544.00	83,820
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	1,093,544.00	83,820
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産 および負債に係る利益（損失）、純額（+/-）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（+/-）		
5.12	為替差額、純額（+/-）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る 利益（損失）、純額（+/-）		
5.14	その他の事業収益（+）	634,960.00	48,670
5.15	その他の事業費用（-）	521,899.00	40,004
5.16	一般管理費（-）	13,719,082.00	1,051,568
5.16.1	従業員費用（-）	6,627,339.00	507,986
5.16.2	一般管理費用（-）	7,091,743.00	543,582
5.17	減価償却（+/-）	576,073.00	44,156
5.17.1	有形固定資産	152,968.00	11,725
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	423,105.00	32,431
5.18	引当金（+/-）	0.00	0
5.19	減損（+/-）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない 金融資産に係る減損（+/-）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産 （値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金 （ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（+/-）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		

5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない 売却目的保有に分類される除却グループからの 損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	16,601,166.00	1,272,479
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	3,337,518.00	255,821
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	13,263,648.00	1,016,659
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	13,263,648.00	1,016,659

4【利害関係人との取引制限】

投資運用会社または管理会社の取締役は、受益証券に持分を有していない。投資運用会社は、マン・グループにより間接的に保有されている。運用マネジャーもまた、直接または間接的に、その一部または全部を、マン・グループが保有している会社である場合がある。

投資家は、以下の利益相反の可能性に留意すべきである。

（受託会社兼保管会社としての）受託会社、（管理会社兼管理事務代行会社としての）管理会社、投資運用会社、マーケット・アドバイザーならびにその他のサービス・プロバイダー、それぞれの持株会社、持株会社の株主、かかる持株会社の子会社またはその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社のうちのいずれかの者（以下「利害関係人」という。）は、時にファンドとの間に利益相反を招く可能性のあるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することができる。これらの中には、その他のファンドの運用もしくは管理またはそれらの受託会社もしくはサービス・プロバイダーとしての活動、証券の売買、投資運用および投資顧問の業務、ブローカー業務ならびにその他のファンドもしくはその他の会社の取締役、役員、顧問もしくは代理人としての業務が含まれる。特に、管理会社、マーケティング・アドバイザーおよび投資運用会社が、ファンドと類似または重複する投資方針を有する可能性のあるその他の投資信託の運用または顧問に携わることがあることを、認識すべきである。受託会社、管理会社、投資運用会社およびその他のサービス・プロバイダーは、ファンドに提供される業務と類似の業務を第三者に対して提供することができ、かかる活動のいずれかより獲得した利益を申告する義務を負わないものとする。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、投資運用会社および（適切な場合）その他のサービス・プロバイダーは、必ず公正な解決がなされるよう、努力するものとする。ファンドを含む異なる顧客に対する投資機会の割当に関連して、管理会社、投資運用会社またはマーケティング・アドバイザーは、このような業務に関連する利益相反に直面する可能性がある。しかし、このような状況下での投資機会の公正な割当が必ず実現するよう、努力するものとする。

適用法令に常に従うことを条件に、管理会社または投資運用会社は、いずれかの利害関係人、投資信託またはかかる者により助言もしくは運用されるアカウントから、証券をファンドまたは（適切な場合）トレーディング・カンパニーの勘定で取得したり、これらの者に対して証券を処分することができる。いずれかの利害関係人（受託会社を除く。）は、適切であると考える受益証券の保有およびその処理を行うことができる。利害関係人は、類似の投資対象をファンドが保有するか否かに関わらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有および処理することができる。

適用法令に常に従うことを条件に、いずれかの利害関係人は、ファンドによりもしくはファンドの勘定でその証券が保有されているいずれかの受益者または法人との間に、金融またはその他の取引の契約を締結したりこれを実行することができ、かかる契約または取引より利益を得ることができる。さらに、いずれかの利害関係人は、ファンドの利益になるか否かに関わらず、ファンドの勘定で、ファンドの投資対象の売却または購入に関連して取り決める手数料および利益を受領することができる。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）は、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管

理会社に対する認可を撤回することができる。

（３）出資の状況

該当事項はない。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」兼「保管会社」）

（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）

資本金の額

平成22年12月末日現在、189,893,030米ドル（約146億円）

事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「CIBCケイマン」という。）は、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、3,520億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシ（以下「CIBC」という。）の間接的な完全所有子会社である。CIBCケイマンは、1965年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

CIBCケイマンは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

受託会社の側に故意の不履行、過失または詐欺がある場合を除き、受託会社は、ファンド、受益者またはその他の者に対して何らの責任をも負わない。

（２）マン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「受益者サービス代行会社」）

（Man Corporate Services（Ireland）Limited）

資本金の額

平成23年８月末日現在、5,842,104米ドル（未監査）（約４億円）

事業の内容

マン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、1999年８月に事業を開始した。同社は、主としてマンにより運用されるいくつかの商品に関する株主関連事務および登録移転事務を提供している。マン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、1995年投資仲介法に基づき、アイルランド金融サービス規制当局の認可を受けている。

（３）マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド（「評価事務代行会社」）

（Man Valuation Services Limited）

資本金の額

平成23年８月末日現在、11,382,047.55米ドル（未監査）（約９億円）

事業の内容

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービスズ・リミテッドは、英国およびウェールズ州において適用ある法律に基づき有限責任会社（2772379番）として設立され、登記上の所在地をロンドンEC4R 3AD、スワン・レーン２、リバーバンク・ハウスに置いている。マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッドは、投資商品に関する評価および会計サービスを提供する。マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッドは、商品評価、管理報酬および成功報酬の計算、ファンド会計書類の作成、商品に関する買掛金機能、現金需要ならびに銀行および貸付残高調整について特に責任を負う。

（４）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

平成23年10月末日現在、180億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

（１）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」兼「保管会社」）

（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

（２）マン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「受益者サービス代行会社」）

（Man Corporate Services（Ireland）Limited）

受益者サービス代行会社は、受益者サービス代行業務を行うように任命されている。

（３）マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド（「評価事務代行会社」）

（Man Valuation Services Limited）

評価事務契約に基づき、受益証券について評価および記帳業務をファンドおよびトレーディング・カンパニーに提供する。

（４）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2011年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,431であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2010年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられる

ものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依りて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- （a）規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - （i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - （ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- （b）かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - （a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれ

をCIMAに通知しなければならない。

- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものと、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登録上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2011年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2011年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。

- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要と

みなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該

当局が遂行するために必要な情報を開示する場合、ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2011年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）.7項および第6.3（i）項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2011年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1 か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1 か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6 か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- （b）投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- （c）本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- （a）一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- （b）一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- （c）監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- （d）監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- （a）本規則パート Ⅱ は、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）および第4条（6）に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所に於いて無料で入手することができなければならない。
- （b）ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - （i）一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - （ ）一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - （ ）設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - （ ）一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - （v）監査人の氏名および住所
 - （ ）下記の（ ）、（ ）および（ ）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - （ ）投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - （ ）証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - （ ）該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - （x）証券の発行および売却に関する手続および条件
 - （ ）証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - （ ）一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - （ ）一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - （ ）一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - （ ）一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）

に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

本会計年度中、ファンドについては下記の書類が関東財務局長に提出されている。

平成22年11月30日 有価証券報告書

平成23年2月28日 半期報告書

第５【その他】

該当事項なし。

別紙

定 義

「追加額」	未償還のゼロ・クーポン債につき、保証銀行が保証枠提供契約の条項に基づき、投資運用会社、管理会社、ゼロ・クーポン債発行会社、受託会社および登録事務代行会社に宛てた書面において証明される直近時点における米ドル建ての金額（もしあれば）であり、ゼロ・クーポン債発行会社が、プロフィット・ロックイン構造に基づき追加の適格担保を取得し、当該適格担保を保証枠提供契約の条項に従って保証銀行に提供したことにより、保証銀行が基本保証額を超えて保証する額（ただし、保証状の制限に従う。）をいう。
「当局」	すべての領土、国もしくは政府、または政府、準政府もしくは司法機関もしくは司法当局をいう。
「代行協会員」	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号所在の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「マネー・ロンダリング防止関係書類」	申込者が受益証券の申込みに際して提出する申込書のマネー・ロンダリング規制の項において要求される書類をいう。
「申込者」	申込みを行う受益証券に適用される発行価格の合計額に相当する米ドル建ての決済可能な資金を申込口座に振り込む（または振り込ませる）とともに、適式に作成されかつ署名された受益証券の申込書を提出する申込名義人をいう。かかる手続は、本書中の「申込手続」の項において詳述されている。
「申込金額」	申込みに関し、申込者により申込口座に振り込まれかつ記帳された米ドル建ての決済可能な資金で、その後申込者またはその代理人による引出しまたはかかる者への還付がなされていないものをいう。
「申込書」	受益証券の申込みを行う者が作成しかつ署名する、管理会社から入手できる受益証券の申込書をいう。
「監査人」	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、私書箱510所在のアーレスト・アンド・ヤングをいう。
「保証銀行」	連合王国、ロンドンE14 5HP、チャーチヒル・プレイス１所在のバークレイズ・バンク・ピーエルシーのフィナンシャル・マーケッツ・チームをいう。
「基本保証額」	償還日に償還予定の未償還の各ゼロ・クーポン債の額面金額の100%に相当する米ドル建ての金額をいう。

「先物委託売買会社」	いずれかのトレーディング・カンパニーによりその時々清算ブローカーとして任命された当事者をいう。
「委託売買契約」	取次ブローカー契約およびトレーディング・カンパニーが適式に作成する新規口座に関する書類をいう。
「営業日」	ケイマン諸島、ダブリン、マン島、ロンドン、ルクセンブルグ大公国、ニューヨークおよび東京において、銀行および外国為替市場が営業する日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
「申込最終日」	申込期間が終了する2005年1月21日（受託会社と協議の上、また保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）を得て、管理会社がその裁量により延長する場合を除く。）をいう。
「担保設定契約」	ゼロ・クーポン債発行会社、トレーディング・カンパニー、保証銀行および担保保管会社の間で、英文目論見書と同日または近接する日に締結されるゼロ・クーポン債に関する担保設定契約をいう。
「信用枠」	コミットの有無を問わず、信用枠または、デリバティブ商品、レバレッジ商品への投資を含むがこれらに限られない、他の形態のレバレッジをいう。
「保管会社」	ファンド資産の保管者として行為するCIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（または保管会社により任命されることがある企業）をいう。
「取引日」	各暦月の第1営業日または受託会社が随時決定するその他の日をいい、第1取引日は2005年3月の第1営業日とする。
「販売会社」	日本国東京都千代田区丸の内二丁目5番2号所在の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「早期償還日」	本書の条項に従い、償還日に先立つ日のうち、信託証券の条項に従い受託会社が宣言する日で、発行済受益証券の買戻しがファンドによりなされる日をいう。
「適格担保」	ゼロ・クーポン債に関し、アメリカ合衆国財務省の発行する米ドル建てゼロ・クーポン債、保証銀行が事前に書面をもって同意する同種の米ドル建て証券もしくは証書（現金預金、保証銀行における預金および保証銀行の発行する非劣後債を含むが、これらに限られない。）で償還日以前に償還予定のもの、または保証銀行およびゼロ・クーポン債発行会社が事前に書面をもって同意するその他の資産をいう。
「超過額」	発行済受益証券に関し、当該時点における追加額に相当する米ドル建ての金額（もしあれば）をいう。

「報酬契約」	受託会社とゼロ・クーポン債発行会社との間で、英文目論見書と同日または近接する日に締結され、本書に記載のある報酬契約をいう。
「FSA」	FSMAに基づき監督機能を実施するために、有限責任保証会社として設立および授權された、連合王国の金融サービス機構（またはこれを承継する規制当局）をいう。
「FSMA」	連合王国の2000年金融サービス市場法（随時改正済み）をいう。
「保証」または 「保証状」	保証枠設定契約の要項に基づき、保証銀行がゼロ・クーポン債に関して作成する保証状をいう。
「保証請求代理人」	保証請求証書における義務に基づいて保証請求代理人として行為するメイブルズ・エフエス・リミテッドまたは保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）をもって適式に保証請求代理人に任命されるその他の者をいう。
「保証請求証書」	ゼロ・クーポン債に関して、ゼロ・クーポン債発行会社、保証銀行および保証請求代理人の間に、英文目論見書と同日または近接する日に締結される保証請求証書をいう。
「保証枠設定契約」	ゼロ・クーポン債に関して、ゼロ・クーポン債発行会社、トレーディング・カンパニーおよび保証銀行との間で、英文目論見書と同日または近接する日に締結される保証枠設定契約をいう。
「保証上限額」	保証状第2.1条における、その時々保証銀行の保証上限額をいう。
「保証額」	償還日に償還予定の発行済ゼロ・クーポン債に関し、（a）基礎保証額と（b）追加額の合計に相当する米ドル建ての金額をいう。
「英文目論見書」	受益証券の募集に関する2004年11月18日付の英文目論見書（その付属書類を含む。）（随時改正済）をいう。
「取次ブローカー」	スイスで設立された有限責任会社であるマン・インベストメンツ・エイ・ジーをいう。
「取次ブローカー 契約」	委託売買会社、取次ブローカーおよびトレーディング・カンパニーの間に英文目論見書（随時改正済）と同日または近接する日に締結され、本書に記載される取次ブローカー契約をいう。
「投資運用契約」	トレーディング・カンパニー、投資運用会社およびマーケティング・アドバイザーの間に英文目論見書（随時改正済）と同日または近接する日に締結され、本書に記載される投資運用契約をいう。

「投資運用会社」	英国において有限責任会社として設立され、連合王国において規制業務の遂行についてFSAの監督を受けているマン・インベストメンツ・リミテッドをいう。
「投資戦略」	単独または他の投資戦略と組み合わせられて、投資アプローチまたはポートフォリオのスタイルを構成するトレーディング・カンパニーの資産が充当される運用マネジャーが採用するすべての投資戦略をいう。
「発行日」	受益証券が発行される日をいう。
「発行価格」	管理会社が各受益証券の発行価格として提示する１米ドルをいう。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改正）をいう。
「レンダー」	トレーディング・カンパニーとの間で、特に本書で遂行される投資レバレッジを提供するために、トレーディング・カンパニーとの間で随時信用枠を設定する企業体（マン・グループの構成会社が含まれることがある。）をいう。
「LIBOR」	公認の情報提供者によって随時公表される、主要銀行がロンドン銀行間取引市場において米ドル貨で行う借入れに課され、特定の期間中発生する年間利率をいう。
「ローン」	信用枠のもとで随時認められる、発生したがまだ支払われていない利息、費用、経費を含む借入金の額をいう。
「マン」	以下の者をはじめとするマン・グループの資産運用部門をいう。マン・インベストメンツ・エイ・ジー、マン・マッシュ・リミテッド、マン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッド、マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド、マン・インベストメンツ・リミテッド、マン・インベストメンツ（スイス）エイ・ジー、マン・インベストメンツ（スイス）エイ・ジー（ガーンジー支店）。
「マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド」	ファンド、またはファンドが表明する本書に詳述される投資商品をいう。
「マン・グループ」	文脈に応じ、マン・グループ・ピーエルシーおよび／または当該時点におけるその子会社をいう。
「管理会社」	ファンドの管理会社として行為するルクセンブルグL - 1150、アーロン通り287 - 289番所在のミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継者または信託証書により認可された地位譲受人をいう。

「マーケティング・アドバイザー」	投資運用契約およびトレーディング・アドバイザー契約に従い、マーケティング・アドバイザーとして行為するマン・インベストメンツ・エイ・ジーをいう。
「重要契約」	本書に記載される各契約をいう。
「償還日」	2017年2月28日または当該日が営業日でない場合にはこれに次ぐ営業日をいう。
「定款」	文脈に応じ、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社の基本定款および付属定款（随時改正済み）をいう。
「最低保有口数」	合計30,000口の受益証券をいう。
「最低買戻口数」	合計発行価格10,000米ドルである、単一買戻価格に従って受益者が買戻しを要求しうる受益証券の最低口数をいう。
「最低買付」	合計発行価格30,000米ドル（30,000口）である、個々人が買い付けることを要する最低買付金額をいう。
「純資産価額」	評価事務代行会社が、各評価日において、受益証券口座の金額として計算する値をいう（当該価値は本書の「受益証券の評価」の項において詳述される）。
「一口当たり純資産価格」	評価事務代行会社によって各評価日に計算される、受益証券口座の純資産価額を、評価日における発行済受益証券の口数で除した値をいう。
「非適格者」	（ ）受益証券の取得および／もしくは保有が、いずれかの国もしくは政府当局の法もしくは規則に違反することとなる者、（ ）かかる者により、ファンドが本来的には負担する必要のない納税義務その他の金銭的、規制上、商業上の不利益を被る状況（当該者に直接・間接に影響する状況か、単独もしくは他の者との関係で適用される状況であるかを問わず、また関連性を有すると受託会社もしくは管理会社が判断する状況を含む。）に置かれる可能性がある受託会社もしくは管理会社が判断する者、（ ）21歳未満の者、（ ）米国人、または（ ）ケイマン諸島に居住もしくは在住する者（ケイマン諸島で設立された免除会社もしくは通常非居住会社を除く。）をいう。
「ゼロ・クーポン債発行会社」	ケイマン諸島において免除有限責任会社として設立されたマン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）リミテッドをいう。

「募集期間」	2004年12月16日に開始し、2005年1月21日に終了する、受益証券の販売期間（保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）を得て、受託会社と協議の上管理会社の裁量により延長される場合を除く。）をいう。
「パフォーマンス・ローン債勘定」	（ ）会計上、パフォーマンス・ローン債の発行手取金が、トレーディング・カンパニーの運用資金を構成するトレーディング・カンパニーの他の資産とは独立して貸方記入され、（ ）会計上、上記（ ）における資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが発生し、ならびに（ ）会計上、トレーディング・カンパニーに関連するすべての費用および負債ならびにパフォーマンス・ローン債の償還金の原資となるところの、トレーディング・カンパニーの内部勘定をいう。
「パフォーマンス・ローン債」	トレーディング・カンパニーが、当該債権を表章する証書の要項に従い1米ドルにて発行し、ファンドのために受託会社が引き受ける、償還可能なパフォーマンス・ローン債をいう。各債権には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し、金額に応じた持分権が付与されている。
「プロフィット・ロックイン構造」	本書中「プロフィット・ロックイン」の項において詳述される構造をいう。
「還付決定期日」	払込期日の24営業日後の日をいう。
「登録事務代行会社」	ルクセンブルグL-1150、アーロン通り287-289番所在の三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ、または保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）によりファンドの登録事務代行会社として任命されたその他の者をいう。
「登録・名義書換事務代行契約」	登録事務代行会社、ファンドのために受託会社および保証請求代理人の間で、英文目論見書の日付と同日または近接する日に締結される、本書記載の契約をいう。
「ケイマン規則」	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）をいう。
「担保関連契約」	（ ）担保および質権設定契約ならびに（ ）担保設定契約をいう。
「担保および質権設定契約」	ゼロ・クーポン債に関連して、ゼロ・クーポン債発行会社と保証銀行との間で、英文目論見書の日付と同日または近接する日に締結される担保および質権設定契約をいう。

「担保保管会社」	バンク・オブ・ニューヨーク、または担保資産に関して、ゼロ・クーポン債発行会社の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）を得て保証銀行により保証保管会社として任命されるその他の者をいう。
「担保資産」	担保関連契約の条項に従い保証銀行および／もしくは担保保管会社が、または保証銀行とゼロ・クーポン債発行会社の合意する条件に従って第三者が、それぞれ保有するすべての適格担保をいう。
「副登録事務代行会社」	副登録事務代行契約における義務に基づき、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対する副登録事務代行会社として行為する、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1102、クイーンズゲート・ハウス、私書箱1093所在のメイプルズ・エフエス・リミテッド、または副登録事務代行会社として適式に任命されるその他の者をいう。
「副登録事務代行契約」	副登録事務代行会社およびトレーディング・カンパニー間、および副登録事務代行会社およびゼロ・クーポン債発行会社間の契約をいう。
「申込口座」	受託会社がファンドのために、受益証券に関し申込口座保管者において開設する、利付申込口座をいう。
「申込口座保有者」	ファンドに関してマン島、IM99 1 AJ、ダグラス、パークレイズ・ハウス、私書箱9号所在のパークレイズ・プライベート・クライアント・インターナショナル・リミテッドをいう。
「運用マネジャー」	投資戦略を実施するために投資運用会社により直接的または間接的に選任される運用マネジャー（自らが作成する投資戦略の運用マネジャーとして行為する投資運用会社自身を含むことがある。）をいう。
「トレーディング・アドバイザー契約」	トレーディング・カンパニー、投資運用会社および運用マネジャーの間で締結される契約をいう。
「トレーディング・カンパニー」	ケイマン諸島において免除有限責任会社として設立されたマン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング リミテッドをいう。
「ファンド」	信託証書に従い、ケイマン諸島の法律に基づきユニット・トラストとして設定されたマン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド をいう。
「信託証書」	本書において記載されるファンドの（随時改正済みでかつ本書に記載されたとおり）信託証書をいう。

「受託会社」	ファンドの受託会社として行為するCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継者または信託証書の規定に従い認定される地位譲受人をいう。
「受益証券口座」	（ ）会計上、受益証券の発行手取金が、ファンドの他の資産から独立して貸方記入され、（ ）会計上、受益証券口座に帰属する資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが発生し、ならびに（ ）会計上、受益証券に関連するすべての費用および負債ならびに受益証券の償還金の原資となるところの、ファンドの内部勘定をいう。
「米国」または「合衆国」	アメリカ合衆国ならびにその領土および属領（すべての州およびコロンビア自治区を含む。）をいう。
「米国人」	1933年米国証券法（改正済）のレギュレーションSまたは米国歳入法（改正済）において定義される米国人、およびかかる米国人のために行為する者（資格を問わない。）をいう。
「受益者」	登録事務代行会社（またはその指名する者）によって維持されるファンドの受益者名簿に受益証券の保有者として記載される者をいう。
「受益者サービス代行会社」	アイルランドにおいて設立された法人であるマン・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッド、または受益者および名義書換事務代行サービスを行う者として随時登録事務代行会社により任命されたその他の者をいう。
「受益証券」	本書に従って一口1米ドルで募集される、償還可能な20,000,000口の受益証券をいう。
「米ドル」	米国の通貨であるドルをいう。
「評価日」	各暦月の最終日または毎暦月に少なくとも一回は評価日が設けられることを条件に受託会社が随時決定するその他の日をいう。
「評価事務代行会社」	マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド、または保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付でなされてはならない。）を得て評価事務代行会社に任命されるその他の者をいう。
「ゼロ・クーポン債」	ゼロ・クーポン債発行会社が、当該債権を表章する証書の要項に従い1米ドルにて発行し、ファンドのために受託会社が引き受ける、償還可能な保証付ゼロ・クーポン債をいう。
「ゼロ・クーポン債額面金額」	発行された各ゼロ・クーポン債の1米ドルの額面金額をいう。

（ 翻訳 ）

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド

我々は、マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」という。）の2011年5月31日現在の結合財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の受益証券保有者に帰属する金額の結合変動計算書、結合包括利益計算書、結合キャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報から構成される結合財務書類について監査を実施した。

本報告書は受託会社のためのみに作成している。我々の監査業務は、受託会社に対して、監査人の監査報告書に伝達義務のある事柄を記載することを目的としてのみ行われた。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書もしくは我々の意見について、ファンドおよび受託会社以外のものに対して責任を負わない。

本財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、欧州連合により採択された国際財務報告基準に準拠して本結合財務書類を作成し適正に表示し、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない結合財務書類の作成を可能にするために必要と経営陣が判断する内部統制に対し責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該結合財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに結合財務書類に重要な虚偽記載がないか否かについて合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、結合財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による結合財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたり、結合財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、ファンドの経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、結合財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本結合財務書類は、欧州連合により採択された国際財務報告基準に準拠して、2011年5月31日現在のマン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度における運用成績およびキャッシュ・フローを、真実かつ公正に表示しているものと認める。

〔 署 名 〕

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2011年11月 9 日

Independent Auditors ' Report

The Trustee

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

We have audited the accompanying combined financial statements of Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II (the "Trust") which comprise the combined statement of financial position as at 31 May 2011, and the combined statement of changes in amounts attributable to Unitholders, combined statement of comprehensive income and combined statement of cash flow for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these combined financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, as adopted in the European Union and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of combined financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these combined financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the combined financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the combined financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the combined financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the combined financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the combined financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the combined financial statements give a true and fair view of the financial position of Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II as at 31 May 2011, and of its financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards, as adopted in the European Union.

Ernst & Young Ltd.

November 9, 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、（a）不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、（b）適切な会計方針の選定および適用、ならびに（c）状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2010年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2011年4月21日

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D ' ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d ' entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d ' entreprise agré é, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d ' entreprise agré é considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2010 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte S.A., Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

April 21, 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（翻訳）
独立監査人の監査報告書

受託会社御中

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド

我々は、マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」という。）の2010年5月31日現在の結合財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の受益証券保有者に帰属する金額の結合変動計算書、結合包括利益計算書、結合キャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される財務書類について監査を実施した。

本報告書は受託会社のためのみに作成している。我々の監査業務は、受託会社に対して、監査人の監査報告書に伝達義務のある事柄を記載することを目的としてのみ行われた。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書もしくは我々の意見について、ファンドおよび受託会社以外のものに対して責任を負わない。

本財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、欧州連合により採択された国際財務報告基準に準拠して本財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。当該責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないか否かについて合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたり、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、ファンドの経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、欧州連合により採択された国際財務報告基準に準拠して、2010年5月31日現在のマン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度における運用成績およびキャッシュ・フローを、真実かつ公正に表示しているものと認める。

〔署名〕

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2010年11月22日

Independent Auditors' Report

The Trustee

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II

We have audited the accompanying financial statements of Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II (the "Trust") which comprise the combined statement of financial position as at 31 May 2010, and the combined statement of changes in amounts attributable to Unitholders, combined

statement of comprehensive income and combined statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

This report is made solely to the trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management ' s Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, as adopted in the European Union. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors ' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors ' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund II as of 31 May 2010, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards, as adopted in the European Union.

Ernst & Young Ltd.

November 22, 2010

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2009年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、（a）不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、（b）適切な会計方針の選定および適用、ならびに（c）状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの2009年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ
独立監査人

〔署名〕
ベンジャミン・ラム
パートナー

2010年5月5日

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2009 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises agréé

Benjamin Lam
Partner

May 5, 2010

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。